

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市		
政策の基本方向	NO	1	あたたかい地域福祉社会をつくれます	施策所管局 健康福祉局
施策名	NO	1	地域福祉の推進	局・区長名 和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	住民がともに地域で支えあっている。
取り組みの方向	1 地域福祉活動の推進 福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、参加と連携により地域全体で支えあう福祉コミュニティづくりを進めます。 2 バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進 誰もが公共施設・公共交通を快適に利用できるよう、道路・公園や駅などのバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

中間(H26):38.3%、最終(H31):45.8%

指標と説明	【指標1】地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合 住民が福祉活動で互いに支えあっているかを見る指標【単位：%】					結果の分析	
目標設定の考え方	地域の人たちの支えあい活動の場の一つであるサロンの設置増加数の割合を参考に、目標として設定しました。					指標の設定時に参考としたサロンの設置数は、前年度と比較し23ヶ所増加しており、着実に設置が進んでいる。しかし、指標としている住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合の増加には結びついていないため、今後は身近な地域活動の充実を実感できるような、情報発信の充実に努める必要がある。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	29.2	32.2	33.7	35.3	36.8		
実績値(b)		28.7	31.7	30.7	29.6		
達成率(a/b) %		89.0	94.0	87.1	80.5		
						評価	B

【指標2】

中間(H26):、最終(H31):

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b) %							
						評価	

【指標3】

中間(H26):、最終(H31):

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a) %							
						評価	

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】

中間(H26):100、最終(H31):100

指標と説明	バス停留所のバリアフリー化対応率 バス中扉からの車椅子乗車を行うために整備が必要なバス停の整備状況【単位：%】					結果の分析	
目標設定の考え方	環境整備の必要なバス停(247箇所)について順次整備を進めることとして、目標を設置しました。					新たに環境整備の必要が生じたバス停も含め、250箇所すべての整備が完了した。	
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	40.4	53.1	77.6	100	100		
実績値(b)		53.1	77.6	91.9	100		
達成率(a/b) %		100.0	100.0	91.9	100.0		
						評価	A

A:年度別目標を(上回って)達成
D:年度別の目標の値が60%未満

B:年度別の目標の値を80%以上達成
:今年度は成果指標の測定ができないもの

C:年度別の目標の値を60%以上達成

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	570,670	527,293	531,068	547,663	568,864	南区地域福祉交流ラウンジの運営経費や一斉改選に伴う民生委員の増員が、主な増加要因である。
人件費	38,740	26,862	23,062	21,728	21,856	
総事業費	609,410	554,155	554,130	569,391	590,720	
施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円]	856	772	770	791	820	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

	施策を構成する事業名[所管課名]	事業の概要	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
			指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1	地域福祉活動推進事業(市民福祉の集い開催費) [地域福祉課]	市民の連携と参加による「心のふれあう福祉の輪づくり」を推進するため、福祉月間事業の一つとして「市民福祉の集い」を開催する。	来場者アンケート結果「満足」、「まあ満足」と回答した人の割合:75% (「満足」、「まあ満足」と回答/アンケート提出総数×100)	実績 88.5% (参考:前年度55.4%) 評価 目標を上回ったが、満足度は、講師の人選によることも大きいと考える。今後も社会情勢や市民の関心を寄せる事業内容に配慮し、福祉思想の促進に努める。	来場者アンケート結果「満足」、「まあ満足」と回答した人の割合:89% (「満足」、「まあ満足」と回答/アンケート提出総数×100)
2	地域福祉活動推進事業(社会福祉功労者、福祉作文等入賞者表彰費) [地域福祉課]	社会福祉の増進に功労のあった者・団体に対し、表彰又は感謝の意を表してその功をたたえ、労をねぎらい、福祉ポスター、標語及び作文の入賞者にも賞状を贈り、もって心のかよあう明るいまちづくりを進める。	福祉ポスター、標語及び作文参加者数:2,000人	実績 福祉ポスター、標語及び作文参加者数:1,809人 評価 目標を下回ったが、昨年度より増加(H24実績 1,786人)した。更なる参加者増加を図るため、募集方法を工夫する。	福祉ポスター、標語及び作文参加者数:2,000人
3	地域福祉活動推進事業(社会福祉協議会運営助成金) [地域福祉課]	地域福祉活動を充実するため、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置付けられている相模原市社会福祉協議会に運営費等を助成する。	強化・発展計画を着実に推進し、経営基盤の一層の強化を図る。	実績 市社会福祉協議会の貴重な運営財源となっている賛助会費や共同募金の募集方法や使途について見直しを行った。 評価 年末たすけあい共同募金の充当事業の見直しなどにより、単年度収支が平成17年度以来の黒字となった。	H27からの5年間を計画期間とする新たな強化・発展計画を策定し、法人運営基盤の一層の強化を図る。
4	地域福祉活動推進事業(福祉コミュニティ形成事業) [地域福祉課]	福祉コミュニティの形成を支援するため、社会福祉基金の運用収益等による助成を行う。	18地区で実施	実績 18地区で実施し、各地区では、交流拠点の設置や、日常的な高齢者支援の仕組づくり、見守り活動の実施、地域の中で孤立を防ぐ「たまり場」づくり、地域でのボランティア登録・調整の仕組づくり等、地域の福祉課題に応じた取組を行った。 評価 予定どおり18地区で実施できた。本事業の実施により、活動拠点の整備や見守り活動、ボランティア活動等の仕組づくりが進むとともに、地域の福祉課題を見つめ直す機会となっており、地域住民の支え合いによる福祉のまちづくりの推進に寄与しているものと評価できる。	22地区で実施
5	地域福祉活動推進事業(地域福祉推進経費) [地域福祉課]	相模原市地域福祉計画に基づき、身近な地域福祉を一層進めるため、地域での福祉活動の支援などを実施するとともに、地域福祉計画推進会議において地域福祉計画の実施状況の把握や意見聴取などを行う。	福祉のまちづくり講演会の実施 1回 福祉カレンダーの作成、配布 福祉のまちづくり研修会の開催 1回	実績 福祉のまちづくり講演会の実施 1回 福祉カレンダーの作成、配布 福祉のまちづくり研修会 中止 評価 降雪の影響により、福祉のまちづくり研修会は中止となったが、福祉のまちづくり講演会実施、福祉カレンダー作成、配布を行い、福祉思想の普及啓発に努めた。	福祉のまちづくり講演会の実施 1回 福祉カレンダーの作成、配布 福祉のまちづくり研修会の開催 1回
6	民生(児童)委員活動推進事業 [地域福祉課]	社会福祉の増進に努めるため、民生委員・児童委員の活動を推進する。	民生委員活動の負担軽減等について、市民民生委員児童委員協議会とともに検討を進め、平成25年12月の民生(児童)委員の一斉改選までに、負担軽減策等を取りまとめる。	実績 民生委員児童委員協議会とともに、活動環境の改善に向けた具体的な取組内容の取りまとめを行い、定数の増員や活動Q&Aの作成など、実施可能な改善策については、取組みを進めた。 評価 目標どおり実施した。平成25年12月の一斉改選では、定数915人のうち、888人を委嘱(充足率97%(前回一斉改選時の充足率96.2%))したが、引き続き、欠員の補充に努める。	民生委員活動の負担軽減を図るため、民生委員業務に協力し、地域の見守りなどをサポートする(仮称)民生委員協力員制度の導入に研究するとともに、民生委員児童委員協議会の意見も踏まえながら検討を進める。
7	相模大野駅北口広場エレベーター設置事業 [南土木事務所]	高齢者、障害者等の移動円滑化の向上を図るため、エレベーターを設置し、駅前広場等の交通環境の改善を図る。	設置に向けた関係機関協議	実績 関係機関協議 評価 予定どおり実施したが、事業期間が1年間延伸した。	設置に向け関係機関協議
8	ノンステップバス導入促進事業 [交通政策課]	車椅子利用者等の利便性を向上するノンステップバスを民間事業者が導入する際に費用の一部を補助する。	新規導入1台	実績 1台導入 評価 目標どおり実施	新規導入6台

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

番号	事業名(所管課)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	地域福祉活動推進事業 (市民福祉の集い開催費) [地域福祉課]	296	218	296	308	205
2	地域福祉活動推進事業 (社会福祉功労者、福祉作) [地域福祉課]	709	520	620	505	471
3	地域福祉活動推進事業 (社会福祉協議会運営助) [地域福祉課]	382,729	414,690	414,539	431,739	450,850
4	地域福祉活動推進事業 (福祉コミュニティ形成事) [地域福祉課]	4,535	5,874	7,595	7,453	8,428
5	地域福祉活動推進事業 (地域福祉推進経費) [地域福祉課]	6,665	3,031	3,203	2,728	3,046
6	民生(児童)委員活動推進 事業 [地域福祉課]	102,826	102,960	102,915	103,124	104,699
7	相模大野駅北口駅前広場エレ ベーター設置事業 [南土木事務所]	72,910	0	0	0	0
8	ワンステップバス導入促進 事業 [交通政策課]	3,000	2,660	1,900	1,806	1,165

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】
<p>事業の実施が成果指標としている「地域で住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合」の上昇に結びついていない。平成27年度からを計画期間とする第3期地域福祉計画では、住民のより身近な場所で行われる地域福祉施策を充実させ、住民の相互扶助機能を向上させる必要がある。</p> <p>地域で住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合を高めるためには、住民一人ひとりの意識の醸成が必要であるため、引き続き継続的な取組を推進していく必要がある。</p> <p>民生(児童)委員の担い手が不足し、地域から候補者を選出することが困難になってきているため、民生(児童)委員の欠員が生じている地区がある。</p> <p>相模大野駅北口駅前広場エレベーター設置事業については、高齢者や障害者等の移動の円滑化を目的に駅前広場の交通環境の改善を図っているが、バスの乗車場や商業施設等に接続しているため、交通事業者等の関係機関と入念な事前協議を要する。</p> <p>【平成25年度の取組についての総合評価】</p> <p>福祉コミュニティ形成事業は予定どおり取組み地域を拡大しており、一定の成果をあげているものとする。</p> <p>社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、市としてもその運営を支援する必要があるものとする。しかし、公金による支援には、市民理解を得ることが重要であることから、今後も運営や活動内容の一層の透明化・可視化についても支援していく。</p> <p>民生(児童)委員については、平成25年12月の一斉改選時に定数を915名(23名の増員)に見直し、負担軽減を図った。また、民生委員制度について広報を通じて周知を行い、市民の理解促進に努めた。</p> <p>本施策の成果指標は「B」評価となっているものの、前年度の実績値を下回った。サブ指標は整備が完了したことにより「A」評価であった。また、施策を構成する主な事務事業については、概ね目標どおり実施したが、一部の事業において目標値を下回ったことなどを勘案し、1次評価を「B」とした。</p> <p>【今後の具体的な改善策】</p> <p>第3期地域福祉計画の策定を通じて、住民相互の支えあいを促進させる施策を充実させる。</p> <p>市社会福祉協議会の運営については、次期「強化・発展計画」の策定を通じて、経営基盤の更なる強化を促す。</p> <p>相模大野駅北口駅前広場エレベーター設置事業については、バスの乗降場での施工となるため、関係事業者を含めたスケジュール調整等を予定している。また、中期実施計画に基づく平成27年度詳細設計、平成28年度工事発注に向け、国庫補助金を含めた予算要求を行っていく。</p> <p>民生(児童)委員が活動しやすい環境づくりを図るため、民生(児童)委員業務に協力し、地域の見守りなどをサポートする(仮称)民生委員協力員制度の検討など、負担軽減策の取組みを進める。</p>
1次評価
B

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

<p>福祉コミュニティ形成事業では、これまで実践されてきた事業内容や課題を各地域間で共有し、身近な支え合い活動を小地域に広めるため、取組み内容をまとめたパンフレットを作成し、地域間で取組み内容の共有を図った。また、市のホームページでも新たに福祉コミュニティ形成事業の活動内容を紹介するページを作成し、広く周知を図った。</p> <p>市社会福祉協議会の経営基盤を強化するため、市社会福祉協議会経営基盤強化委員会において、あじさい基金の適正規模や充当事業等の検討を行った。</p> <p>相模大野駅北口駅前広場エレベーター設置事業については、関係機関との協議を進めたところ、事業期間が1年間延伸となった。</p> <p>民生(児童)委員の負担軽減に向け、民生委員児童委員協議会とともに、具体的な取組内容の取りまとめを行い、定数の増員や活動Q&Aの作成など、実施可能な改善策については、取組みを進めた。</p>

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

{ 上記基準に該当する(ア イ ウ)
上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【参考3】他の部局との庁内横断的な取組み

【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価	評価の内容	評価結果
1次 【市(主管局)】				1次評価
2次 【経営評価委員会】				2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価	評価の内容	評価結果
1次 【市(主管局)】				1次評価
2次 【経営評価委員会】				2次評価

廃止: 事業を廃止すべき 再構築: 現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
 改善・縮小: 現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
 現状維持: 見直しを要さない 拡充: 他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
地域福祉の推進	住民がともに地域で支えあっている。	1 地域福祉活動の推進	【指標1】地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合	1 地域福祉活動推進事業(市民福祉の集い開催費) 2 地域福祉活動推進事業(社会福祉功労者、福祉作文等入賞者表彰費) 3 地域福祉活動推進事業(社会福祉協議会運営助成金) 4 地域福祉活動推進事業(福祉コミュニティ形成事業) 5 地域福祉活動推進事業(地域福祉推進経費) 6 民生(児童)委員活動推進事業
		2 バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進	【サブ指標】バス停留所のバリアフリー化対応率	7 相模大野駅北口広場エレベーター設置事業 8 ノンステップバス導入促進事業

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	
政策の基本方向	NO 1	あたたかい地域福祉社会をつくります	施策所管局 健康福祉局
施策名	NO 2	援護を必要とする人の生活安定と自立支援	局・区長名 和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	援護を必要としていた人が、自立して生活できるようになっている。
取り組みの方向	1 生活の安定と自立に向けた支援 援護を必要とする人の生活の安定のため、生活相談や緊急援護資金の貸付けなど支援策の充実を図るほか、関係機関との連携により社会的・経済的な自立を促進します。また、ひとり親家庭などの生活の安定を図るため、自立に向けた支援を進めます。 2 生活保護受給世帯の支援 生活保護を必要とする世帯に対して、法に基づく適正な保護を実施するとともに、相談・支援体制の強化を図るなど、制度の充実に向け、必要な取り組みを進めます。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

中間(H26):9.0%、最終(H31):12.0%

指標と説明	【指標2】生活保護を受けている人のうち、自立支援プログラムに参加した人の割合 生活保護受給者が自立に向けて取り組んでいる状況を見る指標【単位：%】					結果の分析	
目標設定の考え方	本市の現状が県内平均値より低いことから、県内平均値を中間目標に、基準年次における県内先進都市の値を最終目標として設定しました。					リーマンショック以降の長引く景気の低迷と厳しい雇用情勢を背景に、生活保護受給者は増加の一途をたどっていた中、受給世帯の複合的な課題に対応していくため、事業内容の充実とともに、個々の状況に合ったきめ細かな支援を行った結果、各メニューへの参加者の増加に繋がり、目標値を大幅に上回ることができた。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	7.5	8	8.3	8.5	8.8		
実績値(b)		7.5	9.9	12.4	14.1		
達成率(a/b)%		93.8	119.3	145.9	160.2		
						評価	A

【指標2】

中間(H26):、最終(H31):

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							
						評価	

【指標3】

中間(H26):、最終(H31):

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							
						評価	

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】

中間(H26):、最終(H31):

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							
						評価	

A:年度別目標を(上回って)達成
D:年度別の目標の値が60%未満

B:年度別の目標の値を80%以上達成
:今年度は成果指標の測定ができないもの

C:年度別の目標の値を60%以上達成

施策推進のための経費(決算額) H25年度は見込額

[単位:千円]

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	33,257	100,446	106,074	176,368	266,473	生活保護受給者の自立支援事業は、事業内容の拡充により事業費は大幅に増加しているが、参加者個々に対する自立への促進に繋がっている。
人件費	7,077	9,437	13,919	21,375	21,501	
総事業費	40,334	109,883	119,993	197,743	287,974	
施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円]	57	153	167	275	400	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

	施策を構成する事業名[所管課名]	事業の概要		平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
		指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	実績	評価	
1	自立支援相談・援護事業 【地域福祉課、 3生活支援課】 都市公園、河川等を故なく起居の場所としているホームレスの自立支援等に関する施策の推進及びホームレスへの生活保護施策の円滑な適用を図る。	巡回相談事業(年12回)、保健サービス支援事業(年1回)、行旅人医療費等援護(随時)	巡回相談12回(延37人)、随時訪問24日、保健サービス1回(1人受診)行旅人医療費等援護(4,919千円)	巡回相談12回(延37人)、随時訪問24日、保健サービス1回(1人受診)行旅人医療費等援護(4,919千円)	巡回相談12回(延37人)、随時訪問24日、保健サービス1回(1人受診)行旅人医療費等援護(4,919千円)	巡回相談事業(年12回)、保健サービス支援事業(年1回)、行旅人医療費等援護(随時)
		生活保護受給者の自立支援事業 【地域福祉課、 3生活支援課】	参加者目標1,646人。既存の事業の充実を図るとともに、NPO法人等との連携による新たな支援により、自立助長を促進する。	本事業への参加者数1,896人	参加者が増加する中で、個々の状況に合った支援策の充実・拡充により、多くの参加者への自立助長を図った。	参加者数1,896人
2	生活保護受給者の自立支援事業 【地域福祉課、 3生活支援課】 様々な課題を複合的に抱える被保護者又は要保護者に対し、個々の状況に合ったきめ細かな支援を継続的に行うことにより、自立阻害要因を解消し、その自立を助長する。					
3						
4						
5						
6						
7						
8						

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

番号	事業名[所管課]	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	自立支援相談・援護事業 【地域福祉課、 3生活支援課】	2,229	4,181	4,669	9,170	16,059
2	生活保護受給者の自立支援事業 【地域福祉課、 3生活支援課】	10,175	22,295	60,459	142,149	207,815

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

生活保護受給者の自立支援

リーマンショック以降、生活保護受給者は大幅な増加が続き、伸率は平成21年度をピークに減少し、平成25年度の対前年度伸び率はリーマンショック前の状況に近づいたが、今後の雇用情勢等是不透明であり、引き続き、前年度の伸率を超えない範囲で増加していくものと見込まれる。

被保護者の抱える課題は多様化・複雑化(複合的)していることから、経済的給付として保護費を支給するだけでは被保護世帯の抱える様々な問題の解消は図れず、自立につながりにくいのが現状であり、社会との関わりを結び直すことや自信を取り戻すための支援が必要となっており、就労意欲の喚起を図りながら就労支援の一層の充実・強化に取り組むとともに、子ども・若者への学習・学びなおしの支援、社会性や他者との関係を育むための支援、ボランティア活動や就労体験等の提供による社会生活や日常生活能力の向上等への支援など、個々の被保護者の状況に合ったきめ細かな支援が引き続き求められている。

【平成25年度の取組についての総合評価】

平成25年度においては、就労関連や健康管理等のこれまで実施してきた支援を引き続き推進するとともに、事業内容を拡充して取り組み、参加者の増加につなげた。

また、南区では生活困窮者の自立支援相談窓口の開設と合わせて、ハローワークがジョブスポットを併設したことで、連携強化が図られ、対象者が増加した。主な取組については次のとおり。

・NPO法人への委託により、全日制高校への進学促進、安定した高校生活の確保、高校卒業後の継続的な就労促進、社会との関わりについての環境整備を行いながら、世代間生活保護からの脱却と社会的な自立を目指すための学習・進路支援や居場所づくりを、中学生から若者までを継続的・総合的に実施。(学習支援会場や居場所を増設、地域の諸団体と連携)(その者に対して成長過程に合わせて継続した見守り支援)

・稼働年齢層の生活保護世帯の増加に対する自立支援を強化するため、規則正しい生活や社会との関わりを取り戻すためのボランティアや就労体験の場を提供しながら、キャリアカウンセラー等による就労意欲の喚起から就労支援に至る支援を総合的に実施することにより、就労支援の充実・強化を図る。職業カウンセリングを実施するカウンセラーを各福祉事務所に配置し、ボランティア活動・農業体験・就労体験から就労支援までを総合的に支援する。(商店街や地域の協力団体との協働による支援の充実)

・年金に精通した自立支援相談員を配置し、資格調査や相談などにより、年金受給資格の存否や不足分に対する可能な措置等を確認し、裁定請求の手続き等を含めて、自立を支援する。(3区で実施)

・見守りが必要となる高齢者世帯等に対する訪問や生活課題の解消に向けた支援(南区で300世帯を対象にモデル実施)。

特に、効果として示しやすい就労支援については、求職活動がすぐに行える受給者への支援に加えて、就職活動前の段階での就労準備支援が必要な受給者への取組を実施したことにより、就職できた受給者が増加し、併せて保護費の減少にも繋がった。

本施策の成果指標については、自立支援事業の推進において生活保護受給者数が目標設定時に算出していた人数を大幅に増加しているにも関わらず、個々のニーズに対応した支援メニューの効果的な活用により、受給者に占める参加者の割合は増加し、目標値を大きく上回った。また、施策を構成する主な事業においても目標を上回ったことから、1次評価を「A」とした。

【今後の具体的な改善策】

これまでの取組みにより一定の成果をあげているが、今後も雇用情勢などのリスクが存在するなど、依然として受給者の増加が見込まれる中で、稼働能力を有すると考えられる「その他の世帯」や高齢者世帯が増加しており、被保護者の抱える課題が多様化・複雑化(複合的)している状況を踏まえ、これまで実施してきた事業を引き続き推進するとともに、26年度も事業内容を充実・拡充して、次の内容に取り組み、総合的・継続的な支援と個々の状況に合ったきめ細かな支援の充実を図っていく。

就労支援の充実……就労支援員による「きめ細かな支援」とハローワーク、市就職支援センター等との連携強化

(25年度に南区に開所されたハローワークのジョブスポットを中央区の生活困窮者自立支援窓口と併設、緑区の生活困窮者自立支援窓口を総合就職支援センターに設置し、生活保護と合わせて連携実施)

就労体験・社会参加等支援事業の充実……商店街などの地域資源を活用して地域と協働した取組による就労体験と居場所機能の充実

子ども・若者支援事業の拡充……勉強会の実施を3区で5会場

……居場所の開設を3区で各1ヶ所設置・展開 津久井地域に増設

障害者自立サポート事業の拡充……支援の拠点を南区で1ヶ所 3区に設置

高齢者等の日常生活自立支援の拡充……南区内の支援対象者世帯300世帯 緑区、中央区に拡充

……居場所の開設を3区で各1ヶ所設置・展開 津久井地域に増設

障害者自立サポート事業の拡充……支援の拠点を南区で1ヶ所 3区に設置

高齢者等の日常生活自立支援の拡充……南区内の支援対象者世帯300世帯 緑区、中央区に拡充

1次評価

A

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

就労支援員によるきめ細かな寄り添い型の支援とともに、ハローワーク、市就職支援センターとの連携により、就労支援の充実を図った。(特に、ハローワークによる職業相談・職業紹介を行うジョブスポットが併設され、充実・強化が図られた。)

就労体験・社会参加等支援事業については、日常・社会的自立や就労支援前の段階での就労意欲喚起に向けて、商店街や地域の協力団体との協働による支援の充実を図った。

子ども・若者支援事業については、勉強会の会場を中央区に増設し、3区で5会場により、中学生等への学習支援の充実を図るとともに、居場所の提供を3区3ヶ所に拡充し、学び直しやコミュニケーションの向上、社会性の育成に向けた支援を充実した。

障害者自立サポート事業については、支援の拠点を3区に拡充する計画であったが、事業者との調整を行ってきたものの、事業所が配置するスタッフの確保等が図れず、26年度において改めて検討していく必要が生じた。

高齢者等の日常生活自立支援については、南区内の支援対象者世帯を300世帯に拡充して支援した。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

2次評価

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
 サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

- ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標
- イ 測定結果が出ていない成果指標
- ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(ア イ ウ)
- 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

--

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

--

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

--

【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容	
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		
		評価結果
		1次評価
		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
人 援 の 護 生 活 を 必 要 と す 自 立 支 援	支援を必要としていた人が、自立して生活できるようになっている。	1 生活の安定と自立に向けた支援	【指標2】生活保護を受けている人のうち、自立支援プログラムに参加した人の割合	1 自立支援相談・支援事業
		2 生活保護受給世帯の支援		2 生活保護受給者の自立支援事業

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	
政策の基本方向	NO	2 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります	施策所管局 健康福祉局
施策名	NO	3 子どもを生みやすい環境の整備	局・区長名 和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	子どもをほしいと思う人が増えている。
	市民が安心して妊娠・出産に臨んでいる。
取り組みの方向	1 安心して妊娠・出産できる環境の整備 妊娠・出産に対する不安を解消し、安心して子どもを生み育てることができるよう、家庭や職場などにおける環境づくりを進めるとともに、医療と保健の連携を一層推進し、体制の整備に取り組みます。また、不妊治療への支援策の充実を図ります。 2 母子保健の充実 親と子が心身ともに健康に過ごすことができるよう、乳幼児期の健康、発育・発達、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実を図ります。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

中間(H26):1.16、最終(H31):1.16

指標と説明	【指標3】合計特殊出生率 1人の女性が一生に生む子どもの数を示す指標【単位:-】					結果の分析	
目標設定の考え方	出産・育児に関する福祉制度の充実だけでなく、税制の優遇、就労・景気対策等の経済的支援など様々な要因や国の施策によるところが大きいものですが、全国的な少子高齢化が進むなか、基準値を維持することを目標として設定しました。					合計特殊出生率については、晩婚化や経済状況等の影響を大きく受けるものであるが、平成25年度においても妊婦健康診査事業やこにちは赤ちゃん事業などを推進したことにより、目標値を上回る結果となったものと考え、今後も各種母子保健事業等の効果的な取組により、子どもを生みやすい環境整備を図りたい。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16		
実績値(b)		1.20	1.21	1.21	1.20		
達成率(a/b)%		103.4	104.3	104.3	103.4		

【指標2】

中間(H26):57.9%、最終(H31):60.2%

指標と説明	【指標4】子どもを生みやすい環境であると感じている市民の割合 子どもを生みやすい環境が本市に整っているかを見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	市「母子保健計画」における、妊娠・出産に満足している母親の割合の平成15年度から平成20年度の伸び率を目標として設定しました。					妊婦健康診査費助成の推進や各種業務において母子保健に関する啓発等に取り組んだことで、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券の妊娠初期での交付率も高い数値を維持している。このことは、健診の定期的な受診に繋がり、妊婦と胎児の健康管理が図られ、目標値には届かなかったが、概ね事業効果があったものと捉えている。	
	基準値(H20年)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	B
目標値(a)	55.7	56.1	56.6	57.0	57.5		
実績値(b)		56.1	58.1	58.1	56.2		
達成率(a/b)%		100.0	102.7	101.9	97.7		

【指標3】

中間(H26):、最終(H31):

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a)%							

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】

中間(H26):97.9%、最終(H31):100.0%

指標と説明	乳幼児の健康状況把握率 乳幼児の健康、発達、発育等の支援ができているかを見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	乳幼児健康診査(4か月、1歳6か月、3歳6か月)の対象者の内、健診の受診者、未受診者家庭に対するアンケート調査の回収及び立ち寄り訪問で状況把握できた者の割合を毎年増加させることを目標として指標を設定しました。					目標をわずかに下回り達成することができなかったが、4か月児については、健診未受診家庭に対するアンケート調査及び立ち寄り訪問によりすべての対象者の健康状況を把握することができている。今後は、1歳6か月及び3歳6か月児についても状況把握率の向上に努める。	
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	B
目標値(a)	95.4	95.9	96.3	96.8	97.2		
実績値(b)		95.6	96.3	96.4	95.9		
達成率(a/b)%		99.7	100.0	99.6	98.7		

A:年度別目標を(上回って)達成
D:年度別の目標の値が60%未満

B:年度別の目標の値を80%以上達成
C:年度別の目標の値を60%以上達成
:今年度は成果指標の測定ができないもの

[単位:千円]

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	839,894	1,673,261	2,324,345	2,054,604	1,489,221	H23、H24年度においては保育所の定員増及び老朽化対策に係る施設の建替えを行っているため事業費が増加しているが、H25年度においては建替えを行っていないため減少した。ただし、保育所の新設に係る事業費は増加している。(参考:建替えに係る費用 H23・445,464千円、H24・879,657千円)
人件費	105,415	102,881	101,653	95,060	97,200	
総事業費	945,309	1,776,142	2,425,998	2,149,664	1,586,421	
施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円]	1,327	2,475	3,372	2,987	2,202	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

	施策を構成する事業名[所管課名]	事業の概要	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
			指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1	妊婦健康診査事業 [健康企画課]	妊婦健康診査の重要性・必要性を考慮し、母子健康手帳とともに妊婦健康診査費用補助券を交付することで、経済的な負担軽減と妊娠初期からの定期的な受診を促し、妊婦と胎児の健康管理の充実を図る。	交付率 94% 妊婦と胎児の安定的な健康管理に資するため、母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券を妊娠初期(3か月以内)に交付するよう努め、定期的な受診を促す。	実績 母子手帳及び妊婦健康診査補助券の妊娠初期(3か月以内)の交付率93.4% 評価 目標をわずかに下回ったが、妊娠届出書の医療機関等への常置、薬局等への受診勧奨カード配架等の取組により、昨年度の交付率を維持しており、定期的な受診が図られている。	交付率 94% 妊婦と胎児の安定的な健康管理に資するため、母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券を妊娠初期(3か月以内)に交付するよう努め、定期的な受診を促す。
			2	こんにちは赤ちゃん事業 [健康企画課]	訪問率100%。(ただし、訪問を希望しない場合は除く) 訪問できない場合は4か月児健診を活用した育児相談などに引き続き取り組む。
3	地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン) 施策4からの再掲 [こども青少年課]	保護者の育児不安を解消するため、保健師・保育士のほか、民生委員・児童委員、子育てサポーターなど地域のスタッフが育児や遊びのヒントを提供するほか、身体測定を行います。	ふれあい親子サロンの開催 ・27会場 ・297回	実績 27会場で297回実施した。 参加者は、延べ26,800人。 評価 目標どおり実施した。1会場あたり約90人の参加があり、保護者の育児不安の解消が図られた。	ふれあい親子サロンの開催 ・27会場 ・297回
			4	保育所待機児童対策推進事業 施策4からの再掲 [保育課]	保育所入所待機児童数調査における各年4月1日の保育所待機児童数 平成26年4月1日の待機児童解消
5	病児・病後児保育事業 施策4からの再掲 [保育課]	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、保育所に在園する児童などが「病気回復期に至らない」場合や「病気回復期」にあつて通常の集団保育が困難な期間に、専用の施設で一時的に保育を実施します。	市内3か所目となる病児・病後児保育施設を開設する。	実績 緑区橋本に、市内3箇所目となる病児・病後時保育施設を開設した。 評価 保護者のニーズにあつた多様な保育サービスの提供につながっている。	市内4箇所施設を開設する。
			6		実績 評価
7				実績 評価	

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

番号	事業名[所管課]	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	妊婦健康診査事業 [健康企画課]	344,101	342,235	343,801	339,767	331,917
2	こんにちは赤ちゃん事業 [健康企画課]	18,453	18,409	18,997	19,951	19,940
3	地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン) 施策4からの再掲 [こども青少年課]	877	653	455	364	394
4	保育所待機児童対策推進事業 施策4からの再掲 [保育課]	465,540	1,294,432	1,940,037	1,672,968	1,105,332
5	病児・病後児保育事業 施策4からの再掲 [保育課]	10,923	17,532	21,055	21,554	31,638

【現状・課題認識】

妊婦健康診査事業

妊娠初期(3か月以内)の母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券の交付率も高く、妊婦と胎児の安定的な健康管理の充実が図られている。しかし、妊婦健康診査費用の助成については、実際の健診費用から乖離している場合もあり、助成回数や助成単価の見直しについて検討する必要があると考える。

こんには赤ちゃん事業

訪問を希望しない世帯、不在がちな世帯などがあるため、通常の訪問において100%の訪問率を達成できていないことが課題であるが、4か月児健診の活用や夜間訪問等を行うことにより、すべての母子の状況把握に努め、育児に関する相談・支援を行っている。

ふれあい親子サロン

少子化や核家族化により、子育て家庭の孤立化や育児不安を抱える家庭への支援など、子育て家庭のニーズが多様化していることに伴い、地域で乳幼児とその保護者が気軽に集え、育児相談などでもできる場の提供がより一層求められているため、継続的に実施していく必要がある。 施策4からの再掲

保育所待機児童対策

就学前児童数が、前年に比べ減少したものの女性の就労増加や駅周辺の大規模マンション建設、保育所定員の増加による入所への期待感の高まりなどから入所申込者数は増加しており、待機児童解消に向けた施策の推進が必要である。 施策4からの再掲

病児・病後児保育事業

平成25年11月に、市内3か所目となる病児保育施設を緑区橋本に解説したことにより、多様な保育ニーズへの対応の充実が図られた。 施策4からの再掲

【平成25年度の取組についての総合評価】

妊婦健康診査事業

妊娠初期の母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券の交付率は目標値をわずかに下回ったが、昨年度と同等の実績となっており、妊娠初期からの受診に繋がり妊婦と胎児の健康管理に寄与したと考える。また、各種事業において妊婦や胎児の健康管理に関する啓発・相談を行い、妊婦支援に対して一定の効果があつたものである。

こんには赤ちゃん事業

訪問率は目標に届かなかったものの高い数値を維持しており、母子の健康状態の把握について効果を上げている。また、産後の悩みを抱える保護者の相談等も受けており、育児不安の解消や児童虐待の早期発見・予防につながるなど、事業の役割は大きいものと考えている。

地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン)

市内27か所で297回開催し26,800人の参加があり、今後も継続して実施していく。 施策4からの再掲

保育所待機児童対策

認可保育所の新設、分園の設置、既存施設の定員改定により325人の保育所定員を増やしたほか、平成25年12月から各区のこども家庭相談課にすくすく保育アテンダントを配置し、相談体制の充実による認定保育室の利用促進に取り組んだが、入所申込者が予想を上回り、結果として、平成26年4月1日現在93人の待機児童が生じている。 施策4からの再掲

病児・病後児保育事業

平成25年11月に、市内3か所目となる病児保育施設を緑区橋本に開設した。多様な保育ニーズへの対応の充実が図られたものと評価している。 施策4からの再掲

施策全体の総合評価

乳幼児健康診査の受診勧奨については、保育所や幼稚園にパンフレットの配布を依頼するなど、受診率向上に取り組んでいる。特に、こんには赤ちゃん事業は、4か月児健診にも繋がる事業として全世帯訪問を目標として積極的に取り組んでおり、母子保健の充実に向けた取組は着実に推進できているが、各指標とも前年度実績をわずかに下回っていることから1次評価を「B」とした。母子保健を取り巻く環境は社会・経済状況が大きく影響するところでもあるため、今後も各世帯の状況に応じたきめ細やかな対応をおこなうなど、「子どもを生きやすい環境の整備」を推進したい。

【今後の具体的な改善策】

妊婦健康診査事業

妊娠初期の母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付に関して一定の事業成果があると考えているが、妊婦健康診査費用の補助については、市町村格差や健診にかかる実際の費用に対する補助率が適正かどうかの見直しが必要と考えている。主な健診を実施している医療機関に対して健診費用の負担額調査や他の自治体の給付状況等を勘案し、妊婦健康診査費用助成をより利用しやすい制度に改正すべく検討を行う。

こんには赤ちゃん事業

面会・連絡がとれない家庭に対しては、今後も連絡方法等を工夫して状況確認を図り、育児支援を行っていく。また、乳児が虐待を受けているのではないかと心配される家庭を発見した場合などには、各区に設置している児童虐待の専門部署へ通告することが想定されるため、平素より連携強化を図る。

地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン)

子育てで広場等のより効果的、効率的な実施に向けた検討の中で、ふれあい親子サロンの安全性や効率的な運営等についても併せて検討していく。 施策4からの再掲

保育所待機児童対策

待機児童解消に向け、保育所の追加整備、待機児童解消加速化プランを活用した認可を目指す認定保育室などへの支援や小規模保育事業の先行実施に加え、入所申込時点での保護者への幅広い保育サービスの検討の依頼や入所選考時期を早めるなどの対策を講じるとともに、すくすく保育アテンダントによる相談体制の強化を図り、多様な保育サービスの保護者へのご案内や情報提供の充実など様々な手法を活用していく。 施策4からの再掲

病児・病後児保育事業

開設場所の検討や事業者への働きかけなど、市内4か所目の開設に向けた検討を進める。 施策4からの再掲

1次評価

B

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

妊婦健康診査事業

妊婦健康診査費用補助券を引き続き保健師による面接相談が可能な各保健センターでの交付を勧奨することで、面接などの機会を捉えて早期からの妊婦健康診査の受診を勧める他、日本語が不慣れな外国人に対しては、妊婦健康診査費用補助券の使用法の外国語版(英語、中国語など6か国語)を配布するなど、妊娠初期での補助券交付に繋げ、経済面・健康面においての関心を導き出し、早期からの妊婦健康診査の受診を促すことで、一層の妊婦と胎児の安定的な健康管理の充実を図った。

こんにちは赤ちゃん事業

面会・連絡が取れない家庭について電話連絡及び4か月児健康診査における面会を行っている。また、乳幼児健康診査の未受診世帯についてもアンケート調査を実施している他、4か月児健康診査については、アンケートの回答がなかった家庭について、立ち寄り訪問を実施し、心身の状況や養育環境等の把握に努めている。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

	2次評価
A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要 C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要	

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況

サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(ア イ ウ)
- 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

--

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

--

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、「相模原市子ども・子育て会議」及び「相模原市子ども・子育て支援事業計画連絡会議」において、関係する部局との連携を一層深め、新たな部門別計画を横断的に検討している。

【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容	
1次 【市(主管局)】		
		1次評価
2次 【経営評価委員会】		
		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容	
1次 【市(主管局)】		
		1次評価
2次 【経営評価委員会】		
		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
 改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
 現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
市民生活の安全・安心の確保	子どもをほしいと思う人が増えている。市民が安心して妊娠・出産に臨んでいる。	1 安心して妊娠・出産できる環境の整備	【指標3】 合計特殊出生率 【サブ指標1】 乳幼児の健康状況把握率	1 妊婦健康診査事業 2 こんにちは赤ちゃん事業 3 地域子育て支援活動促進事業（ふれあい親子サロン） 4 保育所待機児童対策推進事業 5 病児・病後児保育事業
		2 母子保健の充実	【指標4】 子どもを産みやすい環境であると感じている市民の割合 【サブ指標1】 乳幼児の健康状況把握率	1 妊婦健康診査事業 2 こんにちは赤ちゃん事業 3 地域子育て支援活動促進事業（ふれあい親子サロン）

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO		誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO	2	次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります
施策名	NO	4	子育て環境の充実
			施策所管局 健康福祉局
			局・区長名 和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	安心して子育てができています。 子どもを必要ときに預けることができています。
取り組みの方向	<p>1 子育て家庭への支援 保育所や児童クラブの待機児童の解消に向けた環境の整備や、保育所の延長保育、一時保育、病児・病後児保育などの拡充を図るとともに、子どもたちの安全な活動場所の確保と健全な育成を図ります。 また、乳幼児医療費の助成や子ども手当の支給などにより、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>2 地域で子育てを支える取り組みの推進 地域で子育てを支援する人材の育成や地域の子どもの支援するネットワークの充実を図るとともに、保育所や幼稚園、こどもセンターなどの機能を生かした子育て・子育て家庭への支援に取り組みます。 また、子どもが、放課後に安全に過ごすことができる居場所づくりに向けた取り組みを推進します。</p> <p>3 子どもを守る取り組みの推進 子どもの人権に関する教育・啓発活動を推進するとともに、地域や関係機関が連携し、育児不安を抱える家庭を支援するネットワーク体制の充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。</p>

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

[指標1] 中間(H26) : 56.0%、最終(H31) : 68.4%

指標と説明	[指標5] 子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合 子どもを育てていく上で環境が本市に整っているかどうかを見る指標【単位：%】					結果の分析	
目標設定の考え方	「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(厚生労働省)における、第1子出産前後の女性の継続就業率の数値目標の伸び率を参考に、目標を設定しました。					ふれあい親子サロンについては、目標どおり実施したものの、こどもセンター等の各会場において月1回午前中の時間帯に限っての実施であるため、保護者からは都合の良い時に、自由に参加できるように実施回数や時間帯の拡充が求められていることや、保育所待機児童の解消に向け、325人の定員増を図ったが、保育所に入所ができてという期待感から新たな保育需要の喚起につながり、結果、待機児童の解消に至らなかったことなどから、達成率が下がったものとする。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	B
目標値(a)	47.3	50.2	51.7	53.1	54.6		
実績値(b)		51.1	48.8	52.6	45.8		
達成率(a/b)%		101.8	94.4	99.1	83.9		

[指標2] 中間(H26) : 71.9%、最終(H31) : 75.1%

指標と説明	[指標6] 子どもを必要ときに預けられる場(人・場所)がある親の割合 子どもを預けられる人や場所が、確保されているかを見る指標【単位：%】					結果の分析	
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「預ける場がない」と回答したうちの約2割の人が、「預ける場がある」へ移行することを目標として設定しました。					増加の傾向が続く保育及び児童クラブへのニーズに対応するため、保育所及び児童クラブの定員拡大を図ったことにより、昨年度の実績を上回った。しかしながら、目標値はわずかに下回った。	
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	評価	B
目標値(a)	68.7	69.8	70.3	70.8	71.4		
実績値(b)		72.2	68.9	69.6	70.7		
達成率(a/b)%		103.4	98.0	98.3	99.0		

[指標3] 中間(H26) : 、最終(H31) :

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

[サブ指標1] 中間(H26) : 100、最終(H31) : 100

指標と説明	児童虐待に関する通告相談に対する対応率					結果の分析	
目標設定の考え方	子どもを守る取り組みとして、児童虐待に関する通告相談に対する対応率を指標としました。					虐待の通告相談件数が年々増加する中で、虐待による死亡など重篤な事件の発生を防止するため、各区のこども家庭相談課及び児童相談所において、通告相談を受けた後、対象児童の安全確認を48時間以内に行う初動対応を徹底したことにより目標を達成した。	
		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	100	100	100	100	100		
実績値(b)		100	100	100	100		
達成率(a/b)%		100.0	100.0	100.0	100.0		

A : 年度別目標を(上回って)達成
D : 年度別の目標の値が60%未満

B : 年度別の目標の値を80%以上達成
: 今年度は成果指標の測定ができないもの

C : 年度別の目標の値を60%以上達成

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	620,445	1,382,839	1,698,726	1,867,516	1,490,582	H23、H24年度においては保育所の定員増及び老朽化対策に係る施設の建替えを行っているため事業費が増加しているが、H25年度においては建替えを行っていないため減少した。ただし、保育所の新設に係る事業費は増加している。(参考:建替えに係る費用 H23・445,464千円、H24・879,657千円)
人件費	82,174	80,078	79,086	67,900	68,300	
総事業費	702,619	1,462,917	1,777,812	1,935,416	1,558,882	
施策に対する市民1人あたりにコスト 【単位:円】	986	2,039	2,471	2,689	2,163	
職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)						

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

事業の概要	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
	指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1 地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン) 【こども青少年課】 保護者の育児不安を解消するため、保健師・保育士のほか、民生委員・児童委員、子育てサポーターなど地域のスタッフが育児や遊びのヒントを提供するほか、身体測定を行います。	ふれあい親子サロンの開催 ・27会場 ・297回	実績 ふれあい親子サロンの開催 27会場 年間297回 評価 目標どおり実施した。年間26,800名(1会場平均90名)の参加があり、保護者の育児不安の解消を図った。	ふれあい親子サロンの開催 ・27会場 ・297回
	児童養護施設等整備事業 【こども青少年課】 児童等の措置先となる児童福祉施設の中でも優先して整備すべき施設である乳児院及び児童養護施設の整備を促進します。	乳児院及び児童養護施設の合築による整備計画に基づき、平成26年4月の開所に向け、整備する。	実績 乳児院及び児童養護施設の合築による整備計画に基づき、平成26年4月の開所に向け、整備を完了した。 評価 目標どおり実施した。また、開所後、地域住民と緊密な連携を図るため説明会を実施するなど様々な機会を捉え、地域住民の理解に努めた。
3 児童相談所整備事業 【こども青少年課】 神奈川県東北地域児童相談所の土地・建物を譲り受け、市児童相談所として整備を進め、施設の充実を図ります。	「東北地域児童相談所の有償譲渡に係るスケジュール」に基づき、平成26年4月から一時保護所を運営できるよう、土地・建物の譲渡に関する手続きを進める。	実績 県と東北地域児童相談所の土地・建物の譲渡に関し、譲渡価格等について協議し、平成26年4月1日付で県有財産売買契約を締結した。 評価 目標どおり実施した。平成26年4月から市児童相談所の単独利用及び一時保護所の運営ができるように、譲渡価格等に関し、県と協議できた。	市議会の議決が必要となることから、所要の事務手続きを進め、H26年8月末を目途に市児童相談所及び一時保護所として建物及び土地を取得する。 児童相談所の敷地内に新たな施設を設置し、児童の特性に応じた個別対応等を実施する。
	児童虐待防止事業 【こども青少年課】 要保護児童の早期発見、早期対応を図るため「相模原市要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに児童虐待の未然防止のための諸事業を実施します。	11月の児童虐待防止推進月間において集中的な広報・啓発活動を行う。	実績 11月の児童虐待防止推進月間に各種広報啓発活動を行った。 評価 目標どおり実施した。産・学・官の連携により、ウェルネスさがみはらのライトアップ、児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンとPRカードの配布、子育て支援講座の開催、パネル展示、懸垂幕・のぼり旗の掲示及び街頭啓発などを行った。
5 放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室事業の実施) 【こども施設課】 放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、小学校の余裕教室等を活用し、全学年の児童を対象に、地域の人たち等との遊びなどを通して様々な体験の場を提供します。	平成25年度6箇所拡大実施 平成26年度6箇所拡大実施に向けた運営体制の確立(小学校内実施型2校については実施方法変更)	実績 こどもセンター4館(橋本、大野北、大沼、鶴園中和田)、児童館2館(宮上、東林間)の6箇所において放課後子ども教室事業を新たに実施した。 また、平成26年度の実施に向けて、こどもセンター2館(二本松、上鶴間)、児童館4館(相原、あさひ、光が丘、谷口)の6箇所について運営体制を確立させた。小学校内実施型2校(相原小、上鶴間小)については、実施方法変更に向けた準備を行った。 評価 目標どおり実施した。今後も放課後子ども教室事業の拡大実施に取り組んでいく。	平成26年度6箇所拡大実施(小学校内実施型2校については実施方法変更) 平成27年度6箇所拡大実施に向けた運営体制の確立
	放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改修) 【こども施設課】 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、老朽化した児童クラブを再整備するとともに、待機児童数の多い児童クラブの受入人数を拡大するため、施設を改修します。	再整備・施設改修を実施する児童クラブ数:3児童クラブ(大沢、双葉、谷口台) 定員拡大:100人増 児童クラブ整備事業(待機児童対策事業)と一体的に実施する。	実績 施設整備・改修等により273人の定員拡大を行った。 施設整備による定員拡大(120人増)大沢(40人増)、双葉(30人増)、共和(20人増)、新磯(30人増) 余裕教室改修による定員拡大(60人増)谷口台(30人増)、大野台(30人増) こどもセンター諸室放課後活用による定員拡大(93人増)清新(30人増)、鶴園中和田(30人増)、富士見(18人増)、大野北(15人増) 評価 目標を大幅に上回った。当初施設整備等を予定していた児童クラブ以外に、緊急的に施設整備等を行い、待機児童対策を実施した。
7 こどもセンター改修事業 【こども施設課】 児童の健全育成に関する総合的な施設であるこどもセンターの改修を行います。	経年劣化等により改修が必要なこどもセンターについて、計画的な改修を行う。 ・空調機修繕(並木) ・屋上防水改修修繕(鶴園中和田)	実績 空調機修繕(並木) 屋上防水改修修繕(鶴園中和田) 評価 目標どおり実施した。経年劣化等により改修が必要なこどもセンターについて、計画的な改修を行った。	改修の実施

	施策を構成する事業名(所管課名)	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
		事業の概要	指標・目標 (Plan)	
8	保育所待機児童対策推進事業【保育課】	保育所入所待機児童数調査における各年4月1日の保育所待機児童数	実績 民間保育所の整備による325人の定員増、保育専門相談員を各区こども家庭相談課へ配置し、相談体制の充実等を行ったが、待機児童解消に至らなかった(93人)。 評価 引き続き、保育所の追加整備、保育専門相談員による更なる相談体制の強化等様々な手法を活用し待機児童解消に向け取り組む必要がある。	平成27年4月1日の待機児童解消に向け民間保育所の整備等により、年度途中の開所を含め498人の定員増 待機児童加速化プランによる小規模保育事業等を活用し、受入枠を拡大
	待機児童の解消を図るため、民間保育所の整備や認定保育室の運営に対する補助制度の拡充、家庭的保育事業の実施などにより、受入枠の拡大を進めていきます。	平成26年4月1日の待機児童解消		
9	保育所待機児童対策推進事業(津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進)【保育課】	津久井地域の公立幼稚園及び保育所のあり方に関する基本方針の策定	実績 津久井地域の公立幼稚園及び保育所のあり方に関する基本方針の策定に向け、検討を行った。また、与瀬保育園・相模湖幼稚園の併設建替えに伴い、保育及び学校教育との連携を図りながら、一体化に向けた運用を開始した。 評価 津久井地域の公立幼稚園及び保育所のあり方については、平成27年4月に実施が予定されている子ども・子育て支援新制度により保育環境が大きく変わることから、新制度を踏まえた検討が必要となったことから、基本指針の策定には至らなかった。相模湖地区における幼保一体施設の運用については、課題の整理等を行った。	津久井地域の保育・施設整備基本指針の策定 相模湖地区の幼保連携型認定こども園への移行に係る住民説明及び課題調整
	津久井地域における健全な保育環境の確保と保育サービスの充実を図るため、市立保育所の適正な規模や配置を行うとともに、市立幼稚園のあり方と整合を図りながら、市立幼稚園と保育園の一体的な保育・施設整備を進めていきます。			
10	病児・病後児保育事業【保育課】	市内3か所目となる病児・病後児保育施設を開設する。	実績 緑区橋本に、市内3箇所目となる病児・病後児保育施設を開設した。 評価 保護者のニーズにあった多様な保育サービスの提供につながっている。	市内4箇所目の病児・病後児保育施設を開設する。
	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、保育所に在園する児童などが「病氣回復期に至らない」場合や「病氣回復期」にあつて通常の集団保育が困難な期間に、専用の施設で一時的に保育を実施します。			

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額【単位:千円】

番号	事業名(所管課)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン)【こども青少年課】	877	653	455	364	394
2	児童養護施設等整備事業【こども青少年課】	0	0	0	32,069	289,000
3	児童相談所整備事業【こども青少年課】	0	0	0	0	0
4	児童虐待防止事業【こども青少年課】	0	0	256	1,004	185
5	放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室事業の実施)【こども施設課】	65,917	32,422	23,414	23,833	24,324
6	放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改修)【こども施設課】	48,820	6,580	4,450	23,066	10,442
7	こどもセンター改修事業【こども施設課】	28,368	31,220	44,901	9,853	13,439
8	保育所待機児童対策推進事業【保育課】	465,540	1,294,432	1,940,037	1,672,968	1,105,332
9	保育所待機児童対策推進事業(津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進)【保育課】	0	0	867	82,805	15,828
10	病児・病後児保育事業【保育課】	10,923	17,532	21,055	21,554	31,638

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

ふれあい親子サロンについては、少子化や核家族化により、子育て家庭の孤立化や育児不安を抱える家庭への支援など、子育て家庭のニーズが多様化していることに伴い、地域で乳幼児とその保護者が気軽に集え、育児相談などでもできる場の提供がより一層求められているため、継続的に実施していく必要がある。

児童養護施設整備事業については、政令指定都市移行の際に策定した「児童相談所設置に伴う児童福祉施設整備の基本的な考え方」に基づき、乳児院及び児童養護施設の合築による整備を進め、予定どおり平成26年4月に開設することができた。今後の整備にあたっては、厚生労働省通知(「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」)に基づき平成27年度を始期とした計画期間15年の推進計画を策定し、計画的な施設整備が求められている。

児童相談所整備事業については、神奈川県との間で合意した「県北地域児童相談所の有償譲渡に係るスケジュール」に基づき、県との協議を重ね、予定どおり平成26年4月に一時保護所の運営を開始できる形で、県有財産売買仮契約書を締結することができた。今後については、所有権移転までの譲渡手続を円滑に進めるとともに、一時保護所において様々な課題を抱える児童の特性を踏まえた適切な援助を実施することが求められている。

児童クラブの待機児童対策については、小学校における少人数学級の推進等の影響で余裕教室改修による受入れ拡大が引き続き厳しい状況にある。

津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、児童数の減少や施設の老朽化などについて、津久井地区の実情を踏まえた市立幼稚園のあり方と整合を図りながら、公立保育所の適正な規模や配置を検討する必要がある。

病児・病後児保育事業については、平成25年度に市内3か所目の施設を開設した。今後は中期実施計画に基づき、4か所目の設置について検討を進める。

保育所待機児童対策については、就学前児童数が前年に比べ減少したものの女性の就労増加や駅周辺の大規模マンション建設、保育所定員の増加による入所への期待感の高まりなどから入所申込者数は増加しており、待機児童解消に向けた施策の推進が必要である。

【平成25年度の取組についての総合評価】

ふれあい親子サロンについては、市内27か所で297回開催し26,800人の参加があり、保護者の育児不安の解消などに繋がっているものと考え、今後も子育て広場事業等と合わせて、あり方の検討を継続していく。

放課後子ども教室事業については、目標どおり新たに6箇所で開催したことで、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの充実が図られた。

児童クラブの再整備・改修については、目標どおり3施設を整備し定員を100人拡大した。このほかに、緊急待機児童対策として7施設を整備し173人の定員の拡大を行った。これにより、待機児童数が多い児童クラブについて待機児童の解消が図られた。

こどもセンターの改修については、経年劣化等により改修が必要なこどもセンターについて、計画的な改修を実施したことで、児童の健全な遊び場の提供や健康の増進等に寄与した。

津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、目標とした基本指針の策定には至らなかったが、平成24年度に幼保一体化の推進に向け、併設施設として整備した与瀬保育園と相模湖幼稚園において、子ども・子育て支援新制度の導入を見据え、給食や行事の合同実施など、幼保一体的な運営の試行を開始した。

平成25年11月に、市内3か所目となる病児保育施設を緑区橋本に開設したことにより、多様な保育ニーズへの対応の充実が図られた。

認可保育所の新設、分園の設置、既存施設の定員改定により325人の保育所定員を増やしたほか、平成25年12月から各区のこども家庭相談課に保育専門相談員を配置し、相談体制の充実による認定保育室の利用促進に取り組んだが、入所申込者が予想を上回り、結果として、平成26年4月1日現在93人の待機児童が生じている。

サブ指標は目標を達成したが、本施策の2つの成果指標は、目標値を下回った。また、施策を構成する主な事業においても目標を達成できなかったものがあることから、1次評価を「B」とした。

【今後の具体的な改善策】

子育て広場等のより効果的、効率的な実施に向けた検討の中で、ふれあい親子サロンの安全性や効率的な運営等についても併せて検討していく。

児童養護施設整備事業については、厚生労働省通知(「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」)や社会的養護が必要な子どもたちの特性や状況を踏まえ、平成27年度を始期とした計画期間15年の推進計画を策定し、計画的な整備を進める。

児童相談所整備事業については、一時保護所において児童の特性に応じた適切な援助を提供できるよう必要な改修等の整備を進める。

児童クラブの待機児童対策については、国においても平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示されたことから、その動向を注視するとともに、民間活力の活用に向けた取組みについても検討を進める。

津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、相模湖幼稚園と与瀬保育園の新制度における幼保連携型認定こども園への移行に向けた課題や問題点などを勘案した基本指針の策定を行うとともに、津久井地域の保育園の整備について、引き続き検討を行っていく。

病児・病後児保育施設については、開設場所の検討や事業者への働きかけなど、市内4か所目の開設に向けた検討を進める。

待機児童解消に向け、保育所の追加整備、待機児童解消加速化プランを活用した認可を目指す認定保育室などへの支援や小規模保育事業の先行実施に加え、入所申込時点での保護者への幅広い保育サービスの検討の依頼や入所選考時期を早めるなどの対策を講じるとともに、保育専門相談員による相談体制の強化を図り、多様な保育サービスの保護者へのご案内や情報提供の充実など様々な手法を活用していく。

1次評価
B

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

ふれあい親子サロンについては、子育て広場事業等のあり方に関する庁内ワーキングの検討結果では、子育て広場が拡充された後、親子サロンをイベントとして実施することが望ましいとされた。子育て広場の拡充には課題も多く、今後も引き続き検討をしていく。

児童養護施設等整備事業については、平成27年度を始期とした計画期間15年の推進計画の策定に向けた具体的な取組として、平成25年5月に県内の児童養護施設等の施設長と5県市行政担当者を構成員とした「神奈川の社会的養護の将来像に関する検討会作業部会」が設置され、同作業部会(11回開催)において社会的養護推進に向けた課題と方向性について検討した。

児童相談所整備事業については、土地・建物に譲渡に関し、価格、手続きを神奈川県と調整し、協議が整ったことからH26年4月1日に売買仮契約書を締結した。一時保護所については、児童の特性に応じた適切な援助を提供するために、小規模な単位でのグループケア体制、夜間勤務体制などを導入する準備事務を進めるほか、施設での実習、専門機関での研修を受講をするなど、職員の人材育成や専門性の向上に努め、円滑な運営開始のための取組を実施した。

児童虐待防止事業については、児童虐待を早期に見発見するためには近隣住民や関係機関からの通告が重要であることから、広報紙、ホームページによる周知などを行うほか、市医師会の協力を得て、市内の医療機関へのパンフレットの配布を行った。

放課後子ども教室事業については、既に実施しているセンターや児童館での取組内容や実施方法等について、未実施の施設に情報提供を行い、放課後子ども教室事業が実施しやすい環境づくりを整備することで円滑な拡充につなげた。

児童クラブの再整備・改修については、待機児童数の多い児童クラブの再整備を優先的に実施した。また、民間児童クラブと待機児童解消に向けた情報交換を行った。

こどもセンターの改修については、空調等の電気機器の耐用年数に基づく年次更新や外壁、内装、遊具等の改修箇所を把握し、改修計画を策定した。

保育所の追加整備等により325人の定員増を行うとともに、保育専門相談員の配置により認定保育室等の利用促進を図った。

津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、これまで検討してきた津久井地域の幼稚園及び保育園のあり方について、子ども・子育て支援新制度の導入を見据え、給食や行事の合同実施など幼保一体的な運営の試行を開始した。

病児・病後児保育事業については、平成25年11月に、市内3か所目となる病児保育施設を緑区橋本に開設した。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見】

- ・事業の取組に当たっては、最終的な成果とコストパフォーマンスを常に意識しながら仕事を進められたい。
- ・指標5「子どもを育てやすい環境であると感じる市民の割合」について、達成率が下がった理由を業務分析等で明確にされたい。

【改善すべき点】

- ・サブ指標1「児童虐待に関する通告相談」という表現は市民にはわかりにくい。ため、「児童虐待に対する対応率」または「子どもの安全見守り率」などの方がわかりやすい。「目標設定の考え方」で通告相談の説明を正確に行い、「指標名」は市の努力と成果が端的にわかる指標名が望ましいため、検討されたい。

2次評価

B

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要

C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況

サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(ア イ ウ)
- 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

【参考4】事務事業評価

事務事業名	児童養護施設等整備事業	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	社会的養護を必要とする児童等の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化・複雑化に対応すべく、社会的養護体制の質・量の充実に図る本事業は、必要性、有効性、効率性ともに高いものであるため、今後も本事業を継続していく。		1次評価 現状維持
2次 【経営評価委員会】	<p>(評価理由) 児童養護施設及び施設定員が特に不足しているとは考えられないため、現状維持と評価する。今後も市外施設の活用などを含め、社会的養護が必要な児童に対するケアを児童相談所との連携を密にし、きめ細かく推進していただきたい。</p> <p>また、養護に対する社会的な考え方の変化を踏まえ、長期的な視点に立ち、現在のハード面、ソフト面を有効に活用するとともに、小規模及び家庭的養護などの有効な施設整備に対する事業を推進していただきたい。</p> <p>(意見) 虐待、ハラスメントをする人は、幼少期に虐待を受けていた経験を持つ人が多く見受けられると聞いている。悪い連鎖を止めることが重要だと考える。 日本は、虐待に対する意識がまだ低いと考えられる。欧米諸国などの先進的な手法を研究し、施策を講じていただきたい。</p>		2次評価 現状維持

事務事業名	保育所持機児童対策推進事業	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	長引く景気の低迷や女性の就労増加などにより増加傾向が続く保育需要に対応するため、待機児童対策の更なる充実に取り組む必要がある。		1次評価 拡充
2次 【経営評価委員会】	<p>(評価理由) 育児期間中でも女性が就労できる環境を整備することは重要なことであり、今後も保育需要の増加が見込まれることから、利用しやすい場所に保育所を整備するなど、具体的な策を講じ、待機児童「ゼロ」を目指して、積極的に推進していただきたい。</p> <p>(意見) 効率性の評価がBである。保育ニーズの多様性にこたえつつ、効率的な事業運営を図っていただきたい。入所選定にあたり、より決め細やかな審査、選定と所得に応じた適切な負担に努めていただきたい。待機児童が減少することは重要だが、財政負担にも配慮願いたい。 病児保育のニーズに対応できるよう、保育所の近隣の医院との連携を図るなど、対策をお願いしたい。</p>		2次評価 拡充

廃止：事業を廃止すべき 再構築：現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
改善・縮小：現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
現状維持：見直しを要さない 拡充：他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
子育て環境の充実	安心して子育てができている。	1 子育て家庭への支援	【指標6】子どもを必要ときに預けられる場(人・場所)がある親の割合	5 放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室事業の実施) 6 放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改修) 7 こどもセンター改修事業 8 保育所持機児童対策推進事業 9 保育所持機児童対策推進事業(津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進) 10 病児・病後児保育事業
	子どもを必要ときに預けることができている。	2 地域で子育てを支える取り組みの推進	【指標5】子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合	1 地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン)
	安心して子育てができている。	3 子どもを守る取り組みの推進	【サブ指標】児童虐待に関する通告相談に対する対応率	2 児童養護施設等整備事業 3 児童相談所整備事業 4 児童虐待防止事業

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市		
政策の基本方向	NO	2	次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります	施策所管局 健康福祉局
施策名	NO	5	青少年の健全育成	局・区長名 和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	青少年が健全に過ごしている。
取り組みの方向	1 青少年の健全育成に向けた活動の促進 青少年の交流・体験の機会や場の充実を図るなど青少年活動を促進します。 また、青少年指導者などの人材育成を推進するとともに、青少年関係団体の活動の活性化を促進します。 2 青少年を取り巻く健全な環境づくりの推進 地域や青少年健全育成組織など関係団体と連携を図り、青少年を取り巻く健全な社会環境づくりに向けた啓発・情報提供を進めます。 3 相談体制の充実 ひきこもりなどの悩みや課題を持つ青少年やその家族が、気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

中間(H26):16,056人、最終(H31):14,049人

指標と説明	[指標7]不良行為少年補導人数 青少年が健全に生活できているかを見る指標【単位:人】					結果の分析	
目標設定の考え方	通過点である中間目標では20%削減、最終目標では30%削減することを目標として設定しました。					警察が所管する不良行為少年補導人数は目標を上回り、最終目標値まで達成した。 しかし、少年の生活様態の変化に左右される面があるため、安定した評価が困難になっている。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	市の取り組みとしては、啓発ポスターの掲示による周知や、地域の青少年健全育成協議会や街頭指導相談員等による街頭パトロールを実施しており、今後もこれらの取り組みを通して、不良行為少年補導人数のより一層の減少に努めていく。	
目標値(a)	20,070	19,267	18,464	17,662	16,859	評価	A
実績値(b)		11,535	11,181	5,458	2,848		
達成率(a/b) %		167.0	165.1	323.6	592.0		

【指標2】

中間(H26):、最終(H31):

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)						評価	
実績値(b)							
達成率(a/b) %							

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】

中間(H26):42.4、最終(H31):42.4

指標と説明	ニート・フリーターの相談者数に対する就学・就職者数の割合 ひきこもりや不登校を含むニート・フリーター等が、社会的自立を目的に就学・就職が出来るようにさまざまな支援を受けられているかを見る指標					結果の分析	
目標設定の考え方	長引く不況により、ニート・フリーターが増加する中、平成21年7月から開始した相談・支援において、相談者数に対する就学・就職者数の割合が最も高かった平成23年度の実績を維持することを目標として設定しました。					さがみはら若者サポートステーションにおいて、相談・登録した者のうち進路決定した者の割合は、目標を上回った。 今後も、子ども・若者支援協議会における関係団体等の連携を強化し、若者の社会的自立を促進していく。	
	基準値(H23年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	42.4		42.4	42.4	42.4	評価	A
実績値(b)		37.1	42.4	36.1	42.7		
達成率(b/a) %		0.0	100.0	85.1	100.7		

A:年度別目標を(上回って)達成
D:年度別の目標の値が60%未満

B:年度別の目標の値を80%以上達成
:今年度は成果指標の測定ができないもの

C:年度別の目標の値を60%以上達成

[単位:千円]

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	36,381	35,650	32,000	32,629	32,055	青少年活動支援事業費等を削減することで、総事業費は減少しているが、今日的な課題である、困難を抱える子ども・若者の自立支援が年々重要な課題になってきているため、子ども・若者支援推進事業費の増加傾向が続いている。
人件費	32,035	34,122	33,699	31,913	32,101	
総事業費	68,416	69,772	65,699	64,542	64,156	
施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円]	96	97	91	90	89	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

	施策を構成する事業名[所管課名]	事業の概要	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
			指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1	青少年活動支援事業 [こども青少年課]	青少年の自主性及び社会性を育てるため、青少年学習センターでの主催事業を通し、青少年への体験、活動の機会の充実と参加の促進を図るとともに、青少年指導者の養成や青少年育成団体を支援します。	委託事業内容等の充実により、青少年の参加の促進を図る。 委託事業参加者:47,000人	青少年関係団体への各種委託事業を実施し、青少年へ体験、活動の機会を提供した。また、青少年指導者の養成・育成及び関係団体の育成・支援を行った。委託事業参加者数:43,889人	委託事業内容等の充実により、青少年の参加の促進を図る。 委託事業参加者:47,000人
				委託事業参加者については、広く周知を行ったが目標を下回った。今後も引き続き青少年の健全育成や青少年指導者の養成・育成、青少年団体の支援に取り組む。また、各団体相互の連携強化を図っていく。	
2	青少年健全育成環境づくり事業 [こども青少年課]	地域社会における青少年を取り巻く健全な社会環境づくりをめざすため、社会環境健全化活動や啓発・情報提供活動を行うとともに、青少年健全育成組織等の活動を支援します。	「家庭の日」写真・家族へのメッセージ募集、健全育成啓発作品(絵画・標語)募集 延べ応募件数750点	「家庭の日」写真・家族へのメッセージ募集、「健全育成啓発作品」絵画・標語募集、延べ応募件数551点 (絵画76、標語81、写真346、メッセージ48)	「家庭の日」及び「青少年健全育成啓発」の作品を募集する。 写真・標語 絵画・メッセージ 延べ応募件数750点
				広報紙や各小・中学校へチラシを配布するなど広く周知を行ったが、目標を下回った。入選作品については巡回展示、ポスターの作成・配布等により広く普及啓発を行った。今後も地域社会における青少年を取り巻く健全な社会環境づくりのため、各種事業に取り組み、啓発・支援に努める。	
3	子ども・若者育成支援推進事業 [こども青少年課]	社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者の問題に対応するため、「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、発達段階に応じた支援を行う。	「子ども・若者支援協議会」の運営を充実させる。支援・相談機関の窓口を市民に広く周知し、関係機関の連携をさらに深め、支援の充実を図る。	「子ども・若者支援協議会」を通じて、各関係機関との支援における連携や情報交換に努めた。また、シンポジウム「若者の居場所」の開催(参加人数80人)、相談・支援機関リーフレットの配布。	「子ども・若者支援協議会」の運営を充実させる。支援・相談機関の窓口を広く市民に周知し、関係機関の連携をさらに深め、支援の充実を図る。 会議等開催予定 代表者会議:1回 実務者会議:2回 講演会:1回
				関係機関の連携を深めるため、代表者会議及び実務者会議を開催し相談窓口の連携を図ることができた。今後もさらに支援の窓口の充実に向けて。また、市民向けのシンポジウムの開催やリーフレットの配布により、広く周知を行うことができた。	
4					
5					

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

番号	事業名[所管課]	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	青少年活動支援事業 [こども青少年課]	30,083	30,436	26,753	27,662	27,316
2	青少年健全育成環境づくり事業 [こども青少年課]	6,297	5,215	5,229	4,810	4,568
3	子ども・若者育成支援推進事業 [こども青少年課]	0	0	18	157	171

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

保護者の就労環境の多様化や、核家族化の進行する今日において、地域社会で子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくり・支援体制の充実に向け、今後も青少年の健全育成や青少年指導者の養成・育成、青少年団体の支援に取り組む必要がある。

青少年健全育成環境づくり事業では、前年度に比べ減少し、目標件数の73%に留まった。傾向としては、中学生からの応募減少がみられる。

子ども・若者育成支援推進事業については、「子ども・若者支援協議会」を設置し、情報交換及び連絡調整を行うことにより、相談機関相互の連携を図っている。

【平成25年度の取組についての総合評価】

青少年活動推進事業については、「市民まつり チビッツ広場」が悪天候により規模を縮小しての開催となったため、参加者数が目標値を下回ったが、青少年に体験、活動の場を提供するため、スポーツ・レクリエーションフェスティバルやドリル大会等も実施し、青少年の自主性及び社会性の向上に寄与した。

青少年健全育成の啓発活動については、ポスターの作成・配布などを行い、地域社会における青少年を取り巻く健全な環境づくりをめざし、広く周知を行った。

「子ども・若者支援協議会」については、代表者会議1回、実務者会議2回を開催し、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者の問題に関する情報交換や課題の共有等を行い支援の充実を図った。

本施策の2つの成果指標を大きく上回り、サブ指標についても目標を上回った。しかし、事業の取組結果については、青少年活動支援事業・青少年健全育成環境づくり事業のいずれも目標値を下回ったため、1次評価を「B」とした。

【今後の具体的な改善策】

青少年活動支援事業については、青少年指導員の研修を更に充実させていくことで、青少年指導者の養成、意識向上やレベルアップにつなげていく。

市青少年健全育成協議会との連携を密にすることにより地区育成連絡協議会の活動を支援し、地域社会における青少年の健全な環境づくりに取り組んでいく。また、「家庭の日」メッセージコンテストについて、募集対象者の年齢の幅を広げ、応募件数の増加を図る。

子ども・若者支援推進事業については、「子ども・若者支援協議会」を通じて関係機関の相談窓口間の連携をよりスムーズにする。また、市民向けのシンポジウムの開催やリーフレットの配布により、広く周知を行う。

1次評価

B

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

青少年活動推進事業については、親子ふれあいの広場、スポーツレクリエーションフェスティバル、ドリル大会等を通して、青少年の自主性及び社会性を育てることができた。また、青少年指導員の研修を通して、青少年指導者の養成、意識向上を図った。

市青少年健全育成協議会との連携を密にし、各地区間の情報交換を促すことで、地域社会における青少年の健全な環境づくりに取り組むことができた。

子ども・若者育成支援事業について、昨年11月にシンポジウム「若者の居場所」を開催し、参加人数が80名程だった。また、関係機関・相談窓口を一覧にしたリーフレットを5,000部作成・配布した。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
 サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

{ 上記基準に該当する(ア イ ウ)
 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	評価結果
1次 【市(主管局)】		1次評価
2次 【経営評価委員会】		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき、事業実施を民間等に委ねるべき
 改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
 現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
青少年の健全育成	青少年が健全に過ごしている。	1 青少年の健全育成に向けた活動の促進	【指標7】不良行為少年補導人数	1 青少年活動支援事業
		2 青少年を取り巻く健全な環境づくりの推進		2 青少年健全育成環境づくり事業
		3 相談体制の充実	【サブ指標】ニート・フリーターの相談者数に対する就学・就職者数の割合	3 子ども・若者育成支援推進事業

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	
政策の基本方向	NO	3 高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくれます	施策所管局 健康福祉局
施策名	NO	6 高齢者の社会参加の推進	局・区長名 和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	高齢者が生きがいを持って社会とかがわっている。
取り組みの方向	1 高齢者の就労機会の充実 ハローワークとの連携による就労相談体制の充実を図るとともに、シルバー人材センターによる就労支援や各種情報提供を図ります。 2 高齢者の地域活動の推進 地域における高齢者のボランティア活動の支援や、高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができる環境づくりを進めます。 また、高齢者と子どもなどの幅広い世代間交流や伝統文化伝承活動を推進します。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】 中間(H26) : 47.8%、最終(H31) : 52.4%

指標と説明	【指標8】活動の場がある高齢者の割合 高齢者が仕事や地域などでの活動を通じて社会とかがわっているかを見る指標【単位:%】					結果の分析
目標設定の考え方	65歳以上の高齢者人口推移に、過去の就労者人口の推移や今後の施策展開による活動人口の伸びを見込み、目標として設定しました。					平成25年度に高齢者等実態調査を実施。仕事をしている、又はボランティア活動やまちづくり活動に参加している高齢者は41.4%となった。前回調査と比べて、仕事に携わる高齢者は増加したが、ボランティア、まちづくり活動への参加が減少している。今後も継続的に事業を実施し、活動を行う高齢者の増加を図りたい。
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)		45.2	45.8	46.5	47.1	
実績値(b)		46.2	-	-	41.4	
達成率(a/b) %		102.2			87.9	
						B

【指標2】 中間(H26) : 、最終(H31) :

指標と説明						結果の分析
目標設定の考え方						評価
	基準値(H20年)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)						
実績値(b)						
達成率(a/b) %						

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】 中間(H26) : 319,200、最終(H31) : 361,200

指標と説明	【指標8サブ指標】シルバー人材センターの就業延人員 シルバー人材センターで実際に就業した市民がどれだけいるかを見る指標					結果の分析
目標設定の考え方	シルバー人材センターにおいて実際に就業した人数(延)を毎年増加させることを目的に指標を設定しました。					就業延人員は、増加傾向が続いているが目標はわずかに下回った。今後も就業機会の開拓や提供に努めることにより、就業人員が増加するよう支援する。
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	281,149	290,000	290,000	300,000	310,000	
実績値(b)		281,975	295,180	306,158	307,632	
達成率(a/b) %		97.2	101.8	102.1	99.2	
						B

【サブ指標2】 中間(H26) : 100、最終(H31) : 150

指標と説明	【指標8サブ指標】地域貢献講座の受講者数 地域デビュー講座・地域活動実践講座を実際に参加した市民がどれだけいるかを見る指標					結果の分析
目標設定の考え方	高齢者の社会活動への支援策として地域活動に活かせる知識やノウハウを学ぶ講座に参加した人数(延)を毎年増加させることを目的に指標を設定しました。					目標及び前年度実績ともに下回る結果であった。市民への啓発、周知の不足が要因として挙げられる。引き続きWebサイトやPR冊子の活用等により、市民への広報にさらに努める必要がある。
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	72	80	86	90	90	
実績値(b)		47	62	87	72	
達成率(a/b) %		58.8	72.1	96.7	80.0	
						B

A : 年度別目標を(上回って)達成
 B : 年度別の目標の値を80%以上達成
 C : 年度別の目標の値を60%以上達成
 D : 年度別の目標の値が60%未満
 : 今年度は成果指標の測定ができないもの

[単位:千円]

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	172,413	171,429	152,573	140,780	135,351	高齢者の地域活動支援事業について、平成24年度のホームページの開設が完了したことなどに伴い、総事業費は対前年度比で減額となった。
人件費	26,820	26,136	25,812	24,444	24,588	
総事業費	199,233	197,565	178,385	165,224	159,939	
施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円]	280	275	248	230	222	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

	施策を構成する事業名[所管課名]	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
		指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1	高齢者大学運営事業 [高齢者支援課]	修了率98%以上 満足度85%以上	実績 修了率:96.4% 満足度:83.9% 入学者1,125名でスタートし、1,084名が修了した(未修了者は、個人都合による中途退学)。	修了率:98%以上 満足度:85%以上
	評価 修了率、満足度ともに目標を下回った。アンケート調査の結果を参考に事業の充実に取り組んでいく。			
2	シルバー人材センター支援事業 [高齢者支援課]	会員数3,700人 受託件数25,000件 就業率89%	実績 会員数 3,751人 受託件数 25,906件 (ともに平成26年3月末日現在) 就業率 85.1%	シルバー人材センターの平成26年度事業計画で定める目標値 会員数3,800人 受託件数26,000件 就業率87%
	評価 就業率は、平成25年度目標を下回ったが、会員数、受託件数は目標を上回った。今後も就業機会の開拓や提供に努めることにより、会員数・受託件数・就業率を増やすよう支援する。			
3	高齢者の地域活動支援事業 [高齢者支援課]	意欲度70%以上	実績 第1回 実践講座 意欲度90.0% 第2回 実践講座 意欲度72.2%	地域活動実践講座のアンケートによる今後の社会貢献活動参加への意欲度:80%以上
	評価 第1回、第2回ともに目標を上回った。地域活動への参加を促進するため、今後も事業内容のさらなる充実に図っていく。			
4			実績	
			評価	
5			実績	
			評価	
6			実績	
			評価	
7			実績	
			評価	

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

番号	事業名[所管課]	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	高齢者大学運営事業 [高齢者支援課]	30,967	31,544	21,973	21,087	19,963
2	シルバー人材センター支援事業 [高齢者支援課]	112,043	110,282	103,169	89,882	87,486
3	高齢者の地域活動支援事業 [高齢者支援課]	103	303	431	2,811	968

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

高齢者大学は、学習や趣味の活動を通じた生きがい、仲間づくりを目的に、これまで、約2万人を超える卒業生がいる。卒業生の一部は、OB会を結成(現在約170団体、3,400人)するなど、自主的に学習や趣味の活動を継続している。

高齢者大学は、事業開始から33年が経過している。平成24年度に策定された「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、適正な受益者負担の在り方について検討する必要がある。また、事業の発展のため、運営方法の在り方について検討する必要があると考える。

シルバー人材センターは、短期的、臨時的な仕事を通じた生きがいづくり、仲間づくりを目的として運営し、市は補助金を交付してこれを支援している。

センターの運営面については、自主財源の確保に努めることなどにより、自立度を高めた運営を図ることが必要である。

高齢者の地域活動について、市は、団塊の世代も含めた高齢者の地域デビュー支援のため、「シニアのための地域活動入門講座」、「同実践講座」などを開催して、地域参加のきっかけづくりに取り組んでいるが、参加定員に満たない講座もあるため、引き続き周知方法や講座内容の充実等が必要である。

【平成25年度の取組についての総合評価】

高齢者大学については、応募率の低い学科の削減、応募率の高い学科の拡充を実施するなど、ニーズに対応した構成とし、高齢者の意欲に対応した運営に取り組んだ。

シルバー人材センターでは平成25年から29年までの5か年を対象に、自主財源の確保に努め、効率的な運営に資するための支出の見直しなどを盛り込み策定された中期計画に則り運営を行った。

高齢者の地域活動については、地域活動支援事業推進講演会の開催、高齢者の地域活動全般に関する情報提供を行うためのWebサイト(いきいきシニア応援サイト)の運営、社会参加活動PR冊子の配布を行い、高齢者がよりスムーズに地域活動に参加できる環境づくりに取り組んだ。

本施策の成果指標及び2つのサブ指標は目標を下回ったものの、施策を構成する主な事業については目標を上回った事業もあり、高齢者の社会参加の推進に向け多様な取組を進めていることから、1次評価を「B」とした。

【今後の具体的な改善策】

高齢者大学

・今後も自主自立の考え方に基づく大学運営の理念をも堅持し、応募率やアンケート調査等に基づき引き続き学科の見直しを実施する。

・「受益者負担の在り方の基本方針」を踏まえ、受益者負担について検討を行うとともに、事業のさらなる充実に資するため、市民協働化又は委託化など、運営方法についても検討を進める。

シルバー人材センター

・就労を通じた生きがいづくり、仲間づくりの理念は、今後も堅持していく。支援事業については、平成24年度に策定された「中期計画」の着実な実行について、経営改善に向けた具体的な取り組みについて指導する。

・高齢者のニーズに対応した就労支援について、ハローワークや、関係機関と連携した取り組みを指導する。また、高齢者大学等と連携した取り組みなど、社会貢献活動について引き続き支援する。

高齢者の地域活動

「シニアのための地域活動入門(デビュー)講座」、「シニアのための地域活動実践講座」を着実に実施するとともに、参加者の増加に向け、さらなる広報・周知に努める。

1次評価

B

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

高齢者大学運営事業:学科の見直し 1学科削減、1学科新設。

高齢者大学運営事業:事業の効率的な実施に資するため、委託化などの他市の状況について情報収集した。

シルバー人材センター支援事業:中期計画の着実な実行について指導し、新規事業の開拓等による取組が進められ、市からの補助金が削減された。

シルバー人材センター支援事業:高齢者大学等と連携した取組 高齢者大学における運営受持学科1増(5学科→6学科)。

高齢者の地域活動:広報・周知の取組 広報・周知、意欲喚起の取組の一環として「地域活動推進講座」を開催(参加者121名)。

高齢者の地域活動:ワンストップ相談機能について、費用対効果など、構築に向けた課題の抽出に取り組んだ。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

2次評価

A:施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B:施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
C:施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
 サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

- ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標
- イ 測定結果が出ていない成果指標
- ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

{ 上記基準に該当する(ア イ ウ)
 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

・高齢者大学については、「市高齢者大学設置運営要綱」で学長は市長、副学長は教育長と定め、事務局は保険高齢部(高齢者支援課)と教育局(生涯学習課)としており、常に連携して高齢者大学を運営している。
 ・高齢者大学の講師選定については、より講座の目的や内容に合った講師の選定とするよう、平成23年度から「公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム」に一部依頼することにより、コンソーシアムの幅広いネットワークを活用している。

【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業	
高齢者の社会参加の推進	高齢者が生きがいを持って社会とかわっている。	高齢者の就労機会の充実	【指標8】活動の場がある高齢者の割合 高齢者が仕事や地域などでの活動を通じて社会とかわっているかを見る指標	1 高齢者大学運営事業	
			【サブ指標1】 シルバー人材センターの就業延人員	2 シルバー人材センター支援事業	
				3 高齢者の地域活動支援事業	
		高齢者の地域活動の推進	【指標8】活動の場がある高齢者の割合 高齢者が仕事や地域などでの活動を通じて社会とかわっているかを見る指標	2 シルバー人材センター支援事業	
				【サブ指標2】 地域貢献講座の受講者数	1 高齢者大学運営事業
					2 シルバー人材センター支援事業
3 高齢者の地域活動支援事業					

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO 3	高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくります
施策名	NO 7	高齢者を支える地域ケア体制の推進

施策所管局 健康福祉局
局・区長名 和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	高齢者ができる限り介護を必要とせず、地域で見守られ、支えられて暮らしている。 介護や支援を必要とする高齢者が、必要なときに必要なサービスを受けることができている。
取り組みの方向	1 介護予防の推進 高齢者の心身の状態や生活環境等に応じた総合的な介護予防を推進するため、専門的・科学的な介護予防プログラムや身近な地域での介護予防の体験・実践機会の普及を図ります。 2 地域ケアサービス・介護サービスの推進 地域包括支援センターを中心とした地域全体で高齢者を見守り、支えるネットワークを充実し、ひとり暮らし高齢者などや介護家族への支援の強化を図ります。 また、高齢者虐待防止対策や高齢者認知症対策の取り組みを進めます。 さらに、身近な地域でサービスを受けることができる介護サービス提供体制の充実や在宅で生活が困難な高齢者等のための施設の整備促進を図ります。 3 介護保険制度・国民年金制度の充実 高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が継続できるよう、介護保険制度及び国民年金制度の普及啓発を図るなど、制度の充実に向けた取り組みを進めます。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

中間(H26):79.7、最終(H31):80.3

指標と説明	【指標9】健康と感じている高齢者の割合 高齢者が健康に過ごしていると感じているかを見る指標【単位：％】	結果の分析					
目標設定の考え方	介護予防・疾病予防の取り組みにより、「健康と感じている人」の割合が増加することを目標として設定しました。	介護予防、疾病予防に係る事業の普及に努め、参加者増を図った結果、高齢者等実態調査における主観的健康感に「健康である」「まあ健康である」をあわせ81.5%(要介護認定者を除く)となり、目標を上回った。					
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	78.9	79.0	79.2	79.3	79.5		
実績値(b)		78.4	-	-	81.5		
達成率(a/b) %		99.2			102.5		

【指標2】

中間(H26):38.0、最終(H31):40.0

指標と説明	【指標10】高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合 高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じているかを見る指標【単位：％】	結果の分析					
目標設定の考え方	市「高齢者等実態調査」において、健康や福祉の相談先を「地域の関係機関や人々」とした人の割合が、平成16年度から平成19年度でマイナス3.6%となったことから、毎年1.2%ずつ増加させることを目標として設定しました。	地域包括ケアシステムの構築に向け、ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業を市内全地区で実施したことなどにより、地域の人達に見守られ、支えられていると感じている人の割合の増加に繋がっている。					
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	評価	A
目標値(a)	35.2	36.1	36.6	37.1	37.5		
実績値(b)		37.4	38.7	38.6	39.0		
達成率(a/b) %		103.6	105.7	104.0	104.0		

【指標3】

中間(H26):72.5、最終(H31):75.0

指標と説明	【指標11】介護サービス利用者の満足度 介護サービスを受けている人の介護サービス全般の満足度を見る指標【単位：％】	結果の分析					
目標設定の考え方	各介護サービス利用者の平均満足度を平成31年度までに75% (4人に3人が満足している状態)とすることを目標として設定しました。	介護保険制度創設後14年が経過し、制度が定着し、サービス提供に係る量・質両面で一定の充実が図られていることから、目標値を上回ったものと考えられる。					
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	68.8	69.5	70.2	71.0	71.7		
実績値(b)		-	-	-	76.9		
達成率(a/b) %					107.3		

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】

中間(H26):9,210、最終(H31):第7期高齢者保健福祉計画策定時に検討

指標と説明	【指標9サブ指標】一次予防事業の参加者数 元気な高齢者を対象に実施している一次予防事業に参加している市民がどれくらいいるかを見る指標	結果の分析					
目標設定の考え方	一次予防事業の参加者を毎年増加(第5期高齢者保健福祉計画における地域支援事業の提供量に基づく見込量)させることを目標に設定しました。	地域の拠点である地域包括支援センターが実施する介護予防事業に加え、市が支援するボランティア等が自治会館などの身近な施設で事業を実施することで、高齢者がより参加しやすくなるよう努めたことにより、目標値を上回ったものと考えられる。					
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	7,869	8,000	8,100	8,350	8,775		
実績値(b)		7,978	8,511	9,518	9,499		
達成率(a/b) %		99.7	105.1	114.0	108.3		

A:年度別目標を上回って達成
D:年度別の目標の値が60%未満

B:年度別の目標の値を80%以上達成
:今年度は成果指標の測定ができないもの

C:年度別の目標の値を60%以上達成

指標と説明	結果の分析				
	・介護保険サービス受給者における居宅サービス・地域密着型サービス受給者の割合 介護保険サービスを利用している要介護(要支援)認定を受けた高齢者が住み慣れた地域(または在宅)で、サービスをどれくらい利用しているかを見る指標。[単位: %]	平成25年度の実績値については、特別養護老人ホームなどの施設サービスを利用する方の伸び率が、居宅サービスを利用する方の伸び率を上回る伸びがあり、目標値を下回ったものと考えられる。			
目標設定の考え方	介護保険の目的は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理等の医療が必要な人に対して、心身の状況や環境等に応じ、本人の選択にもとづいた適切なサービスが、多様な事業者等から総合的・効率的に提供されることです。 このため、介護保険制度の充実に向けた取り組みについて目標設定をすることは、必ずしも介護保険の目的を適切に表すものとはいえないが、施策である「高齢者を支える地域ケア体制の推進」を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域(または在宅)で、介護保険サービスをどれだけ利用しているかを見る一定の目安として捉え、当該指標を設定するものです。 目標値(目安)については、基準値に対し、毎年度0.6ポイント増としました。				
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
目標値(a)		80.24	80.84	81.44	82.04
実績値(b)	79.64	80.55	80.95	80.90	80.75
達成率(a/b) %		100.4	100.1	99.3	98.4
		評価			B

A: 年度別目標を(上回って)達成
 B: 年度別の目標の値を80%以上達成
 C: 年度別の目標の値を60%以上達成
 D: 年度別の目標の値が60%未満
 : 今年度は成果指標の測定ができないもの

施策推進のための経費(決算額) H25年度は見込額

[単位:千円]

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	1,566,775	2,422,028	2,962,428	2,317,217	2,400,778	地域包括支援センター委託料及び特別養護老人ホーム等建設費補助金の増によるもの。
人件費	87,910	92,202	91,059	90,986	91,522	
総事業費	1,654,685	2,514,230	3,053,487	2,408,203	2,492,300	
施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円]	2,323	3,504	4,244	3,346	3,459	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

施策を構成する事業名[所管課名]	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
	事業の概要	指標・目標(Plan) 実績(Do)・評価等(Check)	
1 地域ケア体制推進事業[高齢者支援課]	ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業を通じ、発見・見守り活動を実施する。 地域ケアサポート医1名の増員	民生委員等により市内全地区で約8,400人のひとり暮らし高齢者等への訪問を実施した。 地域ケアサポート医1名増員 目標どおり実施し、支援が必要な高齢者等157人を高齢者支援センター(地域包括支援センター)へつないだ。 目標どおり行った。地域ケアサポート医1名の増員により8名体制とし、医療と介護の連携強化に努めた。	ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業を通じ、発見・見守り活動を実施する。 地域ケアサポート医との連携について、周知を図っていく。
2 認知症対策事業[高齢者支援課]	認知症の医療と介護の連携強化のため、認知症地域連携バスの普及、周知を図り、関係者への認知度を高める。	認知症地域連携バス(支え手帳)発行数:19件 発行したすべてのケースで継続して活用されており、関係者間の連携がとれていると考える。引き続き活用普及に取り組んでいく。	認知症の医療と介護の連携強化のため、認知症地域連携バス(支え手帳)の普及、周知を図り、関係者への認知度を高める。 認知症地域連携バス(支え手帳)発行数:25件
3 介護予防事業[高齢者支援課]	生活リハビリ相談(栄養、口腔)の利用者数の拡大を図る。 地域介護予防事業の実施、拡大を図る。	生活リハビリ相談の領域拡大(栄養、口腔)を行った。 (延べ287人中)栄養:延べ19人、口腔:延べ11人 地域介護予防事業の実施・拡大を図った。 実施回数:603回、延べ11,358人 目標どおり実施した。今後とも利用者の増加に向けた事業の周知に努める。 利用者数の拡大を目指し事業を実施したが、前年度の実績をわずかに下回った。今後も、新規参加者数の拡大を図るため、さらなる周知に努める。	生活リハビリ相談の延べ利用者数:実績の287人を上回る利用者数の拡大を図る。 地域介護予防事業の延べ参加者数:実績の11,358人を上回る参加者数の拡大を図る。
4 地域包括支援センター運営事業[高齢者支援課]	職員体制141人 第三者評価の実施 運営法人の公募による分割の実施	職員体制141人 第三者評価の実施(市内22か所) 運営法人の公募(市内7か所) 目標どおり職員の増員、第三者評価の実施及び運営法人の公募、選考を行い、高齢者の総合相談・支援等の体制の強化及び利便性の向上等を図った。	職員体制155人 センターの4か所増設 運営法人の公募の実施
5 介護人材の確保・育成事業[高齢政策課]	介護雇用プログラムを活用した新たな人材育成:訪問介護員16人	介護雇用プログラムによる新たな人材育成:介護職員初任者研修修了者17人 目標どおりの人材育成を行った。今後、一層需要の高まりが予想される介護人材の確保・育成に取り組み、専門性の高い介護人材を確保することができた。	介護雇用プログラムにより、高度な知識や技術を有する新たな人材を育成する。 介護職員初任者研修修了者18人
6 特別養護老人ホーム等建設費補助金[高齢政策課]	特別養護老人ホーム250床(新設2施設)	特別養護老人ホーム250床(新設2施設) 目標どおりの整備を行い、重度要介護者の待機者解消等に向けた取組みを進めた。	特別養護老人ホーム240床(新設2施設)

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額		【単位:千円】				
番号	事業名〔所管課〕	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	地域ケア体制推進事業〔高齢者支援課〕	594	2,323	4,287	-	-
2	認知症対策事業〔高齢者支援課〕	2,488	5,026	7,582	22,516	25,812
3	介護予防事業〔高齢者支援課〕	296,153	301,791	290,026	285,623	275,528
4	地域包括支援センター運営事業〔高齢者支援課〕	616,973	654,511	691,106	730,347	768,810
5	介護人材の確保・育成事業〔高齢政策課〕	6,153	43,774	41,683	43,031	41,828
6	特別養護老人ホーム等建設費補助金〔高齢政策課〕	657,000	1,425,000	1,890,000	1,235,700	1,288,800

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

地域コミュニティの希薄化、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加などにより、地域で孤立している高齢者に対する見守りや支援を充実させる必要がある。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加する中で、認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう認知症に対する知識の普及、早期発見・治療に向けた医療・介護の連携体制の構築、サービス提供基盤の整備等の必要がある。

地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核的機関として期待される役割を果たしていけるよう、センター機能のより一層の充実が求められている。

本市の地域包括支援センターにおいては、担当区域の高齢者人口に約5倍の差が生じていることや、設置場所がわかりにくいなどの課題がある。

介護人材の確保・育成事業については、平成24年度に引続き国の緊急雇用制度創出事業臨時特例交付金を活用するなど、介護人材の確保支援を行うとともに、研修や介護のイメージアップ事業、職員のキャリアアップ支援を行った。

高齢化の進行に伴い介護需要は一層高まることが予想されることから、在宅で生活することが困難な方のための施設整備に加え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実、また、医療・介護の連携など、複合的なサービス提供体制を構築し、増大、多様化する介護需要に適切に対応する必要がある。

【平成25年度の取組についての総合評価】

地域ケア体制推進事業

ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業を市内の全22地区で実施し、民生委員等の戸別訪問を通じて必要なサービスに繋げたり、地域の福祉情報の提供を行うことができた。

地区中心部への地域包括支援センター事務室の移転を進めるとともに、地域包括支援センター職員の増員による職員体制の強化を行うことにより、利便性の向上や高齢者の総合相談・支援体制の充実を図った。また、地域包括支援センターについて、客観的な視点を取り入れた第三者評価を実施し、質の向上や改善等に繋げるなど効果的な運営を図った。

高齢者への多様な生活支援及び介護家族への必要な支援を行うため、ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業など在宅生活支援のための福祉サービスや、緊急一時入所事業など介護家族への支援のためのサービスの提供・充実に努めた。

市や地域包括支援センターにおいて、インフォーマルを含む地域資源の把握に努め「ふれあい福祉ガイド」や「高齢者地域情報誌」などを発行し、市民の方に対して情報提供を図るなど周知に努めた。

認知症対策事業

医療と介護の連携のための基盤強化として、認知症疾患医療センターの運営を行うことで相談機能の充実を図るとともに、早期対応、治療を目的として、かかりつけ医が専門医療機関へ繋げる仕組み作りとして認知症病診連携情報提供書を作成した。また、認知症地域支援推進員を配置し、介護従事者の研修会の実施、介護家族会の支援、急性期・安定期における入院の際の調整等を行い、認知症の高齢者やその家族等への支援体制の充実を図った。

介護予防事業

地域包括支援センターの生活リハビリ相談の開催や、自治会等で介護予防事業の実施などにより高齢者がより身近な会場で介護予防の知識を得られる状況となった。

介護人材の確保・育成事業については、介護雇用プログラムによる新たな人材育成として、資格取得者の目標を1人上回る17人が資格を取得したことにより、介護人材の不足及び介護サービスの質の向上に寄与するものと考えた。

特別養護老人ホーム等の施設整備は、概ね予定どおりの整備がされ、要介護4及び5の重度待機者数が183人減少した。(H25.4:867人 H26.4:684人)

設定した成果指標のうち、サブ指標2を除いたすべてが目標値を上回った。また、施策を構成する事業においても、目標どおりの実績が得られ、施策の目標達成に向け十分な効果が現れていることから、1次評価を「A」とした。

【今後の具体的な改善策】

ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業について、地域の高齢者の生活状況を把握、共有することで関係機関のネットワークの強化を図るとともに、支援が必要な方には、地域包括支援センターが継続的な支援を行っていく。

高齢者の相談窓口として利便性の向上を図るため、引き続き事務室の地区中心部への移転を進める。また、高齢者人口が1万人を超える圏域を分割し、分割後の圏域にそれぞれ地域包括支援センターを設置する。

認知症疾患医療センターを中心に、認知症の人及びその家族への継続的な支援を行う。また、かかりつけ医への研修を行うなど介護と医療の連携体制を強化していくほか、認知症連携ケアパスの普及・周知や認知症サポーター数を増やすことにより、認知症対策の総合的な推進を図っていく。

増大する介護需要に適切に対応するため、特別養護老人ホーム等の施設整備に留まらず、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるための地域包括ケアシステムの構築に向けた第6期高齢者保健福祉計画を策定する。

1次評価

A

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

地域包括支援センターが支援が必要だと判断し、支援に繋がった人数 87人

戸別訪問により地域包括支援センターが対応した人数 349人

地域包括支援センターで相談業務を実施 栄養相談19回、口腔相談11回

認知症対策の総合的な推進を図った。認知症地域連携バス(支え手帳)発行数 19件 認知症サポーター養成数 2,992人

地域密着型サービス事業所の増加数 9件

これらの取組により、高齢者を支える地域ケア体制の推進が図られた。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見】

・指標11「介護サービス利用者の満足度」について、介護サービスの満足度が他の政令指定都市と比較して相模原市がどの程度の水準にあるのかということを確認しながら施策を展開されたい。また、介護サービスに対する不満の原因分析に取り組まれたい。

【改善すべき点】

・指標10「高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合」について、評価開始以来、毎年目標を達成しているにもかかわらず、実績よりも低い目標を設定していることから、目標設定の考え方を整理されたい。

2次評価

B

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

{
上記基準に該当する(ア イ ウ)
上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

【参考4】事務事業評価

事務事業名	地域包括支援センター運営事業	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	<p>今後、本格的な高齢化が進行し高齢者人口の大幅な増加が見込まれることに加え、平成27年度に予定されている介護保険制度の大幅な改正を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者支援センターの機能強化を図っていく必要がある。</p> <p>こうしたことから、高齢者人口が1万人を超える日常生活圏域については、圏域を分割し、分割後の圏域にセンターを設置し利便性の向上を図るなどセンターの充実を図っていく。</p>		1次評価 拡充
2次 【経営評価委員会】	<p>(評価理由) 医療の発達などにより平均寿命が延びることによる高齢化の進行や団塊の世代が後期高齢者になる時期を見据え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者支援センターの機能の強化、充実を図っていくことは必要なことであり、機能強化、充実のための資金は、介護保険制度の地域支援事業の枠組の中で調達されることから1次評価のとおり拡充と評価する。</p> <p>(意見) 地区ごとの高齢者支援センターが、地域の実情を把握し、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう努めていただきたい。 施設や組織を整えるほかに、より合理的な運営方法を検討し、市民に対する健康管理教育の普及などに努めていただきたい。 現在策定中の第6期高齢者福祉計画には次のことを含めていただきたい。 ・2025年に団塊の世代が後期高齢者になることへの対応 ・医療費増加の抑制に繋がる介護予防(認知症予防を含む)などの施策の一層の推進(健康づくり普及員の一層の活動、終末期医療の勉強会など) ・地域のボランティア団体の一層の活用 センターなどの建物には費用を削減し、高齢者家庭への訪問、相談時などの情報を効率的に管理でき、情報を共有できるシステムの構築を図っていただきたい。</p>		2次評価 拡充

事務事業名	特別養護老人ホーム等建設費補助金	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	<p>在宅の重度要介護者の特養への入所待機者の解消を図るためには、有効な補助金であり、今後の高齢化の進行、特に団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年を見据え、また、それに伴う要介護認定者の増加推計を勘案すると、介護需要は一層高まることから、施設の整備を進める必要がある。一方、高齢者が、住み慣れた地域、在宅で継続して生活していくためには、施設整備だけでなく、在宅サービスや地域密着型サービスの整備を進める必要がある。こうしたことから、今後は、在宅サービスや地域密着型サービスの整備とのバランスをとりつつ、施設整備を進める必要がある。また、補助金額の妥当性について、他の政令市の状況を勘案しながら検証し、金額設定について検討を行う。</p>		1次評価 改善
2次 【経営評価委員会】	<p>(評価理由) 団塊の世代が後期高齢者になる時期を見据え、高齢者の生活支援のあり方を検討する中で、施設整備の位置付けを適切に把握しつつ、今後の施設整備に必要な補助制度の内容について、精査していただきたい。</p> <p>(意見) 高齢化が進む中で入所待機者は減少しているものの、介護する子どもなどの負担増加を考慮し、施設整備は必要と思われる。</p>		2次評価 改善

廃止: 事業を廃止すべき 再構築: 現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
改善・縮小: 現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
現状維持: 見直しを要さない 拡充: 他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
地域 高齢者 ケア 者 体 を 制 支 え 推 進	高齢者ができる限り介護を必要とせず、地域で見守られ、支えられて暮らしている。	1 介護予防の推進	【指標9】健康と感じている高齢者の割合 【サブ指標1】一次予防事業の参加者数	3 介護予防事業
		2 地域ケアサービス・介護サービスの推進	【指標10】高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合	1 地域ケア体制推進事業 2 認知症対策事業
	介護や支援を必要とする高齢者が、必要なときに必要なサービスを受けることができる。	3 介護保険制度・国民年金制度の充実	【指標11】介護サービス利用者の満足度 【サブ指標2】介護保険サービス受給者における居宅サービス・地域密着型サービス受給者の割合	4 地域包括支援センター運営事業 5 介護人材の確保・育成事業 6 特別養護老人ホーム等建設費補助金

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO 4	障害者がいきいきと暮らせる社会をつくります
施策名	NO 8	障害者の自立支援と社会参加

施策所管局 健康福祉局
局・区長名 和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	障害者が地域でいきいきと安心して暮らしている。
取り組みの方向	1 障害者の相談体制の充実 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、誰でも気軽に相談できる環境や、きめ細かな情報提供など、相談支援体制の充実を図ります。 2 障害者の就労支援と社会参加の促進 障害者が生きがいを持って生活できるよう、企業への雇用促進に向けた取り組みや、一人ひとりに適した就労に向けて職業訓練体制・職業相談体制の充実を図るとともに、障害者の地域でのスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加に向けた取り組みを進めます。 3 障害福祉サービスの推進 障害者の自立と日常生活の安定を支援する障害福祉サービスが受けられる体制づくりを進めるため、計画的な施設整備の促進や運営の安定化に向けた支援を進めます。 また、精神保健福祉体制の整備・充実を図ります。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】 中間(H26):98人、最終(H31):109人

指標と説明	【指標12】一般就労をした障害者の数 福祉施設等から一般就労をした人の数を見る指標【単位:人】					結果の分析
目標設定の考え方	平成18年度から平成20年度の就労実績と、今後の日中活動系事業所の利用者数の伸び率を参考に、目標として設定しました。					障害者の雇用機会の創出に向け、職場開拓を図るとともに緑区合同庁舎において就労支援を実施した。また、法定雇用率の引き上げにより企業が雇用促進を図ったことや、働く環境が整ってきたことによる障害者の就労意欲向上なども影響し、就労した障害者が増加したが、目標を下回った。
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	44	85	85	91	95	
実績値(b)		26	34	32	51	
達成率(a/b) %		30.6	40.0	35.2	53.7	
						評価 D

【指標2】 中間(H26):3,049人、最終(H31):3,302人

指標と説明	【指標13】日中活動系事業所の利用者数 入所施設や病院等以外の障害福祉サービス事業所を利用している人の数を見る指標【単位:人】					結果の分析
目標設定の考え方	障害者自立支援法の施行に伴う障害福祉サービス事業所の新事業体系移行を見据え、平成20年度から平成23年度の利用者数を算出し、その毎年度の伸び率を目標として設定しました。					市内に新規事業所が5か所開設した就労継続支援A型をはじめとする就労系サービス等の利用者数が増加し、目標を上回った
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	
目標値(a)	1,351	2,445	2,709	2,874	2,972	
実績値(b)		2,328	2,775	3,202	3,408	
達成率(a/b) %		95.2	102.4	111.4	114.7	
						評価 A

【指標3】 中間(H26):14,100件、最終(H31):16,300件

指標と説明	【指標14】相談支援を受けている件数 相談支援に関する実績件数を見る指標【単位:件】					結果の分析
目標設定の考え方	平成18年度から平成20年度の各種の相談実績と、今後の相談支援体制の充実を見込み、各種相談実績がそれぞれ毎年約3%ずつ増加することを目標として設定しました。					平成24年4月施行の法改正を踏まえ、相談件数の捉え方の見直し(相談支援事業所での相談件数から基幹相談支援センター及び障害者相談支援キーステーションでの相談件数)を行ったことにより、相談件数は増加しているものの目標は下回った。しかし、指定相談支援事業所の相談件数を加えると19,299件となり、目標は達成する。
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	11,600	11,948	12,306	12,675	13,055	
実績値(b)		15,589	18,419	4,255	6,706	
達成率(a/b) %		130.5	149.7	33.6	51.4	
						評価 D

【指標4】 中間(H26):60.8%、最終(H31):66.7%

指標と説明	【指標15】障害福祉サービスなどに満足している市民の割合 障害福祉サービスなどを利用している人のサービス全般の満足度を見る指標【単位:%】					結果の分析
目標設定の考え方	各障害福祉サービスなどの利用の満足度を平成31年度までに66.7%(3件に2件のサービスを満足と感じている状態)とすることを目標として設定しました。					平成24年4月施行の法改正等により、障害福祉サービスの充実を図ったが、目標を下回った。サービスに不満を感じている人の理由としては、サービス内容(技術)に不安を感じ、事業者と家族との連携が取れていない、回数や時間が足りない、などの回答があり、改善に努めた。
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	54.9	-	-	-	59.8	
実績値(b)					55.6	
達成率(a/b) %					93.0	
						評価 B

A:年度別目標を(上回って)達成 B:年度別の目標の値を80%以上達成 C:年度別の目標の値を60%以上達成
D:年度別の目標の値が60%未満 :今年度は成果指標の測定ができないもの

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】 中間(H26):77.2、最終(H31):85.0

指標と説明	市内6箇所の障害者支援施設に満足している利用者の割合 指定管理制度導入6施設を利用している障害者及び保護者等の施設満足度を見る指標【単位:%】					結果の分析
目標設定の考え方	6施設の利用の満足度を目標最終年度までに85.0%(満足していないと回答した利用者の解消)とすることを目標として設定しました。					各施設において、利用者のニーズに応えるため、施設の運営等に努力している。また、満足していないと回答している利用者数も減少した結果、目標値を上回った。満足度は上昇傾向にあるが、様々なご意見・ご要望もいただいていることから、更なる改善に向け努力していく必要がある。
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	72.5		72.5	74.1	75.6	
実績値(b)			72.5	82.6	88.9	
達成率(a/b) %			100.0	111.5	117.6	
						評価 A

A:年度別目標を(上回って)達成 B:年度別の目標の値を80%以上達成 C:年度別の目標の値を60%以上達成
D:年度別の目標の値が60%未満 :今年度は成果指標の測定ができないもの

施策推進のための経費(決算額) H25年度は見込額

[単位:千円]

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	5,464,974	6,152,667	6,939,234	8,027,316	8,840,127	障害福祉サービス支給決定者が増加したことにより、介護給付費が増額したほか、相談支援体制の充実により総事業費が増加したもの。
人件費	26,820	34,848	34,416	40,740	40,980	
総事業費	5,491,794	6,187,515	6,973,650	8,068,056	8,881,107	
施策に対する市民1人あたりコスト (単位:円)	7,710	8,623	9,694	11,210	12,325	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Ch)

事業の概要	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
	指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1 障害児者への介護給付 [障害福祉サービス課] 障害児者が施設内等のみで生活を送るのではなく、社会参加できるよう自立した生活を送れるようにする。	障害児者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法等の規定に基づき介護給付費等を支給する。	実績 住宅介護事業/延363,394.75時間 短期入所事業/延19,810人日 日中活動系サービス/延482,075人日 施設支援サービス/延147,466人日 居住系サービス/延163,067人日 評価 制度に基づき適正に実施した。	障害児者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法等の規定に基づき介護給付費等を支給する。
	障害福祉相談事業 [障害政策課] 身近な地域においてきめ細やかな相談に対応するため、障害福祉相談員を設置するとともに、基幹相談支援センターの運営など相談支援体制の充実を図ります。	実績 研修開催 12回 研修延べ参加者 242人 評価 対象者が同一の研修について、回数及び内容の見直しを行ったことにより、研修開催回数は目標を下回ったが、研修参加者は目標を達成した。障害福祉相談員38人の配置のほか、基幹相談支援センター及びモデル事業として実施したみなみ障害者相談支援キーセッションの設置により、相談支援専門員の資質、相談技術の向上、関係機関のネットワークづくり、障害者の権利擁護など相談支援の充実を図った。	障害福祉相談員及び相談支援専門員を対象に研修を実施し、資質向上を図る。 研修開催 17回 研修延べ参加者 280人 事例検討会 3回
3 発達障害者支援事業 [陽光園] 乳幼児期から成人期まで対応する支援体制をつくり、発達障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、拠点となる発達障害者支援センターにおいて事業を実施する。	相談支援や就労支援などの実施によって、発達障害者等を支援するとともに、発達障害の理解を促進するため、市民等に対する普及啓発の充実を図る。	実績 発達障害者支援法第14条に規定する次の事業を実施した。 相談支援971件、発達支援956件、就労支援1,342件、普及啓発・研修58件、関係機関等との連携351件 評価 発達障害に関する専門機関として、発達障害児者とその家族等への支援や、支援者の育成等に取り組んだことにより、発達障害児者本人がより社会生活を営み易いよう負担軽減を図った。また、講演会を行うなど発達障害に関する市民への普及啓発により、市民の理解促進を図った。	相談支援や就労支援などの実施によって、発達障害者等を支援するとともに、発達障害の理解を促進するため、市民等に対する普及啓発の充実を図る。

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

番号	事業名[所管課]	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	障害児者への介護給付 [障害福祉サービス課]	5,447,960	6,133,893	6,911,805	7,995,822	8,794,000
2	障害福祉相談事業 [障害政策課]	17,014	18,357	18,955	15,654	31,396
3	発達障害者支援事業 [陽光園]	0	417	8,474	15,840	14,731

【現状・課題認識】

障害者支援センター松が丘園における新規就労相談件数が、平成24年度と比較すると119件増加の208件となり、障害者の働く意欲の高まりが伺える。

民間企業における障害者雇用状況については、雇用障害者数や法定雇用率達成企業割合は全国、県内と比較しても依然として低い(下図参照)。障害に対する理解促進のため、引き続き、企業へのきめ細やかな情報発信等を実施していく必要がある。

平成24年10月に設置した南障害者相談支援キーステーションでは、障害受容ができていない等福祉サービスに結び付けられない人、信頼関係を構築するのに時間がかかる人、継続的な訪問等の手法を用いないとニーズを把握できない人、家族関係が崩壊するなど生活基盤が崩れている人など、行政窓口や市内相談支援事業所が対応に苦慮する、いわゆる困難ケースの障害者を対象に、3障害に対応できる専門性の高い相談支援専門員が支援に当たっている。また、個別ケース検討会なども官民協働により実施した。

障害者数及び事業所数の増加を背景に、日中活動系事業所の利用者数は年々増加しており、この傾向は今後も継続するものと考えられる。

発達障害の懸念がある児・者やその家族等が相談支援や就労支援を受けられるよう、関係機関と連携して、専門性の高い職員で対応している。また、発達障害に関して、医療・保健・福祉・教育の関係機関等と連絡調整等を行っている。

民間企業における障害者の雇用状況

法定雇用率 2.0%

	相模原市内 (%)		神奈川県 (%)		全国 (%)	
	実雇用率	達成企業割合	実雇用率	達成企業割合	実雇用率	達成企業割合
H 23.6.1	1.36	43.5	1.56	42.4	1.65	45.3
H 24.6.1	1.49	44.7	1.63	45.1	1.69	46.8
H25.6.1	1.55	37.2	1.68	40.0	1.76	42.7

【平成25年度の取組についての総合評価】

精神障害者の就労相談が増加傾向の中、就労系事業所運営団体と連携して「職場体験事業」を平成25年4月から実施するなど、障害者の就労支援の充実に努めた。しかし、障害者の就労支援については、福祉分野のみでの支援では限界があり、また、雇用分野のみでの支援は困難との観点から、平成25年8月に公共職業安定所が中心となり、市内就労移行事業所や商工会議所などによる情報共有化会議が立ち上げられた。そこで得た情報を活かし、職域の拡大に繋げるなど、一定の成果があった。

障害児者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法の規定に基づき、介護給付費等を適正に支給した。

障害者の生活問題を解決し、地域での自立生活を可能にするための調整等を行う相談支援については、「どの場所に投げかけられた相談も、本市に寄せられた相談として受け止め、最後まで責任を持つ」ことを目標に、全てを民間相談支援事業所に任せるのではなく、行政も関与する公共性の高い地域支援システムの構築を図るための一つとして「障害者相談支援キーステーション」を設置した。顔の見える関係が構築され、困難ケースの対応に当たっても、官民協働により迅速かつきめ細やかな支援を行うなど、効果的な取組であると認識している。

発達障害に関する認知度が高まり、発達障害支援センターでの相談支援等の件数が増えている。また、保育園等への出張研修や市民等を対象とした講演会等の普及啓発により、発達障害に対する理解を深めた。

障害に対する理解促進を目的に福祉講座を公民館で開催した。また、障害者余暇活動支援事業として、スポーツ講座やふれあい文化講座をけやき体育館で実施したほか、障害者地域活動支援センター主催の写真展及び写真教室に対し、写真家の派遣やデジタルカメラの提供を行うなど、障害のある方々がスポーツ・文化芸術活動に参画できる機会の充実に努めた。

障害者基本法の改正や障害者総合支援法の施行、障害者権利条約の批准など障害を取り巻く環境が大きく変化中、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービス事業所等運営法人や社会福祉事業団、公共職業安定所等と連携し、施策の推進に努めた。しかし、施策全体として、5つの指標のうち、2つが目標を上回ったものの、目標を達成できなかった指標もあったことから、1次評価を「B」とした。

【今後の具体的な改善策】

昨年度実施したアンケート調査等の結果や障害者施策推進協議会等からの意見を踏まえるとともに、障害者差別解消法の施行など国の制度改正も見据えた中、第2期障害者福祉計画中期実施計画及び第4期障害福祉計画を策定する。

障害者就労支援は障害者支援センター松が丘園だけでなく、民間就労系事業所でも実施していることから、就労系事業所全体の水準の向上を目指し、就労援助セミナー等の充実に努める。

平成25年5月に策定した療育センター再整備方針に基づき、第三陽光園の民設民営化を推進するため、社会福祉法人が整備する生活介護施設に対し支援する。

1次評価
B

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Aci)

障害者の生活実態や福祉をはじめとする各種施策のニーズや市民の意識等を把握するため、平成25年11月～26年2月までの間にアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

緑区合同庁舎内において、「緑障害者相談支援キーステーション」の設置に向けて準備するなど、相談支援体制の更なる充実に努めた。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見】

- ・成果指標の結果の分析に当たっては、数値が上がった若しくは下がった原因と改善方を記載すべきである。そのことを踏まえて次の施策を展開されたい。
- ・障害福祉相談事業について、障害福祉相談員及び相談支援専門員を対象とした研修回数の増加に伴い事業費も拡大する。常に費用対効果を考えて、実施する事業の適正水準を考えながら業務に取り組まれたい。
- ・施策推進のために健康福祉局以外の局で実施している事業などがあれば、進行管理シートに合わせて記載されたい。

【改善すべき点】

- ・指標14「相談支援を受けている件数」について、法改正により、数値の把握方法が変わったとしても、「相談が必要な人に対して支援できているのか」ということを確認するために目標値を設定しているのだから、法改正前と同様に数値の把握ができるのであれば、変更内容を付記した上で、その数値を実績として記載されたい。

2次評価
B

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(ア イ ウ)
- 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【障害者施策推進協議会からの主な意見】

相談支援は大切な支援の一つ。数ある相談支援事業所のどこに相談しても差し支えないような体制を整えることは重要。

【意見に対する市の対応】

自立支援協議会等において相談支援に特化した検討が行われている。そのような中、当該協議会からの提言(相談支援体制のあり方について)を踏まえ、障害者相談支援キーステーションを2か所設置し、いわゆる困難ケースの障害者を対象に支援している。

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

・障害者が総合就職支援センターを利用した場合、連携して支援している。

・障害者が安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備に当たっては、障害者団体からご意見いただき、それを整備に反映している。

【参考4】事務事業評価

事務事業名	障害福祉相談事業	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	相談支援は重要な支援の一つであり、圏域毎の役割を明確にした上で相談支援を行っており、一定の評価をいただいている。今後は人材の育成や相談支援事業所、サービス提供事業及び行政機関間の連携・強化に向け、基幹相談支援センターが中心となり相談支援体制の充実を図る。		1次評価 現状維持
2次 【経営評価委員会】	(評価理由) 1次評価のとおり、現状維持と評価する。		2次評価 現状維持

事務事業名	発達障害者支援事業	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	現在の事業内容については、普及啓発、就労支援をはじめ、関係機関との連携等一定の評価があり、変更なく事業実施する。今後も支援内容の充実や人材育成を行いながら支援の専門性を高め、事業を継続する。		1次評価 現状維持
2次 【経営評価委員会】	(評価理由) 1次評価のとおり、現状維持と評価する。 (意見) 継続相談件数が増加傾向を示しており、利用者の継続的な支援体制の充実に努めていただきたい。就労支援数を成果指標とすることが適切ではないか。		2次評価 現状維持

廃止: 事業を廃止すべき 再構築: 現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき

改善・縮小: 現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき

現状維持: 見直しを要さない 拡充: 他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
障害者の自立支援と社会参加	障害者が地域で生き生きと安心して暮らしている	1 障害者の相談体制の充実	【指標14】相談支援を受けている件数	2 障害福祉相談事業 3 発達障害者支援事業
		2 障害者の就労支援と社会参加の促進	【指標12】一般就労をした障害者の数 【指標13】日中活動系事業所の利用者数	3 発達障害者支援事業
		3 障害福祉サービスの推進	【指標13】日中活動系事業所の利用者数 【指標15】障害福祉サービスなどに満足している市民の割合 【サブ指標1】市内6カ所の障害者支援施設に満足している利用者の割合	1 障害児者への介護給付

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO 4	障害者がいきいきと暮らせる社会をつくります
施策名	NO 9	障害児の支援
		施策所管局 健康福祉局
		局・区長名 和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	障害児とその家族が、地域で安定した生活ができている。
取り組みの方向	1 障害児の療育体制などの充実 障害児に対するサービス支援体制・相談支援機能の強化を図るとともに、障害の早期発見からリハビリテーションなどによる一貫した療育の充実や、保育所や幼稚園において、子どもどうしの交流を通じて生活能力の向上や理解の促進を図る統合保育の充実、小・中学校における特別支援教育や放課後支援策との連携を図ります。 2 障害児やその家族を支援する人材の育成 障害児やその家族が身近な地域で安定した生活を送ることができるよう、サポートする人材の養成や、その人材の技術向上の支援を進めます。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

中間(H26):4,514人、最終(H31):5,439人

指標と説明	【指標16】療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数(利用者数) 身近な地域で療育相談やリハビリテーションを行っている障害児がどれくらいいるかを見る指標(単位:人)					結果の分析
目標設定の考え方	平成19年度と平成20年度との利用者数の比較から、平均伸び率を3.8%と見込み、目標値を設定しました。					各区のこども家庭相談課療育相談班において、こどもの発達や障害に関する相談や療育が受けられることなどから、リハビリ支援の件数が増加し、利用者も増加傾向にある。
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	3,609	3,888	4,036	4,189	4,348	
実績値(b)		3,931	4,578	5,582	5,641	
達成率(a/b) %		101.1	113.4	133.3	129.7	
						評価 A

【指標2】

中間(H26): 、最終(H31):

指標と説明						結果の分析
目標設定の考え方						
	基準値(H20年)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)						
実績値(b)						
達成率(a/b) %						
						評価

【指標3】

中間(H26): 、最終(H31):

指標と説明						結果の分析
目標設定の考え方						
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)						
実績値(b)						
達成率(b/a) %						
						評価

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】

中間(H26):1,203 最終(H31):1,448

指標と説明	地域生活支援事業の実施(障害児やその家族を支援する人材の育成等) ・ 関係機関(保育所、幼稚園、学校等)や担当者に対する研修の実施 ・ 巡回訪問による技術支援 等 研修受講者や技術支援を受けている人がどれくらいいるかを見る指標(単位:人)					結果の分析
目標設定の考え方	【指標16】と同様に平均伸び率を3.8%と見込み、目標値を設定しました。					地域で障害児やその家族を支援する人材育成を行うため、各区こども家庭相談課と陽光園で積極的に研修や訪問等の事業を実施した。研修の一部を発達障害支援センター事業に移したため、実績値は前年度を下回ったが、目標値は上回った。
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	1,000	1,038	1,077	1,117	1,159	
実績値(b)		1,335	1,116	1,707	1,490	
達成率(a/b) %		128.6	103.6	152.8	128.6	
						評価 A

A: 年度別目標を(上回って)達成
D: 年度別の目標の値が60%未満

B: 年度別の目標の値を80%以上達成
: 今年度は成果指標の測定ができないもの

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	153,068	143,020	203,190	215,231	381,346	重症心身障害児施設は専門的な設備等が必要となることから、整備に対する助成額が増加したことに伴い、総事業費も増加したものの。
人件費	561,477	613,347	571,761	500,728	521,359	
総事業費	714,545	756,367	774,951	715,959	902,705	
施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円]	1,003	1,054	1,077	995	1,253	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

事業の概要	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
	指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1 日中一時支援事業 <small>【障害福祉サービス課】</small> 学齢期にある障害児の地域における豊かな生活を目指し、放課後及び長期休暇期間中における活動の場を確保し、その場所において日中一時支援事業を実施することで、児童生徒の健全な育成を図るとともに、保護者の療育費用の軽減を図る。	県立相模原養護学校及び県立相模原中央支援学校の2箇所で開催	実績 県立相模原養護学校(定員10名) 県立相模原中央支援学校(定員15名)	県立相模原養護学校及び県立相模原中央支援学校の2箇所で開催
2 知的障害児施設・重症心身障害児施設整備事業 <small>【障害政策課】</small> 措置児童数や入所待機数が多い知的障害児施設及び重症心身障害児施設について、早期定員確保を図る必要がある施設と位置づけ、社会福祉法人等による整備を促進する。	開設施設に対する運営支援 重症心身障害児者施設整備(平成26年4月開設) 福祉型児童発達支援センターの整備(平成26年5月開設)	実績 重症心身障害児者施設施設整備に対する助成を行った。 福祉型児童発達支援センターの整備促進施設整備に対する助成を行った。	開設施設に対する運営支援 緑区・中央区に福祉型児童発達支援センターの整備に向けた取組を促進
3 第一陽光園 <small>【陽光園】</small> 就学前の知的障害児が日々通園しており、療育を通して日常的な基本的な生活習慣の自立等を促す支援を行うとともに、よりよい療育環境を整えるために保護者支援を実施する。	知的障害児や発達障害児等の発達を促し自分ができることを増やすとともに保護者が見通しをもって子育てができるように支援する。	実績 知的障害児等に対する専門的療育支援及び保護者支援の実施 延べ661人	知的障害児や発達障害児等の発達を促し自分ができることを増やすとともに保護者が見通しをもって子育てができるように支援する。
4 第二陽光園 <small>【陽光園】</small> 就学前の肢体不自由児が日々通園しており、機能訓練や日常生活の指導を行うことによって児童の全面的な発達を図る。また親子の療育場面を通じて保護者支援も実施する。	重度障害児の発達を促し自分ができることを増やすとともに保護者が見通しをもって子育てができるように支援する。	実績 肢体不自由児に対する専門的療育支援及び保護者支援の実施 延べ336人	重度障害児の発達を促し自分ができることを増やすとともに保護者が見通しをもって子育てができるように支援する。
5 療育相談室 <small>【陽光園】</small> 発達や障害に関する相談を受け、子どもと保護者が充実した日常生活を行うことができるよう助言や支援を行う。	発達や障害に関する相談を受け、機能訓練や児童発達支援等、必要な療育支援を実施している。また生活の場である保育園・幼稚園や学校等で児童に携わる職員等に対し、発達や障害に関する理解を深めるための助言等を実施する。	実績 初回相談件数 462件、リハビリ支援 3,689件、児童発達支援事業 3,024件 児童発達支援事業については件数は減少したが、療育相談ニーズ等が増えたため、初期面接やリハビリ支援の件数は増加した。	発達や障害に関する相談を受け、子どもと保護者が充実した日常生活を行うことができるよう助言や支援を行う。
6 共通運営費 <small>【陽光園】</small> 陽光園全体に共通する事務事業(利用者の健康診断・医療相談や各種検査等)や施設運営に係る非常勤職員の任用等を行う。	陽光園が専門的で効果的な療育支援を行うための条件整備や効率的な運営を行う。	実績 専門的で効果的な療育支援を行うための条件整備や効率的な運営を実施した。 評価 各事業所に係る共通事項について管理部門に集約することにより効率的な運営ができた。	陽光園が専門的で効果的な療育支援を行うための条件整備や効率的な運営を行う。
7		実績 評価	
8		実績 評価	

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	日中一時支援事業 <small>【障害福祉サービス課】</small>	46,019	45,685	50,950	62,783	57,437
2	知的障害児施設・重症心身障害児施設整備事業 <small>【障害政策課】</small>	0	0	90,445	85,653	260,400
3	第一陽光園 <small>【陽光園】</small>	4,798	5,218	5,226	4,828	5,261
4	第二陽光園 <small>【陽光園】</small>	4,784	4,908	4,879	4,822	4,959
5	療育相談室 <small>【陽光園】</small>	5,915	17,110	17,816	19,994	21,419
6	共通運営費 <small>【陽光園】</small>	35,689	33,565	33,874	35,264	31,870

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

日中一時支援事業全体の延べ利用者数は多く、一定の成果が上がっている。特に学齢期にある障害児については放課後及び長期休暇期間中におけるニーズは高く、市内の養護学校・特別支援学校において実施した放課後における活動場所の充実が図られた。

重症心身障害児者施設については、予定どおり平成26年4月に開所した。また、福祉型児童発達支援センターについては、人材や資材の入手難などにより開所時期が当初の予定より遅れたものの、平成26年5月に開所した。今年度は、他区への福祉型児童発達支援センターの整備に向けて準備を進めている。

在宅で生活する重度障害児が増加している中、陽光園においては市内唯一の医療型児童発達支援センターとして専門的な療育支援の役割を担っている。

療育支援は障害児本人のみならず、その児童の保護者への支援が大変重要であるが、将来に向かって明るい見通しを持った子育てや親として安心し自信を持って生活していくことができるよう支援を行っている。療育ニーズが多様化している中では、今後より一層の専門性に裏づけられたきめ細やかな対応が求められる。

3区に療育相談窓口を設置し身近な地域での療育相談が実現したため、療育支援を受ける市民が増加し、更に今後もニーズは増加傾向にある。

陽光園は、築38年が経過し老朽化が進んでいることから、改築や改修などの再整備について対応が必要である。

【平成25年度の取組についての総合評価】

ニーズの高い学齢期にある障害児の放課後及び長期休暇期間中の日中一時支援事業について、支援することができた。

政令指定都市移行に伴い、本市の責務であった知的障害児施設(福祉型障害児入所施設)、重症心身障害児施設(医療型障害児入所施設)の整備については、多少の遅れは生じたものの着実に事業を推進することができた。引き続き、福祉型児童発達支援センターの整備を促進していく。

施設や設備の老朽化が進んでいることから、平成25年5月に療育センター再整備方針を策定し、今後の在り方等について方向性を定めた。

保育所及び幼稚園における統合保育・教育の実施、また、障害に対する理解促進を目的に、幼稚園教諭を対象に研修を実施したほか、特別支援学級新担任者研修講座、支援教育コーディネーター研修講座や介助員研修等を実施した。更には、学齢期における支援として、特別支援学級を全校に設置したほか、障害種別に対応した特別支援学級の増設に取り組んだ。

成果指標では目標値を上回った。また、施策を構成する事務事業についても、多少の遅れはあったものの、目標を達成することができた。障害児支援では、福祉・医療・教育との連携は非常に重要であり、就学前では就学指導委員会専門部会の体制強化や、就学後の保護者や学校からの相談に対応できる関係機関との連携による継続的な支援、発達障害者支援ネットワーク会議の開催など療育支援体制の充実を図ることができたことから、1次評価を「A」とした。

【今後の具体的な改善策】

重症心身障害児在宅医療システムの構築に向け、医療的ケアが必要な児童に対する支援機能を備えた、医療と福祉の複合型施設の整備を進める。

平成25年5月策定の療育センター再整備方針に基づき、今後、診療機能の設置や通園施設の民間活力導入等を進める。

1次評価

A

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

平成25年5月に策定した療育センター再整備方針に基づき、第一陽光園の民営化を推進するため、社会福祉法人が整備する福祉型児童発達支援センターに対し支援した。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
 サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

- ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標
- イ 測定結果が出ていない成果指標
- ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(ア イ ウ)
- 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

--

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

--

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

--

【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容	
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		
		評価結果
		1次評価
		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
障害児の支援	障害児とその家族が、地域で安定した生活ができている。	1 障害児の療育体制などの充実	【指標16】療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数(利用者数)	1 日中一時支援事業 2 知的障害児施設・重症心身障害児施設整備事業 3 第一陽光園 4 第二陽光園 5 療育相談室 6 共通運営費
		2 障害児やその家族を支援する人材の育成	【指標16】療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数(利用者数) 【サブ指標】地域生活支援事業の実施(障害児やその家族を支援する人材の育成等)	1 日中一時支援事業 2 知的障害児施設・重症心身障害児施設整備事業 3 第一陽光園 4 第二陽光園 5 療育相談室 6 共通運営費

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	
政策の基本方向	NO 5	健康に暮らせる社会をつくります	施策所管局 健康福祉局
施策名	NO 10	健康づくりの推進	局・区長名 和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	市民が日ごろから心身ともに健康で生活している。
取り組みの方向	1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実 生活習慣病の発症と重症化の予防に向け、一人ひとりが自主的に行うことができる健康づくりや、家庭・学校・企業などと連携した効果的な健康づくりの取り組みを進めます。 2 心の健康づくりの推進 うつ病などの心の病に対する対策や、自殺の防止などを図るため、専門相談等の体制づくりなど、心の健康づくりに関する様々な支援を行います。 3 食育の推進 一人ひとりが食育の意義や必要性を理解するとともに、家庭や学校、幼稚園や保育所、地域などが一体となって食育を推進する体制づくりを進めます。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】 中間(H26) : 78.0%、最終(H31) : 80.0%

指標と説明	[指標17] 自分が健康であると感じている人の割合 自分が健康であると感じている市民の割合を見る指標[単位: %]					結果の分析	
目標設定の考え方	「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の健康意識に関する結果を参考に、アンケート調査による「主観的健康感」が「健康である」「まあ健康である」を基準値の4人中3人から5人中4人とするを目標として設定しました。					実績値については、前年度の実績を上回ったが、目標はやや下回った。要因としては、高齢化の進行や景気動向などによる労働環境の変化、ストレスの増加等の影響が考えられるが、今後も健康増進事業や健康教育に取り組み、目標の達成に努める。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	B
目標値(a)	75.5	76.3	76.7	77.1	77.5		
実績値(b)		73.9	73.8	74.0	74.8		
達成率(a/b) %		96.9	96.2	96.0	96.5		

【指標2】 中間(H26) : 81.0%、最終(H31) : 85.0%

指標と説明	[指標18] 日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合 個人として、日常的に健康を意識した取り組みを行っている市民がどれくらいいるかを見る指標[単位: %]					結果の分析	
目標設定の考え方	市「保健医療計画」策定時(平成12年度)と中間評価時(平成19年度)の「市民生活習慣実態調査」の伸び率を参考に、目標として設定しました。					目標をやや下回った。要因としては、高齢化の進行や景気動向などによる余暇に係る時間や費用の減少が考えられるが、今後も健康増進事業や健康教育の充実に取り組み、目標の達成に努める。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	B
目標値(a)	77.0	78.2	78.8	79.4	80.0		
実績値(b)		76.3	80.0	78.8	78.1		
達成率(a/b) %		97.6	101.5	99.2	97.6		

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】 中間(H26) 95.0%、最終(H31) : 95.0%

指標と説明	食育フェアに参加し、「これからできそうなことがあった」と感じた人の割合 食に関することで、実践できそうなことがあったと感じている市民の割合を見る指標					結果の分析	
目標設定の考え方	食に関することで、実践できそうなことがある人を、平成23年度の実績値を基準に毎年増加させることを目標として指標を設定しました。					各家庭の生活環境により食育の実践内容は異なるが、食育フェアの参加者からは自己効力感が高い結果が得られており、家庭や地域の状況に応じた実践に結びついているものと考えられる。平成25年度についても高い実績値であったことから、引き続き現状の実績を維持していきたい。	
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)				94.5	95.0		
実績値(b)			94.0	96.8	97.4		
達成率(a/b) %			0.0	102.4	102.5		

A : 年度別目標を(上回って)達成
D : 年度別の目標の値が60%未満

B : 年度別の目標の値を80%以上達成
: 今年度は成果指標の測定ができないもの

C : 年度別の目標の値を60%以上達成

指標と説明	心疾患及び脳血管疾患の死亡率(人口10万対) 人口10万人に対して、各年の65歳未満の心疾患及び脳血管疾患による死亡が何人あったかを示す率を見る指標					結果の分析 目標を達成した。死因の上位を占める生活習慣病の発症と重症化の予防に向けて、健康増進事業や保健指導の実施の他、内臓脂肪症候群と循環器系疾患等との関係についての正しい知識の普及などに努めた結果、65歳未満の心疾患及び脳血管疾患の死亡率の減少に繋がったものと考えられる。
	目標設定の考え方	3大死因の内、生活習慣病が関係する心疾患及び脳血管疾患による65歳未満の死亡率を、平成21年度(平成20年)の実績値を基準に毎年減少させることを目標として指標を設定しました。				
	基準値(H20年)	H22年度(H21年)	H23年度(H22年)	H24年度(H23年)	H25年度(H24年)	評価 A
目標値(a)	34.0	33.6	33.2	32.8	32.4	
実績値(b)		32.3	28.9	31.3	30.2	
達成率(a/b) %		104.0	114.9	104.8	107.3	

A:年度別目標を(上回って)達成
B:年度別の目標の値を80%以上達成
C:年度別の目標の値を60%以上達成
D:年度別の目標の値が60%未満
:今年度は成果指標の測定ができないうもの

施策推進のための経費(決算額) H25年度は見込額

[単位:千円]

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	1,057,267	1,071,580	1,172,391	1,194,055	1,238,341	胃がん検診において新たに内視鏡検査を導入した他、自殺対策において特設サイトの作成や早期退院患者のフォローアップ研究事業の実施により、事業費が増加している。
人件費	36,346	42,203	42,274	40,792	40,750	
総事業費	1,093,613	1,113,783	1,214,665	1,234,847	1,279,091	
施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円]	1,535	1,552	1,688	1,716	1,775	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

1	施策を構成する事業名(所管課名)	事業の概要	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
			指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1	健康増進事業 [中央保健センター]	運動プログラム作成コース参加者のうち、コース参加前に運動習慣のなかった人のコース参加後の運動習慣定着率:27.4%(0.8%増) 「さがみはら健康プラン21」に定める指標:運動習慣をもつ人の割合を5か年で3.9%増(単年度で0.8%増)	実績 本コース参加前に運動習慣がなかった人のコース参加後の運動習慣定着率:45.0%	評価 目標を上回った。本コース参加者のうち、コース参加前には運動習慣がなかった人の45.0%が、事業参加後には運動習慣が定着しており、健康増進に向けた意識の醸成に寄与することができたと考える。	運動プログラム作成、運動習慣定着コース参加者のうち、コース参加前に運動習慣のなかった人のコース参加後の運動習慣定着率:45.8%
	生活習慣病予防及び身体活動の維持・増進を目的に健康増進事業(運動プログラム作成コース、運動習慣定着コース、運動体験教室)を実施するとともに、健康増進室等の整備を進める。				
2	がん施設・集団検診 [健康企画課]	がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡者の減少を図ることなどを目的に、市内協力医療機関やメディカルセンター、市内公共施設においてがん検診事業を実施する。	実績 受診率:18.0% (154,908人)	評価 目標をわずかに上回った。普及啓発活動に取り組んだ結果、受診者数も前年を上回り、市民意識の向上が図られている。今後も受診率の向上に努める。	受診率19% (163,514人)
	成人歯科健康診査 [健康企画課]		成人歯科検診受診者数 5,004人 口腔がん検診受診者数 180人		実績 成人歯科検診受診者数 4,909人 口腔がん検診受診者数 176人
3	成人歯科健康診査 [健康企画課]	国において提唱・推進されている「8020運動」に沿って、成人歯科健康診査を実施します。また、口腔がんの早期発見、早期治療を図るために「口腔がん検診」を実施する。	実績 成人歯科検診受診者数 5,004人 口腔がん検診受診者数 180人	評価 成人歯科健診については、対象年齢を拡大したこともあり、昨年実績を上回った。口腔がん検診については、当日キャンセルがあったが、概ね定員を満たしたものであった。	成人歯科検診受診者数 5,004人 口腔がん検診受診者数 180人
	生活保護受給者等健康診査 [健康企画課]		受診率:7.0% (550人)		実績 受診率:6.2% (500人)
4	生活保護受給者等健康診査 [健康企画課]	内臓脂肪肥満型に着目し、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を減少させるため、健康増進法に基づき医療保険未加入者である生活保護受給者等に対し、健康診査事業を実施する。	実績 受診率:7.0% (550人)	評価 受診率については、目標をわずかに下回ったが、受診者数は微増であった。普及啓発に努め受診率の向上を図る。	受診率:7% (554人)
	精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導) [精神保健福祉課・精神保健福祉センター]		精神科医師による精神保健相談の実施 積極的な普及啓発の実施 各区関係機関とのネットワークを活用した業務連絡会の開催や複雑困難事例への対応 精神保健業務におけるグランドデザインの策定		実績 各区の障害福祉相談課及び津久井保健福祉課において、精神科医師による精神保健相談を35回実施した。 精神保健福祉センターと各区の障害福祉相談課等との業務連絡会の開催(2回)や各担当の連携による複雑困難事例への対応を行った。 各区の障害福祉相談課により精神保健普及講演会等を開催した。
5	精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導) [精神保健福祉課・精神保健福祉センター]	各区の障害福祉相談課及び津久井保健福祉課において精神科医師による精神保健相談を実施する。 各区の障害福祉相談課に窓口業務支援のため保健福祉相談員を配置する。 地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防等のために、精神保健福祉センターが専門的な立場から相談指導を行う。	実績 精神科医師による精神保健相談の実施 積極的な普及啓発の実施 各区関係機関とのネットワークを活用した業務連絡会の開催や複雑困難事例への対応 精神保健業務におけるグランドデザインの策定	評価 精神保健業務におけるグランドデザインについては、関係各課との意見交換を行い、精神保健福祉審議会等、外部の意見を反映し策定する方針としたことから、平成26年度の策定とした。その他は、目標通り実施した。	精神科医師による精神保健相談の実施 積極的な普及啓発の実施 各区関係機関とのネットワークを活用した業務連絡会の開催や複雑困難事例への対応 精神保健福祉に係るグランドデザインの策定

6	精神保健相談事業(自殺総合対策)	【精神保健福祉課・精神保健福祉センター】	・自殺総合対策に係る行動計画の策定 ・積極的な普及啓発の実施 ・自殺対策特設サイトのホームページへの設置	実績 ・自殺総合対策の推進のための行動計画を平成26年2月に策定した。 ・自殺対策街頭キャンペーン等の普及啓発活動を実施した。 ・自殺対策特設サイトを平成25年9月に、市ホームページへ開設した。	・自殺対策協議会で協議を通して、自殺総合対策の推進のための行動計画の評価・検証等の手法について、まとめる。 ・自殺予防情報センター(仮称)の平成27年度設置に向け検討を行う。
	・自殺総合対策庁内連絡会の開催 ・かながわ自殺対策会議への参画 ・(仮称)自殺総合対策協議会の設置 ・体制整備、普及啓発、人材育成、当事者支援、調査研究の各分野で事業を実施			評価 目標通り実施した。 自殺対策に関する活動を行う民間団体との連携の一環として、理容・美容業・クリーニング業と相互協力に関する協定を締結した。	
7	食育推進事業	【地域保健課】	・食育フェアの継続実施により、市民への食育の普及啓発、食育実践者のネットワークづくりを推進する。 ・地域での食育講座などで、食育の普及啓発を推進する。	実績 食育推進委員会において「第4回食育フェア」を実施した。(連携機関/従事者数:8機関/44人)	・食育フェアの実施を新たな会場にし、更なる食育の普及啓発、食育実施者のネットワークづくりを推進する。 ・地域での食育講座などで食育普及啓発を推進する。
	食育の意義や必要性の理解を進めるため、家庭や学校、地域、その他の関連機関等が連携・協力し、食育講座や普及啓発等の食育の環境整備に係る事業を展開する。			評価 参加者の多くが「楽しかった」「今後、できそうなことがあった」と回答している。また、従事者の多くが「今回のようなイベントが食育を推進するためのネットワークづくりをすすめる手段になると思う」と回答していることから、目標を達成している。	

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位:千円】

番号	事業名(所管課)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	健康増進事業 【中央保健センター】	12,080	11,418	10,867	11,721	10,233
2	がん施設・集団検診 【健康企画課】	1,018,459	1,015,218	1,099,436	1,119,430	1,160,960
3	成人歯科健康診査 【健康企画課】	12,661	14,597	21,221	28,246	30,623
4	生活保護受給者等健康診査 【健康企画課】	4,614	5,635	6,480	7,065	7,108
5	精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導) 【精神保健福祉課・精神保健福祉センター】	2,828	16,458	17,884	18,793	17,891
6	精神保健相談事業(自殺総合対策) 【精神保健福祉課・精神保健福祉センター】	6,092	7,647	15,969	8,057	9,925
7	食育推進事業 【地域保健課】	533	607	534	743	1,601

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

健康増進事業

運動習慣の定着に向けた本事業の延べ参加者数は約4,000人で、市民ニーズは高く、運動習慣をもっている市民の割合も平成19年の21.2%から平成23年には28.1%(みんな元気「さがみはら健康プラン21」より)と増加傾向にある一方、働き盛りや子育て世代に運動を殆どしていない市民が多いため、ターゲットを捉えた取組みが必要である。

がん施設・集団検診

受診者数、受診率において、微増ではあるが前年を上回り、上昇傾向となっている。受診者の年齢層を見た場合、近年の高齢化に伴い、受診者においても比較的年齢の高い層が受診している傾向にあり、若い世代への受診喚起が課題である。

精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導)

未治療や医療中断者、自殺未遂者などの、複雑困難事例への対応を、強化充実させる必要がある。

精神保健相談事業(自殺総合対策)

平成26年2月の「自殺総合対策の推進のための行動計画」を策定を受け、今後、地域に同計画の周知を図り、自殺対策について民間団体等との連携を図るとともに、近隣自治体との連携も推進する。

【平成25年度の取組についての総合評価】

健康増進事業

本事業へ参加する前に運動習慣がなかった人の参加後の運動習慣定着率は45.0%で、健康増進に向けた意識の醸成に寄与していると評価できる。また、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底は、国全体の目標でもあり、その根幹となる本事業は今後も必要であり、さらに事業をより充実させるため庁内関係課と「健康増進あり方検討会議」を開催した。

がん施設・集団検診

平成25年度から胃がん検診に新たに内視鏡検査を導入し、受診者数の増加が図られたほか、他のがん検診においても受診者数が増加した。平成26年度からは、胃がん内視鏡検査の上限年齢制限を撤廃し、更に受診率の向上を図ることとした。

精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導)

アルコール・薬物相談については、脱法ハーブの相談が増加傾向にある。本人からの相談は多くないものの、家族からの相談は一定程度あり、家族教室の継続参加者も増加した。本人支援と並行して、家族支援の充実が重要と考える。

精神保健相談事業(自殺総合対策)

自殺総合対策の推進のための行動計画については、予定通り策定ができた。未遂者支援の具対的な連携についても始まってはいるが、今後関与する事例の蓄積を通して、役割分担等の整理を行っていく必要がある。

施策全体の総合評価

成果指標については、サブ指標1及び2について目標を達成した。目標を達成できなかった指標についてはいずれも95%を超える達成率であったが、前年度の実績を下回った指標があった。また、施策を構成する主な事業においては、目標を達成できなかった事業が2事業あったが、がん検診受診者数の増加や、健康増進事業、精神保健相談事業、食育推進事業等、心と体の健康づくりに向けた取組を着実に推進していることなどを総合的に評価し、1次評価を「B」とした。

【今後の具体的な改善策】

健康増進事業

「健康増進事業等あり方検討会議」の結果を受け、平成27年度から働き盛りや子育て世代、退職世代などライフステージ別に参加意欲と運動定着率が高まるような新しい事業構成、事業内容のリニューアルを行う。

がん施設・集団検診

平成26年度からは胃がん検診の内視鏡検査について、上限年齢制限を撤廃し、対象年齢の拡大をする。また、受診率向上を図るために検診未受診者に対して、受診を促す通知を送付する。

精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導)

アルコール相談は依存症レベルに至ってからの相談では、回復への支援が困難であることから、依存症予備軍への関与も強めていくことが重要であり、アルコール健康障害対策基本法が施行されたことも踏まえ、減酒の取組みを一層強化していく。薬物相談については、再発防止プログラムを実施していく。アルコール・薬物家族教室についても、心理教育プログラムを導入し、一層の充実を図る。

精神保健相談事業(自殺総合対策)

自殺総合対策の推進のための行動計画の評価・検証等の手法について、自殺対策協議会の審議を通じてその考え方をまとめ、未遂者支援に関しては、「自殺予防情報センター」(仮称)の設置の検討を行うとともに、救急医療機関との連携構築を引き続き図っていく。

1次評価
B

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

健康増進事業

働き盛り世代や子育て世代が多く集客する公民館祭り等のイベント事業の他、大型商業施設や事業所に出向き、良い運動習慣定着のための普及啓発を実施するとともに、「健康増進事業等あり方検討会議」を開催し、事業構成や事業内容の今後の方向について検討した。

がん施設・集団検診

平成25年度から胃がん検診の検査方法に新たに内視鏡検査を導入したが、対象年齢を40歳代、50歳代に限定していたため、平成26年度より上限年齢を廃止し年齢の拡大を行うこととした。また、受診率向上を図るために検診未受診者に対して受診を促す通知を送付した。

成人歯科健康診査

歯科保健の向上に繋がるよう、これまで以上に事業の周知に努めるとともに、相模原市歯科医師会などの関係機関との連携を強化し、歯が健康なうちから「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的に歯科検診を受診することを促すなど、より効果的に事業を展開するため、「歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定した。

生活保護受給者等健康診査

引き続き市広報紙やホームページ等を利用しての制度周知を図るとともに、生活保護制度所管課と連絡を密にし、受診率の向上に努めた。

精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導)

アルコール依存症予備軍への取組みとして、節酒教室「ハッピープログラム」を実施するとともに、その普及のための取組みを行った。また薬物相談については、薬物再乱用防止プログラム「FLOW」を予定通り開始した。飲酒運転や違法ドラッグが社会問題化しており、こういったプログラムへの参加を促すため、普及啓発にも努めていく必要がある。

精神保健相談事業(自殺総合対策)

自殺総合対策事業のより効率的な事業展開のための組織の在り方については、組織改正に合わせて検討を進める。未遂者支援に関する救急医療機関との連携については、「自殺予防情報センター」(仮称)の設置の検討に合わせて進める。

食育推進事業

食育の取組みを行うにあたって、市民が協働して食育を推進していくことが大切であることを、食育推進委員会や食育フェアにおいて関係機関・団体に普及啓発し、食育の推進の充実に努めた。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

	2次評価
--	------

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
 C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
 サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

- ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標
- イ 測定結果が出ていない成果指標
- ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

{ 上記基準に該当する(ア イ ウ)
 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

食育推進事業については、食育推進委員会より、食育推進計画の進行管理において成果指標の数値のみではなく、取り組みの経過も評価しながら計画を推進していることで、今後の取り組みの方向性や改善策が明らかになるのではないかとの評価をいただいている。

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

自殺総合対策については、自殺の実態や実情に応じた施策を市民の理解を得たうえで展開する必要があることから、関係機関で組織する相模原市自殺対策協議会の意見等をもとに行動計画を策定した。
 食育に関する情報や資料の共有を図るなど、連携した事業を実施している。

【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
市民生活の安全・安心の確保	市民が日ごろから心身ともに健康で生活している。	1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実	【指標17】 自分が健康であると感じている人の割合 【サブ指標2】 心疾患及び脳血管疾患の死亡率(人口10万対)	1 健康増進事業 2 がん施設・集団検診 3 成人歯科健康診査 4 生活保護受給者等健康診査
		2 心の健康づくりの推進	【指標18】 日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合	5 精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導) 6 精神保健相談事業(自殺総合対策)
		3 食育の推進	【サブ指標1】 食育フェアに参加し、「これからできそうなことがあった」と感じた人の割合	7 食育推進事業

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	NO		誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市		
政策の基本方向	NO	NO	5	健康に暮らせる社会をつくれます	施策所管局	健康福祉局
施策名	NO	NO	11	医療体制の充実	局・区長名	和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	市民が安心して医療を受けることができる。
取り組みの方向	<p>1 地域医療体制の充実 身近な地域で診療や健康相談などを受けることができるよう、かかりつけ医の普及・定着に向けた取り組みを推進します。 また、疾病の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関相互の連携を促進するとともに、在宅医療への支援の充実を図ります。</p> <p>さらに、保健医療を支える人材確保に努めるとともに、市立診療所の円滑な運営に取り組みます。</p> <p>2 救急医療体制の充実 初期救急医療機関から三次救急医療機関までの役割分担による救急医療体制の充実を図るとともに、メディカルセンターの機能強化や救急患者の救命率の向上、救急業務の高度化に努めます。 また、大地震等の災害に備え、医薬品等の備蓄など、災害時医療体制の充実を図ります。</p> <p>3 国民健康保険制度・高齢者の医療制度の充実 国民健康保険制度の普及啓発や、円滑な財政運営に努めるなど、制度の充実に向け、必要な取り組みを進めます。 また、高齢者の医療制度の充実に向けた取り組みを進めます。</p>

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

中間(H26) : 44.7、最終(H31) : 48.2

指標と説明	[指標19] 安心して医療を受けることができると感じている市民の割合 市民が安心して医療を受けているかどうかを見る指標 [単位: %]					結果の分析
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「感じていない」と回答した人の3割が「感じている」へ移行することを目標として設定しました。					救急医療体制も含め事業に着手に取り組んだことにより、「感じている」と回答した市民の割合は平成20年度より6.5ポイント増加し、目標値を上回った。
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	40.6	42.0	42.7	43.4	44.1	
実績値(b)		45.7	50.2	48.5	47.1	
達成率(a/b) %		108.8	117.6	111.8	106.8	
						評価 A

【指標2】

中間(H26) : 94.0、最終(H31) : 95.1

指標と説明	[指標20] 収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合 救急患者の状況に応じて、適切に救急搬送されたかを見る指標 [単位: %]					結果の分析
目標設定の考え方	中間目標時に平成18年の数値まで回復を図ることとし、その後も同様に伸びることを目標として設定しました。					継続的な事業実施により救急搬送状況の改善がなされている。
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	
目標値(a)	92.9	93.3	93.4	93.6	93.8	
実績値(b)		93.1	93.6	94.7	94.2	
達成率(a/b) %		99.8	100.2	101.2	100.4	
						評価 A

【指標3】

中間(H26) : 、最終(H31) :

指標と説明						結果の分析
目標設定の考え方						
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)						
実績値(b)						
達成率(b/a) %						
						評価

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】

中間(H26) : -、最終(H31) : -

指標と説明	国民健康保険税の収納率					結果の分析
目標設定の考え方	平成25年度から平成28年度までを計画期間とした都市経営指針実行計画において定めた、平成28年度における目標値(89.5%)の達成に向けて設定した平成25年度における目標値87.5%を指標とした。(同実行計画では平成27年度までに社会保障・税一体改革等の内容を踏まえた新たな目標の設定を予定していますので現時点で最終値の設定は困難な状況です。)					目標をわずかに下回ったが、滞納処分の強化等により前年度比0.5ポイントの収納率改善が図られた。
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	87.6	88.4	88.8	89.2	87.5	
実績値(b)		86.1	86.2	86.6	87.1	
達成率(a/b) %		97.4	97.1	97.1	99.5	
						評価 B

A : 年度別目標を(上回って)達成
D : 年度別の目標の値が60%未満

B : 年度別の目標の値を80%以上達成
: 今年度は成果指標の測定ができないもの

C : 年度別の目標の値を60%以上達成

[単位:千円]

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	1,444,637	1,517,016	1,608,839	1,689,900	1,821,790	平成25年4月に開設した相模原北メディカルセンター運営経費などが増加した。
人件費	14,900	14,520	14,340	13,580	13,660	
総事業費	1,459,537	1,531,536	1,623,179	1,703,480	1,835,450	
施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円]	2,049	2,134	2,256	2,367	2,547	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

	施策を構成する事業名[所管課名]	事業の概要	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
			指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1	地域医療事業 [地域医療課]	疾病の状況に応じて、適切な医療を受けることができるよう、医療機関相互の連携を促進し、市民が安心して医療を受けることのできる体制をつくります。	脳卒中患者に対応する救急医療協力医療機関への継続支援を行う。	実績 医療機関の協力により脳卒中患者に対する救急医療機関の実施日数が増えた。	脳卒中患者に対する救急医療協力機関への継続支援を行う。
			評価 脳卒中患者の救急医療体制が確保され、市民の安全安心が図られた。		
2	急病診療事業(外科系救急医療体制支援事業) [地域医療課]	夜間及び土曜日・休日における外科系救急患者の受け入れ体制の円滑化を図る。	外科系救急医療体制を堅持するため、対応する医療機関に継続支援を行う。	実績 滞りなく、外科系救急医療体制が確保された。	外科系救急医療体制を堅持するため、対応する医療機関に継続支援を行う。
			評価 外科系救急医療体制が確保され、市民の安全安心が図られた。		
3	急病診療事業(産婦人科急病診療事業) [地域医療課]	休日における産婦人科救急患者に対する医療の確保を図るため、産婦人科医を配置した初期救急医療機関及び二次救急医療機関を確保する。	産婦人科救急患者に対応する救急医療機関への継続支援を行う。	実績 滞りなく、産婦人科救急患者に対応する救急医療体制が確保された。	産婦人科救急患者に対応する救急医療機関への継続支援を行う。
			評価 産婦人科救急医療体制が確保され、市民の安全安心が図られた。		
4	急病診療事業(津久井地域急病診療事業の充実) [地域医療課]	津久井地域における初期救急患者の医療の充実を図るため、夜間及び休日における急病診療所を確保する。	津久井地域の初期救急に対応する西メディカルセンターなどの運営経費の継続支援を行う。	実績 滞りなく、津久井地域の初期救急に対応する救急医療体制が確保された。	津久井地域の初期救急に対応する西メディカルセンターなどの運営経費の継続支援を行う。
			評価 津久井地域の初期救急医療体制を確保され、市民の安全安心が図られた。		
5	急病診療事業(〔仮称〕北地区メディカルセンター急病診療事業及び西メディカルセンターのあり方検討) [地域医療課]	〔仮称〕北地区メディカルセンターの整備に向け、具体的な諸課題の整理・検討を行うための検討委員会を開催する。	西メディカルセンターのあり方検討をするため、医療関係団体と調整を図っていく。	実績 相模原北メディカルセンターの診療開始に伴い、相模原西メディカルセンターの患者動向の変化が想定されるため、今年度を患者動向把握期間とすることについて、医療関係団体と調整を行った。	西メディカルセンターのあり方検討をするため、医療関係団体の協力を得、医療対策協議会を開催する。
			評価 平成26年度に医療対策協議会が実施できる準備が整った。		
6	[課]			実績	
				評価	
7	[課]			実績	
				評価	
8	[課]			実績	
				評価	

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

番号	事業名[所管課]	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	地域医療事業 [地域医療課]	-	-	32,351	40,440	52,574
2	急病診療事業(外科系救急医療体制支援事業) [地域医療課]	144,989	181,945	206,387	235,687	235,712
3	急病診療事業(産婦人科急病診療事業) [地域医療課]	32,380	36,539	39,060	40,490	39,996
4	急病診療事業(津久井地域急病診療事業の充実) [地域医療課]	31,572	28,175	28,081	33,053	35,498
5	急病診療事業(〔仮称〕北地区メディカルセンター急病診療事業及び西メディカルセンターのあり方検討) [地域医療課]	145	0	120	185	0

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

地域医療事業(脳卒中患者に対する救急医療体制)については、今年度、実施医療機関の体制が確保された日数が増えたが、全日の体制確保が課題である。

【平成25年度の取組についての総合評価】

急病診療事業(外科系救急医療体制支援事業・産婦人科急病診療事業・津久井地域急病診療事業の充実)については、滞りなく事業を実施し、市民の安全・安心を確保した。

急病診療事業((仮称)北地区メディカルセンター急病診療事業及び西メディカルセンターのあり方検討)については、相模原北メディカルセンターの診療が平成25年4月に開始され、開始に伴う患者動向を踏まえ、西メディカルセンターのあり方検討するため、医療関係団体の協力を得、平成26年度医療対策協議会を開設する。

的確な事業展開により、救急搬送率も目標値を達成しており、市民の安全・安心にとって、最も重要な急病診療体制を確保した。

急病診療事業、地域医療事業については指標も目標に達成し、滞りなく事業が進められている。

また、国民健康保険の収納状況についても改善が図られていることから1次評価を「A」とした。

【今後の具体的な改善策】

西メディカルセンターのあり方検討をするため、医療関係団体の協力を得、医療対策協議会を開催する。

1次評価

A

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

地域医療事業(脳卒中患者に対する救急医療体制)については、医療機関と調整を図り、実施医療機関の体制の日数増加を確保した。

急病診療事業(西メディカルセンターのあり方検討)については、医療関係団体と調整を図り、平成25年度は患者動向把握期間とし、平成26年度に備えた。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている

B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要

C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
 サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

{ 上記基準に該当する(ア イ ウ)
 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価		評価の内容
1次 【市(主管局)】		1次評価
2次 【経営評価委員会】		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止: 事業を廃止すべき 再構築: 現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
 改善・縮小: 現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
 現状維持: 見直しを要さない 拡充: 他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
医療体制の充実	市民が安心して医療を受けることができる。	地域医療体制の充実	【指標19】安心して医療を受けることができている市民の割合	1 地域医療事業
		救急医療体制の充実	【指標20】収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合	2 急病診療事業（外科系救急医療体制支援事業） 3 急病診療事業（産婦人科急病診療事業） 4 急病診療事業（津久井地域急病診療事業の充実） 5 急病診療事業（【仮称】北地区メディカルセンター急病診療事業及び西メディカルセンターのあり方検討）
		国民健康保険制度・高齢者の医療制度の充実	【サブ指標】国民健康保険税の収納率	

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO 5	健康に暮らせる社会をつくります
施策名	NO 12	保健衛生体制の充実

施策所管局 健康福祉局
局・区長名 和光 亨

施策の目的・概要

めざす姿	市民が感染症を発症せずに過ごしている。 市民が食品による健康被害を受けずに過ごしている。
取り組みの方向	1 健康危機管理体制の充実 感染症のまん延防止対策を推進するとともに、予期せぬ健康危機に迅速に対応するため、検査機能の強化など、被害を最小限にとどめる体制づくりを進めます。 2 食品衛生対策の推進 食に対する不安の解消に向け、食の安全と安心を確保するため、監視指導の徹底や食品に関する衛生知識の普及啓発及び抜き取り検査などの充実を図ります。 3 生活衛生対策の推進 地域の拡大に伴う市民ニーズなどを踏まえ、火葬場の適切なあり方を検討します。 また、ペットの適正飼養に関する意識啓発など、動物愛護事業の様々な取り組みに向けて体制の構築を進めるとともに、衛生的な生活環境を確保するため、生活害虫などの相談等に引き続き取り組みます。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】 中間(H26):106人、最終(H31):85人

指標と説明	【指標21】結核患者数 主要な感染症である結核について、その発症数を見る指標【単位:人】					結果の分析	
目標設定の考え方	「結核に関する特定感染症予防指針」(厚生労働省)で掲げる結核罹患かん率(人口10万人あたりの新規結核患者数)の目標値から、結核発症者を0.6程度減少することを目標として設定しました。					発症者の多くを占める高齢者関係の施設や医療機関の他、保育所、幼稚園など幅広く啓発活動に取り組んだ。患者数は前年度に比べ増加したものの、目標値は達成した。引き続き患者への保健指導を積極的に行うとともに、予防に関する啓発事業を実施していきたい。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	130	122	118	114	110		
実績値(b)		120	130	97	109		
達成率(a/b)%		101.7	90.8	117.5	100.9		

【指標2】 中間(H26):0.0%、最終(H31):0.0%

指標と説明	【指標22】収去検査結果による基準値に対する違反率 (基準の定まった食品の抜き取り検査の違反率) 食品の抜き取り検査をしたもののうち、違反していたものを見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	食品衛生法に規定する「食品、添加物等の規格基準」に不適合な違反食品がないことを目標として設定しました。					食品関係営業施設等への監視指導や啓発活動に取り組んだ結果、収去検査等(1,007件)において、違反食品は1件だった。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	B
目標値(a)	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0		
実績値(b)		0.0	0.1	0.0	0.1		
達成率(a/b)%		100.0	99.9	100.0	99.9		

【指標3】 中間(H26):、最終(H31):

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】 中間(H26):86.1%、最終(H31):96.1%

指標と説明	収容した犬・猫の返還・譲渡率 収容した犬・猫について、返還・譲渡の占める割合を見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	神奈川県動物愛護管理推進計画における犬猫の返還・譲渡率の目標値があるが、本市ではさらに独自で上乗せした目標値(H21年度基準値から毎年2%の増加)を設定しました。					犬鑑札装着等の所有者明示の啓発、市ホームページに収容犬情報を掲載することによる返還・譲渡の促進の他、神奈川県動物保護センター及び動物愛護ボランティアとの連携により目標を達成した。	
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	76.1	78.1	80.1	82.1	84.1		
実績値(b)		79	81.6	72.5	92.1		
達成率(a/b)%		101.2	101.9	88.3	109.5		

A:年度別目標を(上回って)達成
D:年度別の目標の値が60%未満

B:年度別の目標の値を80%以上達成
:今年度は成果指標の測定ができないもの

C:年度別の目標の値を60%以上達成

指標と説明	浴槽水等検査実施率 検査計画に基づき実施する浴槽水検査について、その実施率を見る指標【単位：%】					結果の分析	
	検査計画における浴槽水等検査を計画通りに実施することを目標として設定しました。					計画通りに検査を実施することにより、浴槽水等を原因とする感染症の発生を未然に防止することができたと評価している。全国では浴槽水を原因とする感染症による死亡例も依然として報告されていることから、今後も計画通り検査を実施することが必要であると考え。	
目標設定の考え方	基準値 (H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
実績値(b)		100.0	100.0	100.0	100.0		
達成率(a/b) %		100.0	100.0	100.0	100.0		

A: 年度別目標を(上回って)達成 B: 年度別の目標の値を80%以上達成 C: 年度別の目標の値を60%以上達成
D: 年度別の目標の値が60%未満 : 今年度は成果指標の測定ができないもの

施策推進のための経費(決算額) H25年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	978,806	1,156,274	2,186,135	2,153,341	1,731,058	H24年度からの減額については、予防接種事業におけるMRワクチン3期、4期の終了及び子宮頸がん予防接種の勧奨中止による。
人件費	304,413	316,205	306,430	293,871	302,810	
総事業費	1,283,219	1,472,479	2,492,565	2,447,212	2,033,868	
施策に対する市民1人あたりコスト【単位:円】	1,801	2,052	3,465	3,400	2,823	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

事業の概要	平成25年度		平成26年度
	指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	指標・目標(Plan)
1 感染症の予防と発生した場合の重症化を防止するため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施するとともに、市民要望が高く、接種による患者数及び死亡者数の減少等につながる任意予防接種について、接種費用の一部助成を行います。	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の接種率15% 新規事業のため、併せて事業実施についての周知を図る。感染症を防ぐために必要な予防接種に関する正しい知識の普及と啓発を行う。	高齢者肺炎球菌ワクチン接種者は5,865人、接種率は約9.7% 感染症予防に係る普及・啓発まちかど講座、健康フェスタ、医療機関向け研修会等での啓発 高齢者肺炎球菌ワクチンについては、導入に向けた医療機関向け説明会を行うとともに、市民に向けては広報紙やホームページ等により最新の情報を提供したが、当初の目標を達成することはできなかった。 本ワクチンは、平成26年10月から定期予防接種化が予定されており、引き続き周知を図る。 目標どおり実施した。まちかど講座において、保護者等に対し予防接種制度についての説明を行うとともに、健康フェスタなどの機会を捉え啓発活動を行うなど、感染症を防ぐために必要な予防接種に関する正しい知識の普及と啓発を図った。	定期接種化が予定されている水痘及び成人用肺炎球菌予防接種の円滑な実施。 感染症を防ぐため、予防接種の必要性や有効性に関する正しい知識の普及・啓発活動の実施。 風しん予防接種促進事業の実施。
2 感染者を早期に見るとともに、周囲への感染防止を目的として、結核患者接触者への夜間臨時健診の実施などにより健診受診率の向上を図る。また、新規発症者の多くを占める高齢者関係の施設や医療機関、発症の多い世代を対象とした啓発活動を行う。	健診受診率:77.5% 研修受講者数 高齢者施設向け:110人 医療機関向け:60人 結核患者服薬確認率:95%以上	健診受診率:84.0% 研修受講者数 高齢者施設向け:119人 医療機関向け:110人 結核患者の服薬確認率 100% 目標を上回った。結核患者に接触した者の健診率を高めるために、積極的に再勧告を含めた受診勧奨をした結果、前年度より約14%上昇につながった。今後も今まで以上に受診勧奨を実施し、受診率の向上を目指していきたい。 目標を上回った。高齢者施設向け研修では施設管理者への事前周知を行い、効果的に参加者を集めることができた。医療従事者向け研修では新たに南区での開催を試みたこと、最新のトピックスをテーマに含めたことで参加者の増加につながった。 目標を上回った。結核患者の服薬について、地域の支援員や薬局と連携するなど服薬支援の充実に努めたことで確認率100%を達成した。	健診受診率:85.0% 研修受講者数 高齢者施設向け:120人 医療機関向け:110人 結核患者服薬確認率:95%以上(国指針に基づく)
3 感染症の発生予防及びまん延防止を図るため、感染症に関する知識の普及啓発や感染症患者発生時における患者・家族等に対する疫学調査、健康診断、保健指導等を行う。また、新型インフルエンザ発生時の健康被害等を最小に抑えるために必要な資機材等物品を計画的に備蓄する。	購入計画に基づく資機材等の備蓄 感染症予防講座の開催 年間10回 延べ参加者数 500人	実績 マスク2,430枚、防護服500セット、インフルエンザ迅速診断キット300部購入 20回実施、延べ544人参加 評価 目標どおり備蓄を進めた。引き続き、計画に基づく目標数に達するよう備蓄を進めていく。 開催回数は目標を上回った。参加者数は、対象を公共施設に拡大したこともあり、目標を上回った。	購入計画に基づく資機材等の備蓄 感染症予防講座の開催 年間10回 延べ参加者数 500人
4 感染症発生動向調査事業 感染症の予防とまん延防止の施策を講じるため、感染症法に基づき、市内定点医療機関から感染症の発生情報を収集し、内容の解析を行い、その情報を各定点医療機関へ還元、また市民へ情報提供する。	市ホームページの更新(週1回) 感染症情報を収集する時に、市ホームページを活用する比率 30%以上	実績 年度更新回数52回(週1回原則火曜日) アンケートでは、214人中73人が市のホームページを活用(34.1%) 評価 目標どおり市ホームページを更新することで、迅速に感染症情報を発信することができた。 目標値を上回ることができた。	市ホームページの更新(週1回) 感染症情報を収集する時に、市ホームページを活用する比率 30%以上

5	性感染症対策事業	【疾病対策課】	性感染症検査人数 500人以上 青少年性感染症予防講演会 30回以上	実績 性感染症検査人数 539人 青少年性感染症予防講演会 34回	性感染症検査人数 500人以上 青少年性感染症予防講演会 30回以上
	性感染症のまん延防止及び予防を図るため、性感染症検査や正しい知識の普及を図るため、中学・高校向けに青少年エイズ・性感染症予防講演会や一般向けに普及啓発イベントを行う。			評価 受検者の利便性を考慮した夜間検査を継続するとともに、一部の宿泊施設等に検査日ポケットカレンダーを設置したことにより目標を達成することができた。 目標を達成することはできたが、開催を希望しない学校に対する調査等実施することにより実態を把握する必要がある。	
6	食の安全・安心確保対策事業	【生活衛生課】	相模原市食品衛生監視指導計画の目標値 ・監視率100%(目標に対して、実際に立入調査を行った割合) ・収去検査数 1,000件	実績 ・監視率108.6% (立入検査数 9,556件) ・収去検査数 1,007件	相模原市食品衛生監視指導計画の目標値 ・監視率100%(目標に対して、実際に立入調査を行った割合) ・収去検査数 1,000件
	食品による健康被害を受けないよう、食品関係営業施設への監視指導や食品等の抜き取り検査を実施するとともに、食品に関する衛生知識の普及・啓発を図る。			評価 ・立入検査数について、件数を上回って監視を実施し、目標を上回った。 ・収去検査数についても、目標件数を上回った。立入検査とともに、市民の食の安全・安心の確保に繋がったものと考えられる。	
7	(仮称)相模原市動物愛護センター整備検討事業	【生活衛生課】	施設整備等の調査、研究 他の政令指定都市の設置状況等の調査	実績 平成23年度に開設された横浜市動物愛護センターの視察を行った。 他の政令指定都市に対する動物収容施設の設置状況等についてのアンケートを実施した。	・庁内ワーキンググループ会議を設置し、センターのあり方についての検討する ・他の政令指定都市の施設を視察し設置状況等を調査する
	人と動物の共生の実現をめざし、動物愛護啓発事業の拠点となる(仮称)相模原市動物愛護センターの整備について、先進自治体の施設視察や情報収集等を行い検討する。			評価 目標どおり実施した。今年度、庁内ワーキンググループを設置し、本市における動物愛護センターのあり方等の検討するために必要な情報を収集した。 庁内での検討に加え、今後も他の政令指定都市の動物愛護センターについて、調査・研究を行い、(仮称)相模原市動物愛護センターの整備について検討を行う。	
8	衛生検査体制の強化	【衛生試験所】	試験検査機能の強化 ・食品の指定外添加物(サイクラミン酸等)検査の検討 ・食品アレルギー物質検査の検査対象(えび、かに)の拡充 ・薬事検査体制の拡充 ・感染症検査体制の拡充 ・職員の資質向上のための研修の実施	実績 ・食品の指定外添加物の検査法を新たに2種類確立した。 ・食品アレルギー検査(えび、かに)の検査法を確立した。 ・薬事検査について、検査対象項目を拡充した。(瘦身系3、強壮系3) ・鳥インフルエンザ(H7N9)等の検査法を確立し、感染症検査体制を拡充した。 ・検査業務等に係る所内研修、所内研究発表会を実施した。	衛生研究所移行に向けた事業体制、検査体制の整備 食品検査(残留農薬、動物用医薬品等)における検査項目の拡充 浴場水レジオネラ検査体制の強化 その他感染症検査体制の拡充 所内研修、研究発表会等の充実
	食品の安全確保、感染症の予防、生活環境の確保及び保全を推進し、健康危機管理における検査機能の充実を図る。			評価 試験検査機能強化の一環として食品の指定外添加物・アレルギー物質検査、薬事及び感染症検査の体制拡充を行った。また、所内研修会、研究発表会を実施し、職員の資質向上を図った。 今後さらに試験検査機能の強化及び調査研究の充実による市民生活の安全・安心の向上に取り組んでいく。	
9	火葬場のあり方の検討	【区政支援課】	火葬場のあり方等の検討については、基本構想の策定を進める。 市営斎場の指定管理者制度の導入準備については、地域の団体に対し、引き続き説明を行う。	実績 ・新たな火葬場整備基本構想の策定に向け庁内調整を進めた。 ・指定管理者制度の導入に向けて斎場連絡協議会を2回開催し、協議を行った。	火葬場のあり方等の検討については、基本構想及び基本計画の策定をし、用地選定等を進める。 市営斎場の指定管理者制度の導入を進める。
	市域の拡大や高齢化の進展などにより、市営斎場に対するニーズが高まっているため、火葬場のあり方を検討する。			評価 火葬場のあり方について、基本的な考えが整理できた。 指定管理者制度の導入については、地域の団体との協議により合意が得られた。	

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位:千円】

番号	事業名(所管課)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	予防接種事業 [疾病対策課]	781,811	1,051,006	2,021,859	2,025,763	1,589,656
2	結核対策事業 [疾病対策課]	25,125	28,027	34,349	34,947	48,071
3	感染症予防対策事業 [疾病対策課]	60,153	12,068	26,527	12,083	8,087
4	感染症発生動向調査事業 [疾病対策課]	3,251	3,298	3,143	4,162	4,218
5	性感染症対策事業 [疾病対策課]	7,044	7,366	6,739	8,007	5,372
6	食の安全・安心確保対策事業 [生活衛生課]	5,019	2,350	4,115	2,008	2,727
7	(仮称)相模原市動物愛護センター整備検討事業 [生活衛生課]	-	-	-	-	-
8	衛生検査体制の強化 [衛生試験所]	96,403	52,159	89,195	65,185	72,927
9	火葬場のあり方の検討 [区政支援課]	-	-	208	1,186	139

【現状・課題認識】

予防接種事業

予防接種法の改正により、平成25年4月から子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種が、平成26年10月からは、水痘・高齢者肺炎球菌が定期予防接種に追加され、今後もおたふくかぜ・B型肝炎等の追加が検討されていることから、被接種者(保護者)が接種の効果や安全性、副反応等をきちんと理解し接種できるよう、必要な最新情報の通知、広報等を通じて継続的な啓発が必要である。

結核対策事業

高齢者施設向けに実施したアンケート結果から、施設内での感染症対策マニュアル、施設内研修のテーマ等で「ノロウイルス」や「インフルエンザ」等、他の感染症と比べ「結核」の比率が低いことが明らかになったため、施設職員の意識啓発を図ることが重要である。結核に関する情報の不足から、結核治療者(抗結核薬服用)の受け入れ等で誤った判断がされている施設もあり、結核に関する正しい知識を得てもらうための改善が必要である。

感染症予防対策事業

感染症の予防については、個人で行う予防対策が重要であることから、市民が興味、関心を持ち、自ら予防対策を行うことにつながる啓発事業を充実させる必要がある。

性感染症対策事業

性感染症については、正しい知識や対処方法を知ることで、偏見やまん延を防ぐことが可能である。そのため、生徒・学生に対する講演会の充実、市民の方へのイベントを通じた啓発活動に取り組むとともに、まん延を防ぐための無料匿名検査の充実に取り組んでいく必要がある。

食の安全・安心確保対策事業

食の安全・安心の確保を図るため、食品衛生監視指導計画に基づき、飲食店、スーパーマーケット等、食品関係営業施設に立入検査及び食品検査を実施し、食品等事業者に対し監視指導を行なっている。一方、食品中の放射性物質や農薬・添加物などに対する市民の食に対する不安については、十分に解消が図られているとは言い難い。

【平成25年度の取組についての総合評価】

予防接種事業

感染症の発病とまん延を防止するため、予防接種法に基づき、四種混合・三種混合・二種混合・ヒブ・小児用肺炎球菌・麻しん風しん混合・麻しん・風しん・日本脳炎・BCG・ポリオ・子宮頸がん予防及び高齢者インフルエンザ予防接種を実施した。また、任意予防接種に対する助成として、高齢者肺炎球菌・成人用風しん・小児用肺炎球菌補助的追加接種の予防接種費用の一部助成を実施した。接種率向上のため、適宜、勧奨通知の内容を見直すとともに、広報での接種勧奨の実施などを行った。

結核対策事業

高齢者施設向けにアンケートを実施し、施設での「結核」に関する取組み、及び職員の「結核」に対する知識・意識等を把握することができた。

結核患者に関する意識を啓発するため、保育園や幼稚園にもチラシを配布するなど、周知対象をさらに拡大した。研修については、最新トピックスをテーマに入れ、内容の充実を図った。また会場について初めて南区で開催し、受講者の増加を図った。

感染症予防対策事業

感染症予防講座の対象を不特定多数の市民が利用する公共施設にも拡大したことで、より多くの施設職員に正しい知識の普及を図ることができた。

性感染症対策事業

性感染症検査については、夜間検査を継続し受検者の利便性を確保するとともに、一部の宿泊施設等に検査日ポケットカレンダーを設置し、より検査を受けやすい環境づくりに取り組んだ。青少年性感染症予防講演会については、開催を希望しない学校があることから、より効果的に講演会を充実させるため、今後、各学校における独自の取り組みや活動等の実態を把握を行う。

食の安全・安心確保対策事業

平成25年度においては食品衛生法に基づき「食品、添加物等の規格基準」に違反する食品は1件であった。また、市内の食中毒発生件数もH24年度3件 H25年度1件に減少した。

食品等事業者、食品衛生責任者を対象に講習会を90回(5,220名参加)開催し、食中毒予防などに関する情報を提供した。市民を対象とした取り組みとしては、まちかど講座や地域団体などへの講習会を29回(955名参加)開催し、衛生知識の普及啓発を行なった。その結果、市内の各家庭や、学園祭・バザーなどのイベント開催において食中毒の発生を防止することができた。

施策全体の総合評価

成果指標及びサブ指標については、目標を達成できなかった指標は4項目中「収去検査結果による基準値に対する違反率」の1項目のみであり、その1項目についても違反に対する対策をとっている。また、施策を構成する主な事業においても、目標を達成できなかった事業は1事業のみであり、感染症まん延防止対策の推進、健康危機へ対応するための検査機能の強化、食の安全・安心と衛生的な生活環境の確保、ペットの適正飼養に関する意識啓発などの様々な取り組みを着実に推進していることを総合的に評価し、1次評価を「A」とした。

【今後の具体的な改善策】

予防接種事業

予防接種の種類が増加しているため、より接種率を高め、市民が安心・安全に接種を受けられるよう、定期・任意予防接種を問わず、市民に対する予防接種方法や接種間隔などの啓発を実施する。

結核対策事業

高齢者施設向けの研修について、施設側の要望の高いテーマとの2本立てにする等開催方法について工夫し、施設職員の意識向上、結核に関する正しい知識の習得を図る。

感染症予防対策事業

感染症予防講座については、感染症が発生した際の具体的な対応手順などをテーマとすることで、参加者の満足度を高め、より効果の高い研修を目指す。

性感染症対策事業

性感染症に対する偏見やまん延を防ぐため、各学校に対する調査を実施し生徒・学生に対する予防講演会のさらなる充実につなげる。また、イベントを通じた市民の方への予防啓発活動に取り組むとともに、まん延を防ぐための無料匿名検査の充実、ターゲット層を絞った検査実施の検討に取り組む。

食の安全・安心確保対策事業

生食用牛肉、牛レバーについては、国において食品衛生法の規格基準に規定されているが、これらによらない鶏肉・豚肉等の生肉の提供について立入検査等による監視指導の強化を図る。

消費者については、いまだ食中毒に対する危機意識が十分に浸透していない側面が見受けられるため、特に生食用肉肉に対する危機管理意識を高める啓発を積極的に行なう。

食品表示法の表示基準については、国において検討がなされているところであるが、内容が決定次第速やかに事業者

に周知し、適正な表示がなされるよう指導する。

食品中に含まれる放射性物質の検査について、市民の不安解消に努めるため引き続き実施する。

1次評価

A

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果 (Act)

予防接種事業

予防接種事業については、市民に向けて、広報紙やホームページ等により最新の情報を提供した。また、まちかど講座において、保護者等に対し予防接種制度についての説明を行うとともに、健康フェスタなどの機会を捉え啓発活動を行うなど、感染症を防ぐために必要な予防接種に関する正しい知識の普及啓発を図った。

結核対策事業

接触者検診の未受診者については、システムの改良により正しく把握することができ受診率が向上した。
高齢者施設向けの研修会については、事前周知の徹底を行い受講者数の増加に繋がった。
医療従事者向けの研修については、新たに南区で開催するなど受講者が参加しやすい環境づくりを行った。
高齢者施設へのアンケート調査については、市内の高齢者施設に配布し実施することで現状を把握することができた。
若年者の新規登録患者の減少については、保育園や幼稚園へのポスターの掲出だけでなくチラシの配布を行うなど更なる周知の拡大を行った。

感染症予防対策事業

感染症予防講座について、対象を市民が多く集まる公共的施設等に拡大するとともに、内容も施設内における感染症予防の指導者を育成できるよう講義と実技を取り入れて実施した。

感染症発生動向調査事業

市のホームページに速やかに調査結果を掲載し、医療機関等に効率的に情報を還元した。

性感染症対策事業

性感染症については、中学生・高校生等を対象とした講演会や一般市民の方に対するイベントを通じた普及啓発活動を実施した。検査については、受検者の利便性を考慮し夜間検査を継続したことや、検査日ポケットカレンダー等による周知に努めたことで性感染症のまん延防止及び予防を図ることができた。

食の安全・安心確保対策事業

相模原市食品監視指導計画に基づき、計画的な監視指導を実施した。
食品表示法については、国において定める表示基準がまだ検討中のため、その動向を注視し、告示された場合には周知に努める。
消費者啓発については、バスの車内広告媒体を活用して親しみやすい周知に努めた。近年はノロウイルスを原因とし、一度に多数の患者が発生する状況等が散見されるため、特に食中毒予防に関する情報提供を積極的に行った。
食品中に含まれる放射性物質の検査については、今後も市民の不安解消に努めるため引き続き件数の増加を検討しながら実施する。圏央道が開設されたことによる流通の利便性が認識されてきたことから、今後建設が想定される大規模食品製造施設の対応について高度な監視指導を行えるよう備えていく。

(仮称)相模原市動物愛護センター整備検討事業等

平成23年度に開設された横浜市動物愛護センターの視察を行った。
他の政令指定都市に対する動物収容施設の設置状況等についてのアンケートを実施した。

衛生検査体制の強化

食品検査(指定外添加物、アレルギー)の検査法の確立、いわゆる健康食品中の医薬品成分検査や感染症検査(風しん、新型インフルエンザ等)の体制拡充を行い、市民の安全・安心の向上を図るとともに、所内研修・研究発表会を実施し、職員の資質向上に務めた。また、衛生研究所移行に向けた体制強化の検討を行った。

火葬場のあり方の検討

火葬場のあり方について、基本的な考えが整理できた。指定管理者制度の導入についても、地域の団体との協議により合意が得られた。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

	2次評価
--	------

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている

B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要

C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
 サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

{ 上記基準に該当する(ア イ ウ)
 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

--

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

--

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

--

【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価		評価の内容
1次 【市(主管局)】		1次評価
2次 【経営評価委員会】		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
市民生活の安全・安心の確保	市民が感染症を発症せずに過ごしている。	1 健康危機管理体制の充実	【指標21】 結核患者数	1 予防接種事業
				2 結核対策事業
				3 感染症予防対策事業
				4 感染症発生動向調査事業
				5 性感染症対策事業
	市民が食品による健康被害を受けずに過ごしている。	2 食品衛生対策の推進	【指標22】 収去検査結果による基準値に対する違反率	6 食の安全・安心確保対策事業
				8 衛生検査等事業費
		3 生活衛生対策の推進	【サブ指標1】収容した犬・猫の返還・譲渡率 【サブ指標2】浴槽水等検査実施率	7 (仮称)相模原市動物愛護センター整備検討事業
				8 衛生検査等事業費
			9 火葬場のあり方の検討	

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO 6	安全で安心して暮らせる社会をつくります
施策名	NO 13	市民生活の安全・安心の確保

施策所管局 市民局
局・区長名 森 多可示

施策の目的・概要

めざす姿	市内の犯罪が減少している。 市民の交通事故が減少している。 市民が消費者として自立している。
取り組みの方向	1 防犯活動の推進 警察・関係団体・地域団体と連携を図り、犯罪に関する情報の共有や自主防犯組織によるパトロール活動・暴力追放運動の推進により、市民の防犯意識や暴力追放意識を高めます。 また、防犯灯の整備など、地域における防犯活動に対する支援を進めます。 2 交通安全対策の推進 子どもや高齢者などに対する交通安全教育などの啓発活動の充実を図るとともに、地域における交通安全活動団体への支援を進めるほか、ガードレールなど交通安全施設の充実を図ります。 3 消費者の保護と自立の支援 年々悪質巧妙化する消費者被害から消費者を救済するため、消費生活相談の充実を図るとともに、消費者教育の充実と最新の被害情報の提供を図り、市民の消費者としての自立支援と保護に向けた取り組みを進めます。 4 基地周辺対策の推進 米軍機の騒音など基地に起因する問題の解決に向けて、国及び米軍への要請に努めます。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

[指標1] 中間(H26):10,300件(14.3件)、最終(H31):9,800件(13.5件)

指標と説明	[指標23] 市内で発生した犯罪認知件数(千人あたりの犯罪認知件数) 市内で発生した犯罪件数から発生状況を見る指標[単位:件]					結果の分析
目標設定の考え方	犯罪認知件数の毎年の減少率を約1%と定め、目標として設定しました。					本市の犯罪件数は、平成15年をピークに減少してきており、特に、窃盗犯の減少が大きく目標を達成することができた。地域防犯活動推進事業において、青パトを地域団体に貸出すなど、地域全体での取り組みを促進してきたところに、一定の効果があつたものと評価している。
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	11,003 (15.6)	10,780 (15.1)	10,670 (14.9)	10,560 (14.7)	10,460 (14.6)	
実績値(b)		9,879 (13.9)	8,310 (11.6)	6,829 (9.5)	6,530 (9.4)	
達成率(a/b)%		109.1	128.4	154.6	160.2	
						評価 A

[指標2] 中間(H26):3,500件(4.9件)、最終(H31):3,300件(4.5件)

指標と説明	[指標24] 市内で発生した交通事故件数(千人あたりの交通事故件数) 市内で発生した交通事故件数から発生状況を見る指標[単位:件]					結果の分析
目標設定の考え方	交通事故発生件数の毎年の減少率について中間目標までは2%、それ以降を1%と定め、目標値を設定しました。					本市の交通事故件数は、減少してきており、自転車や二輪車が関係する交通事故の減少により、目標を達成することができた。自転車交通事故の減少に向けた取り組みでは、スケアード・ストレイト事業の実施など警察や学校、交通安全関係団体等と連携した取組を進めている。
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	3,980 (5.6)	3,820 (5.4)	3,740 (5.2)	3,670 (5.1)	3,590 (5.0)	
実績値(b)		4,106 (5.8)	3,602 (5.0)	3,495 (4.9)	3,241 (4.5)	
達成率(a/b)%		93.0	103.8	105.0	110.8	
						評価 A

[指標3] 中間(H26):63.4%、最終(H31):65.9%

指標と説明	[指標25] 消費者被害に遭わないように注意している市民の割合 消費者被害について、注意を払っている市民がどれくらいいるかを見る指標[単位:%]					結果の分析
目標設定の考え方	消費者被害に遭わないよう具体的に対処する市民が毎年約0.5ポイント増加することを目標として設定しました。					消費生活センターに寄せられる相談は、昨年度に比べ増加し、高齢者からの相談が増加傾向にある。 昨年度より高齢者向けの啓発の機会を増やしたが、目標を達成することができなかった。引き続き、啓発を強化していくことが必要と考える。
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	59.9	61.4	61.9	62.4	62.9	
実績値(b)		53.4	53.9	47.4	47.2	
達成率(b/a)%		87.0	87.1	76.0	75.0	
						評価 C

[参考1] 基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

[サブ指標1] 中間(H26):、最終(H31):

指標と説明						結果の分析
目標設定の考え方						
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)						
実績値(b)						
達成率(a/b)%						
						評価

A:年度別目標を(上回って)達成
D:年度別の目標の値が60%未満
B:年度別の目標の値を80%以上達成
C:年度別の目標の値を60%以上達成
:今年度は成果指標の測定ができないもの

[単位:千円]

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	564,372	546,460	561,100	567,064	548,050	総事業費、人件費ともほぼ横ばいである。
人件費	209,345	207,636	205,062	194,194	195,338	
総事業費	773,717	754,096	766,162	761,258	743,388	
施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円]	1,086	1,051	1,065	1,058	1,032	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

事業の概要	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
	指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1 地域防犯活動推進事業 【生活安全課】 犯罪が起こりにくい、安全で安心なまちづくりを行うため、防犯意識の高揚を図り、市民による防犯パトロール等の自主防犯活動を促進する。	青色回転灯装備車両によるパトロールの実施回数(300回)	実績 (犯罪発生)24年:6,829件 25年:6,530件 前年比 299件 (青パト実施回数)274回(前年比 72件)	青色回転灯装備車両によるパトロールの実施回数(300回)
	評価	年々減少傾向にあるが、昨年は前年比4.4%減を達成できた。防犯活動団体に車両を貸し出し、地域防犯力の向上を図った。	
2 民間交番設置促進事業 【生活安全課】 犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、地域住民主体による防犯活動を支援するとともに、地域住民等の防犯活動拠点となる民間交番の設置促進を図る。	犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現のため、引き続き、地域住民の防犯活動拠点としての設置について検討を行う。	実績 民間交番のあり方について、検討を行った。	犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現のため、引き続き、地域住民の防犯活動拠点としての設置について検討を行う。
	評価	設置に向けた当面の課題の抽出などができた。	
3 防犯灯の設置促進 【生活安全課】 夜間における犯罪を未然に防止し、通行の安全を確保するため、防犯灯を設置するとともに、維持管理費の削減につながる省エネルギータイプの防犯灯への切り替えを促進する。	LED防犯灯の設置を促進し、1,800灯を設置するとともに、LED防犯灯設置による電気料金の削減を図る。	実績 LED防犯灯の設置促進:1,773灯 前年比173灯増 電気料金の削減:約1,336千円	LED防犯灯の設置を促進し、1,800灯を設置するとともに、LED防犯灯設置による電気料金の削減を図る。
	評価	自治会の協力のもと、LED防犯灯の設置促進により、市民の安全確保が図られるとともに、維持管理費が軽減された。	
4 交通安全教育推進事業 【生活安全課】 地域と一体となって交通安全意識の高揚を図り、交通事故に遭わないようにするため、交通安全関係団体等と連携した交通安全教室や交通安全啓発活動を実施する。	交通安全教室の年間275回 延べ参加者数24,500人	実績 (交通事故)24年:3,495件 25年:3,241件 前年比 254件 交通安全教室の開催 年間:240回 延べ参加者数24,565人(前年比 1,264人)	交通安全教室の年間275回 延べ参加者数24,500人
	評価	警察や交通安全団体等との連携による啓発活動等により、交通事故件数の減少が図られた。保育園や幼稚園、小中学校等において、啓発活動を行うことができた。	
5 交通安全施設の整備 【路政課】 交通事故のないまちづくりに向け、防護柵、カーブミラー、道路照明灯、カラー舗装等の新設や維持補修を行い、交通安全施設の整備の充実を図る。	ガードレール、カーブミラー、道路標識、道路照明灯の整備	実績 ガードレール(0.418km)、カーブミラー(86基)、道路標識(18基)、道路照明灯(215基)	ガードレール、カーブミラー、道路標識、道路照明灯の整備
	評価	必要な箇所について、適切な道路維持補修を実施した。	
6 消費者啓発事業 【生活安全課】 消費者被害を未然に防ぐため、各世代にあった消費者教育をはじめとする消費者啓発を実施する。	講師派遣事業の開催 年間25回、延べ参加者数1,100人	実績 講師派遣事業の開催 年間29回、延べ参加者数 1,988人	講師派遣事業の開催 年間30回、延べ参加者数 1,200人
	評価	講座や啓発物配布時に合わせた周知等により、目標を達成することができた。	・年代別、ニーズ等に応じた内容の講座実施や情報提供
7 基地対策事業 【渉外課】 市米軍基地返還促進等市民協議会や、県、関係各市と連携し、国や米軍に対して基地問題の解決に向けた要請活動等を行う。	引き続き、粘り強く要請活動を行う。	実績 関係団体と連携した要請の実施 即時対応の要請の実施	引き続き、粘り強く要請活動を行う。
	評価	基地問題の解決に向けた要請活動を継続して実施した	
8 【課】		実績	
		評価	

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

番号	事業名(所管課)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	地域防犯活動推進事業 【生活安全課】	19,477	17,561	13,710	15,972	17,548
2	民間交番設置促進事業 【生活安全課】	0	0	0	0	0
3	防犯灯の設置促進 【生活安全課】	225,505	234,244	252,941	277,497	299,008
4	交通安全教育推進事業 【生活安全課】	20,019	19,891	21,306	20,843	20,254
5	交通安全施設の整備 【路政課】	289,560	265,742	264,153	244,278	204,142
6	消費者啓発事業 【生活安全課】	2,525	1,643	1,530	1,668	1,625
7	基地対策事業 【渉外課】	7,286	7,379	7,460	6,806	5,473
8	【課】					

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

本市における犯罪認知件数は減少しているが、自転車盗が多い状況にある。犯罪を未然に防ぐためには、地域主体の取組を促進し、市民総ぐるみで取組んでいくことが重要である。

交通事故件数についても減少傾向にあるが、本市は自転車交通事故件数の割合が高い状況にある(下表参照)。特に、中高生が第一当事者となる自転車交通事故件数の割合が高いことから、教育委員会との連携を強化し、道路環境の改善を含めた総合的な施策を展開し、取組んでいくことが重要である。

		H22	H23	H24	H25
交通事故全体に対する自転車事故の割合	市内	33.8%	33.0%	33.0%	31.4%
	市外	22.7%	23.5%	22.1%	22.1%

交通安全施設の整備については、歩行者や車両が安心して通行できるよう、市民要望や道路点検パトロールに基づいて新設や維持補修を進めている。

消費生活については、消費生活相談は若干増加するとともに、内容は複雑化・多様化しており、高齢者からの相談が増加傾向にある。

米軍機の騒音は、昼夜を分かたず、市民生活に大きな影響を及ぼし、市民に耐えがたい苦痛を与えている。

米軍や国に対しては、要請活動を毎年実施するほか、問題が発生する都度、市米軍基地返還促進等市民協議会や県、厚木基地周辺各市と連携して、問題の解消に向け要請をしている。

【平成25年度の取組についての総合評価】

犯罪認知件数については、自治会や防犯指導員等が青パトによるパトロール活動を実施するなど地域主体の取組みが促進され、目標達成に一定の効果があった。

また、交通事故件数については、依然として自転車の交通事故件数が多いため、スクアード・ストレイト事業の充実やTSマーク付帯保険の普及啓発活動など、警察や学校、交通安全関係団体等と連携した取組みを行い、目標を達成することができた。

交通安全施設整備事業については、周辺の土地利用の状況変化等によって要整備箇所が生じることから計画的な整備は難しいが、現地の状況に応じて直営作業や業者委託によって迅速な対応に努めた。

消費生活については、消費生活基本計画に基づき、消費生活情報の充実などの施策を推進している。高齢者向けの講座を開催するとともに、9月に高齢者被害防止月間として、バスの車内広告、市役所等における動画広告などに加え、新たに駅前キャンペーンを実施した。しかし、講師派遣事業の開催回数は目標を達成できたものの、指標の目標を達成できなかったことから、さらなる啓発の強化を進める。

厚木基地の空母艦載機について、1日も早い移駐実現のために全力を尽くすこと、移駐が実現するまでの間の騒音軽減等を、国や米軍に対し要請。

キャンプ座間におけるヘリコプターの騒音被害の軽減、解消を要請。

市米軍基地返還促進等市民協議会や県、厚木基地周辺各市と連携して、引き続き騒音の解消・軽減に向けて取り組む。

犯罪認知件数や交通事故件数は順調に減少してきており、目標を大きく上回る成果が出る一方、消費者被害については、相談件数が増加している高齢者への対応として福祉部門との連携による啓発などを実施したが、目標達成が出来なかったため、1次評価をB評価とした。

【今後の具体的な改善策】

防犯対策については、警察や防犯関係団体等と連携し、地域と一体となり防犯意識の高揚を図るとともに、市民による防犯パトロール等の自主防犯活動や、地域が作成する安全・安心マップを促進するなど犯罪が起りにくい、安全で安心なまちづくりを行う。

交通事故の減少に向けては、交通安全団体や警察等と連携し、地域と一体となり交通安全意識の高揚を図るとともに、スクアード・ストレイト事業を拡充させるなど、事故の防止に向けた交通安全対策を更に推進する。また、自転車加害者となる事故が多く発生していることから、TSマーク付帯保険の普及を行う。

交通安全施設の整備については、地域の住民や道路利用者からの要望、道路点検パトロールに基づき進めていくが、優先順位等を精査し、厳しい予算の効率的執行を図っていく。

消費生活に係る相談内容は、高齢者からの相談が増加。このため、福祉部門との連携を強化し、注意喚起チラシやパンフレットの配布対象施設を増やすなど消費者啓発を推進する。

1次評価

B

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

・安全・安心まちづくり推進協議会のモデル事業として、光が丘地区において「安全・安心マップ」を作成した。

・新たに、自治会等が自主的に行う「スクアード・ストレイト補助事業」を実施した。

・TSマークの普及啓発を目的としたパンフレットを作成し、市内の自転車商協同組合との協働により、市民に配布した。

・福祉部門との連携により、講師派遣事業について周知を進め、地域包括支援センターや公民館の高齢者学級において講座を開催した。

・交通安全施設の整備について、各種要望や道路点検パトロールの結果を確認し、優先順位を精査するとともに、これに基づき適切に執行するよう努め、予算の効率的執行を図った。今後も引き続き、予算の効率的な執行を図っていく。

・消費生活審議会等において、消費生活基本計画に基づく施策の進行管理

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要

C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況

サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- ┌ 上記基準に該当する(ア イ ウ)
- └ 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

米軍の基地に起因する問題については、国や米軍に対し、粘り強く継続して要請活動を行うことにより、改善を図っていることから、その効果を指標で示すことは困難であるため。

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【消費生活審議会からの主な意見】

高齢者のネットトラブルへの対応は重要であり、情報提供等について検討して欲しい。

【意見に対する市の対応】

高齢者については、紙媒体で情報を取得する機会が多いと考えられるので、地域包括支援センター等へインターネット消費者被害啓発用パンフレットを配布するとともに、新聞折込によりインターネット契約トラブルに関するチラシを配布した。

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

消費生活においては、高齢者の被害が多いことから、福祉部門との連携により地域包括支援センターで講師派遣事業を実施するとともに、公民館の高齢者学級に出前講座を組み込んでもらうなどの啓発を行った。結果として、前年と同様の講座回数を実施できた。

【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
市民生活の安全・安心の確保	市内の犯罪が減少している。	1 防犯活動の推進	【指標23】 市内で発生した犯罪認知件数 (千人あたりの犯罪認知件数)	1 地域防犯活動推進事業 2 民間交番設置促進事業 3 防犯灯の設置促進
	市民の交通事故が減少している。	2 交通安全対策の推進	【指標24】 市内で発生した交通事故件数 (千人あたりの交通事故件数)	4 交通安全教育推進事業 5 交通安全施設の整備
	市民が消費者として自立している。	3 消費者の保護と自立の支援	【指標25】 消費者被害に遭わないように注意している市民の割合	6 消費者啓発事業
		4 基地周辺対策の推進		7 基地対策事業

新・相模原市総合計画での位置づけ			
基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	
政策の基本方向	NO	6	安全で安心して暮らせる社会をつくります
施策名	NO	14	災害対策の推進
		施策所管局	危機管理局
		局・区長名	笹野 章央

施策の目的・概要	
めざす姿	災害に強い都市基盤ができています。 市民の災害に対する備えができています。
取り組みの方向	1 災害に強い都市基盤の整備 旧耐震基準により建てられた住宅などの耐震化を促進するとともに、延焼しにくい市街地をつくるため、道路、公園などの整備にあわせ、周辺の緑化や建築物の不燃化を促進するなど、公共施設と建築物が一体となった延焼遮断帯の形成を図ります。 また、避難場所・避難路を確保するため、公園、広幅員道路などの整備や電線類の地中化を進めます。 さらに、土砂災害の防止のため、急傾斜地の崩壊対策に取り組むとともに、水害に強いまちづくりのため、河川改修や雨水管の整備及び雨水流出抑制の機能を高めるなど、浸水被害を解消する取り組みを進めます。 2 地域防災対策の充実 一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、様々な手法を用いた啓発活動の充実に努めます。 また、自主防災組織の強化に向けた支援や災害時要援護者の把握、避難所での支援体制の充実に努めるとともに、被害想定に基づいた飲料水や非常用食料品等の備蓄を進めます。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】 中間(H26):81.4%、最終(H31):83.8%

指標と説明	【指標26】避難路整備率 市民が安全に避難できる道路が整備されているかどうかを見る指標【単位：%】	結果の分析 震災などの市街地火災時に市民が安全に避難できる幅員15m以上の都市計画道路の整備が順調に進んでいる。 (目標延長98,431mに対し、整備延長101,342m)				
目標設定の考え方	幅員15m以上の都市計画道路について、平成21年度の都市計画道路整備予定量をもとに、目標として設定しました。					
	基準値(H19年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	78.0	79.5	80.0	80.5	81.0	
実績値(b)		80.9	81.2	83.1	83.3	
達成率(a/b)%		101.8	101.5	103.2	102.8	
					評価	A

【指標2】 中間(H26):47.6%、最終(H31):95.2%

指標と説明	【指標27】緊急雨水対策事業箇所における浸水被害の解消率 「雨水対策基本計画」に基づき、雨水対策事業箇所の増減を見る指標【単位：%】	結果の分析 「改定・相模原市雨水対策基本計画」に基づき、25年度においては雨水対策事業箇所8箇所を予定していたが、地域住民との調整や、作業工程の見直しなどの要因により2箇所の完成は翌年度へ繰越すこととなったが、その他6箇所については、計画どおり雨水管きよの整備が完了し、浸水被害の解消が図られている。				
目標設定の考え方	市「雨水対策基本計画」に基づく整備予定量により、浸水被害が解消される地域の見込み数をもとに目標として設定しました。なお、当該計画については、平成23年度に改定を行ったため、平成24年度より目標とする雨水対策事業箇所数が増加となったため、目標値が低くなったものです。					
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	-	66.6	84.8	54.9	58.7	
実績値(b)		66.6	84.8	54.9	57.8	
達成率(a/b)%		100.0	100.0	100.0	98.5	
					評価	B

【指標3】 中間(H26):14.1%、最終(H31):16.6%

指標と説明	【指標28】災害対策をしている市民の割合 災害に対する事前対策を行っている市民の割合【単位：%】	結果の分析 目標値は達成しているものの、前年比で下回っている。 東日本大震災等の教訓が風化しないよう引き続き積極的な普及啓発を継続し、災害対策率の向上に取り組む。				
目標設定の考え方	内閣府が実施する防災に関する世論調査の結果を参考に、最終目標に向けて約5ポイント増やすことを目標として設定しました。					
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	11.1	12.1	12.6	13.1	13.6	
実績値(b)		9.1	14.1	15.5	14.6	
達成率(a/b)%		75.2	111.9	118.3	107.4	
					評価	A

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】 中間(H26): 、最終(H31):

指標と説明	【指標27】緊急雨水対策事業箇所における浸水被害の解消率 「改定・雨水対策基本計画」に基づき、雨水対策事業箇所の増減を見る指標【単位：%】	結果の分析 「改定・相模原市雨水対策基本計画」に基づき、25年度においては雨水対策事業箇所8箇所を予定していたが、地域住民との調整や、作業工程の見直しなどの要因により2箇所の完成は翌年度へ繰越すこととなったが、その他6箇所については、計画どおり雨水管きよの整備が完了し、浸水被害の解消が図られている。 中間及び最終の目標値については、新たな計画を作成中のため未記入。				
目標設定の考え方	市「改定・雨水対策基本計画」が平成24年3月に策定されたことから、新計画に基づく整備予定量により、浸水被害が解消される地域の見込み数をサブ指標として設定。 解消数の累計 / 改定計画整備予定数(99箇所) * 100					
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)				4.0	12.1	
実績値(b)				4.0	10.1	
達成率(a/b)%				100.0	83.5	
					評価	B

A: 年度別目標を上回って達成
B: 年度別の目標の値を80%以上達成
C: 年度別の目標の値を60%以上達成
D: 年度別の目標の値が60%未満
: 今年度は成果指標の測定ができないもの

施策推進のための経費(決算額) H25年度は見込額

[単位:千円]

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	2,224,310	2,251,863	1,350,474	836,150	791,346	事業費は減額を行ったが、防災条例の制定や防災減災プログラムの実施など、総合的な取り組みを進めたため、人件費については増額した。各事業の事業費は、前年度と比べると増減しているが予定どおりのものである。公共下水道の整備は8割達成でほぼ予定どおりである。
人件費	136,403	126,239	99,076	57,789	77,431	
総事業費	2,360,713	2,378,102	1,449,550	893,939	868,777	
施策に対する市民1人あたりコスト [単位:円]	3,314	3,314	2,015	1,242	1,206	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

	施策を構成する事業名(所管課名)	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
		指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1	道路災害防除事業(防災カルテ点検業務) [道路課・緑・津久井・中央・南土木事務所]	点検箇所:250箇所 点検に基づく、要対策実施箇所の対策実施	実績 点検箇所:320箇所 対策箇所:1箇所 評価 点検範囲を拡大して320箇所の点検を実施するとともに、1箇所の災害防除工事を実施し、事故防止が図られた。	点検箇所:320箇所 点検に基づく、対策の実施
	道路災害未然防止のため、本市が管理する道路の定期点検を実施するとともに、危険箇所について対策を講じ、事故の防止に努める。			
2	防災対策普及啓発推進事業 [危機管理課]	家具の転倒防止対策の啓発及び転倒防止設置支援事業件数の増加。	実績 家具の転倒防止対策として市ホームページや広報紙等への掲載、会議・イベント等でのチラシの配布、まちかど講座(約40回)でのPR等、啓発を推進した。 評価 予定通り実施し、防災に対する市民の意識高揚を図られた。	防災意識の高揚を図るため、自助及び共助の考え方についてあらゆる機会を捉え周知する。防災スクールを開講し防災マイスターを育成する。
	防災に対する市民の意識高揚を図るため、防災対策や避難時の心得など、防災ガイドブックや防災・危機管理ポータルサイトを通じて周知する。			
3	公共下水道(雨水)の整備 [下水道施設課]	浸水被害解消箇所率 58.7%	実績 浸水被害解消箇所率 57.8% (H25浸水被害解消箇所数÷浸水被害解消必要箇所数(H23改定後)) 評価 計画に基づき事業を推進し、浸水被害の軽減・解消が図られた。	浸水被害解消箇所率 65.3%
	浸水被害を解消するため、雨水幹線等の整備や雨水流出抑制の機能を高め、浸水被害を減少させる。			
4	河川改修事業 [河川整備課]	浸水被害の軽減、解消に向けた河川の整備延長:2.3m(希少種の生息等に配慮した工事施工計画になっている。)	実績 浸水被害の軽減、解消に向けた河川の整備延長:2.2.4m 評価 概ね予定どおり実施し、浸水被害の発生の軽減と解消が図られた。	浸水被害の軽減、解消に向けた河川の整備延長:5.8m
	河川の氾濫による浸水被害の発生の軽減と解消のため、市街化の著しい区域に位置する鳩川、八瀬川、姥川の整備を進める。			
5	地域防災力支援事業(防災資機材整備事業) [危機管理課]	津久井地域5箇所の避難所倉庫の整備及び防災資機材の配置。	実績 津久井地域に避難所倉庫を5箇所、一般倉庫を1箇所整備した。女性、高齢者等に配慮した物資の備蓄及び防災資機材を整備した。 評価 予定通り実施した。	津久井地域5箇所の避難所倉庫整備、清新一般防災倉庫の設計及び高齢者や乳幼児等に配慮した備蓄の推進、初期消火活動用資機材ほか防災資機材の整備。
	地域における防災力の向上のため、防災備蓄倉庫の整備、公助としての防災資機材等の整備を図り、大規模災害へ備える。			
6	地域防災力支援事業(自主防災組織育成支援事業) [危機管理課]	自主防災組織の活動促進に向け研修会等を実施。自主防災隊と連携した総合防災訓練の実施。	実績 自主防災組織を対象とした各種研修会を実施した。総合防災訓練を連携して実施した。 評価 従来の補助金及び交付金の交付並びに各種研修により自主防災力の向上が図られた。	自主防災組織の研修を兼ねた防災フォーラムを開催する。緊急かつ集中的に自主防災力を向上するため自主防災力向上事業を実施する。総合防災訓練を連
	自主防災組織が災害時に主体的に活動できるよう、訓練指導等の実施や活動に対する一部補助のほか、災害発生時の情報管理の充実を図るとともに総合防災訓練を連携して実施。			
7	災害時要援護者避難支援事業 [地域福祉課]	災害時要援護者避難支援ガイドラインの普及啓発などにより、各区役所等と連携を図りながら、各地域において、避難支援体制の構築が早期に図られるよう支援する。各区役所、まちづくりセンターに「災害時要援護者名簿」を配置し、災害発生時に要援護者情報を提供する。	実績 「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、22地区(主に自治会長会議)での説明や広報等によって制度周知を図ったことにより、市から「同意者名簿」を提供するための協定締結した支援組織も含め、避難支援体制づくりに取り組んでいる自治会数は264となった。また、各まちづくりセンター等に「災害時要援護者名簿」を配置した。目標どおり22地区での説明など様々な機会を通じて啓発・周知に取組んだことにより、市民における災害時要援護者支援の取組みに関する意識醸成が図られた。	各区役所等と連携を図りながら、各地域において、避難支援体制の構築が早期に図られるよう、災害時要援護者避難支援ガイドラインや先行事例などの普及啓発を図る。
	地域住民による高齢者や障害者などの災害時要援護者の避難支援体制づくりを支援する。			

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

番号	事業名(所管課)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	道路災害防除事業(防災カルテ点検業務) [道路課・緑・津久井・中央・南土木事務所]	0	90,462	43,509	46,830	13,944
2	防災対策普及啓発推進事業 [危機管理課]	0	7,875	4,907	3,876	4,489
3	公共下水道(雨水)の整備 [下水道施設課]	1,802,334	1,842,261	971,014	471,194	607,441
4	河川改修事業 [河川整備課]	383,395	236,754	214,726	194,932	33,151
5	地域防災力支援事業(防災資機材整備事業) [危機管理課]	26,285	56,508	89,998	88,568	106,333
6	地域防災力支援事業(自主防災組織育成支援事業) [危機管理課]	12,239	17,731	26,314	24,154	23,811
7	災害時要援護者避難支援事業 [地域福祉課]	57	272	6	6,596	2,177
8	[課]					

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

災害対策をしている市民の割合は、目標値を達成しているものの前年度に比べ下がっている(指標3)。一方で自主防災組織の活動は、程度の差はあるが活発化しつつある。震災の教訓を風化させないためにも啓発活動の推進や、自主防災組織の活動の促進を行う必要がある。

台風・豪雨・地震などの異常な自然現象に伴う落石や斜面崩壊などの土砂災害を未然に防止するため、山間部や河岸段丘面等の道路においては、斜面等の定期点検を行い、危険度が高い箇所について災害防除工事を実施して道路利用者の安全確保に努める必要がある。

平成16年度に浸水被害対策を計画的・効率的・効果的に進めるため、「雨水対策基本計画」を策定して公共下水道雨水幹線等の整備を順次進め、平成24年3月に同計画を改定し、浸水被害の軽減・解消を図るための整備工事を計画的に行っているところであるが、国の交付金である合併特例が平成27年度で終了となることから、平成28年度以降は政令市(乙)の補助採択基準となり、交付金が減額されるため、下水道事業会計への負担が増加となるなど、計画的な事業推進への影響が懸念される。

河川改修事業は、浸水被害の軽減・解消のため、雨水対策基本計画に基づき整備を実施している。

災害時に、高齢者、障害者、子どもなどの災害時要援護者に対し、地域において的確な支援ができるよう支援体制の強化を図る必要がある。

【平成25年度の取組についての総合評価】

防災減災プログラム等の事業計画に基づき、各事業が予定通り実施されたことで、着実に地域の防災力向上が図られたと捉えている。

年度当初に予定していた雨水対策事業箇所8箇所のうち2箇所については、地域住民との調整や、作業工程の変更などにより完成が翌年度へ先送りとなったが、ほぼ予定どおりに事業を推進しており、改定された「雨水対策基本計画」の目的である、浸水被害の軽減・解消が図られている。

道路防災カルテ点検の範囲を拡大して目標を上回る320箇所について点検を実施するとともに、災害防除工事として市道阿津増原の道路改良工事を実施し、道路災害の発生を未然に防止した。また、点検箇所について、道路パトロールによる定期的な経過観察等を行い、災害防除に努めた。

河川改修事業は、護岸整備を実施し、概ね計画通り完了している。

施策全体として、3つの成果指標のうち、2つの指標が目標値を上回ったが、指標2については、地域住民との調整や作業工程の変更などにより完成が翌年度へ先送りとなり目標を達成できなかったこと及び事務事業においても一部目標を達成できない事業があった。しかしながら、防災条例の制定や防災減災プログラムの実施など、総合的な取り組みを進めることができたことから、1次評価をAとした。

【今後の具体的な改善策】

新たに制定された市防災条例に基づく市の責務を果たすためにも、引き続き市民の防災意識の向上や、自主防災組織の活動の活発化を図る必要がある。

引き続き道路防災カルテ点検を実施するとともに、交通量等を鑑み、危険度が高い斜面等から順次災害防除工事を実施し、道路利用者の安全確保に努める。

市民の財産や生活の安心・安全を確保するため、台風や集中豪雨などによる浸水被害の軽減・解消に繋がる事業を計画的に実施するには、雨水整備プログラムの策定や、下水道事業会計への負担軽減を図るための財源確保が必要であり、新たな補助メニューへの転換等を含めた対応が可能となるよう、国など関係機関との調整に努める。

災害時要援護者避難支援ガイドラインの普及啓発などにより、区役所、まちづくりセンターと連携し、地域における災害時要援護者の支援体制づくりを推進する。

1次評価

A

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

・道路防災カルテ点検の範囲を拡大し、目標を上回る320箇所について点検を実施するとともに、危険度が高い斜面の道路災害防除工事を実施して道路利用者の安全確保に努め、事故防止が図られた。

・姥川においては毎年、猛禽類について、営巣地の状況や繁殖状況及び採餌の行動等のモニタリング調査を実施している。また、工事についてはモニタリング調査の結果を基に、繁殖期に考慮した施工時期の設定等の取組を行い、猛禽類の保全が図られた。

・市民への啓発活動として、市ホームページや広報紙を活用した家具転倒防止対策等を実施した。また自主防災組織への新たな訓練として、HUG(避難所運営ゲーム)の活用促進を継続したほか、新たにクロスロード(災害対応カードゲーム)の用具の貸し出しを開始し普及に努め、市民の防災に対する意識高揚が図られた。

・災害時要援護者避難支援ガイドラインに基づき、主に自治会長会議等や広報等によって制度周知を図ったことにより、市から「同意者名簿」を提供するための協定を締結した支援組織も含め、避難支援体制づくりに取り組んでいる自治会数は264となった。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

2次評価

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている
- B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
- C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
 サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

- ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標
- イ 測定結果が出ていない成果指標
- ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

{

 上記基準に該当する(ア イ ウ)
 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

防災条例の策定及び地域防災計画の修正に当たり、各局区の担当者を構成員とした専門部会での検討会を進めるとともに、危機管理責任者会議等で調整を行った。

【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
策	災害に強い都市基盤ができています。	1 災害に強い都市基盤の整備	【指標26】避難路整備率 【指標27】浸水被害警戒対象地域の解消率	道路災害防除事業(防災カルテ点検業務) 公共下水道(雨水)の整備 河川改修事業
	市民の災害に対する備えができています。	2 地域防災対策の充実	【指標28】災害対策をしている市民の割合	防災対策普及啓発推進事業 地域防災力支援事業 災害時要援護者避難支援事業

新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	
政策の基本方向	NO	6 安全で安心して暮らせる社会をつくります	施策所管局 消防局
施策名	NO	15 消防力の強化	局・区長名 岩田 進一

施策の目的・概要

めざす姿	火災の被害が減っている。 救急における救命率が上がっている。
取り組みの方向	1 効果的な消防・救急体制の構築 地域の特性を考慮した消防署所や消防車両等の整備、消防団組織や施設の充実、火災予防の充実、消防情報管理システムの充実強化などを図るとともに、大規模災害等に対応するため、高度救助体制を確立します。 また、救急業務の高度化を図り、救急車の適正利用や応急手当の普及啓発を推進し、救命率の向上をめざします。

基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

中間(H26):10.7%、最終(H31):9.7%

指標と説明	[指標29] 延焼率 出火した建物から他の建物への延焼を防ぎ、火災被害の減少の割合を見る指標 【単位：%】	結果の分析					
目標設定の考え方	過去5年間(平成15年～平成19年)の平均延焼率が最も低い都道府県の数値を目標として設定しました。	住宅用火災警報器の普及率上昇に伴い住宅火災の件数が減少傾向にあるとともに、前年と比較して、建物火災件数が7件減少し、かつ、延焼火災も5件減少したことにより、延焼率の目標が達成できた。					
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	11.8	10.7	10.7	10.7	10.7		
実績値(b)		10.0	12.0	12.9	8.5		
達成率(a/b)%		107.0	89.2	82.9	125.9		

【指標2】

中間(H26):11.5%、最終(H31):14.0%

指標と説明	[指標30] 救命率 心肺機能が停止した傷病者の生存率を見る指標【単位：%】	結果の分析					
目標設定の考え方	約5ポイント増加することを目標として設定しました。	救急件数の増加とともに、心肺機能が停止した傷病者の搬送件数は、年々増加傾向にある。高度救急救命処置(気管挿管、薬剤投与)ができる救急救命士の養成と普及講習会受講者数の増加により、目標値を達成することができた。					
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	8.5	11.5	11.5	11.5	11.5		
実績値(b)		13.6	8.0	15.4	14.4		
達成率(b/a)%		118.3	69.6	133.9	125.2		

【指標3】

中間(H26): 、最終(H31):

指標と説明		結果の分析					
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a)%							

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

【サブ指標1】

中間(H26):20,000人、最終(H31):20,000人

指標と説明	普及講習会受講者数 普通救命講習会などの受講者数を見る指標【単位：人】	結果の分析					
目標設定の考え方	応急手当に係る講習の参加数を基準値より年1,000人増加することを目標としましたが、目標値を大きく達成しているため、25年度より毎年20,000人以上の受講者数を維持することを目標として設置しました。	応急手当に係る講習を879回実施し、22,488人の受講があり、応急手当に係る講習会の拡充及び広報による普及啓発により目標値を達成したため、良好であると評価した。					
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	10,000	11,000	12,000	13,000	20,000		
実績値(b)		16,984	19,561	23,034	22,488		
達成率(b/a)%		154.4	163.0	177.2	112.4		

A:年度別目標を(上回って)達成
D:年度別の目標の値が60%未満

B:年度別の目標の値を80%以上達成
:今年度は成果指標の測定ができないもの

C:年度別の目標の値を60%以上達成

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	181,945	50,127	225,984	617,960	411,776	25年度に総事業費が大幅に減額した主な理由は24年度に実施した藤野分署の建設事業及び防災消防訓練場整備事業が終了したことによるもの。
人件費	120,914	123,987	124,622	119,056	119,321	
総事業費	302,859	174,114	350,606	737,016	531,097	
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	425	243	487	1,024	737	

職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円、H25年度683万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

事業の概要	平成25年度		平成26年度 指標・目標 (Plan)
	指標・目標(Plan)	実績(Do)・評価等(Check)	
1 消防署所の整備事業 【消防総務課】 消防力整備計画に基づき、庁舎の老朽化、狭小への対応、地域の災害に迅速かつ的確に対応するため、分署等を整備する。	藤野分署を開署する。相原分署は、実施設計、仮設庁舎建設及び既存庁舎解体を行う。	実績 藤野分署は、予定どおり開署した。相原分署は、予定どおり実施設計、仮設庁舎建設及び既存庁舎の解体を行った。 評価 予定どおり実施した。	・相原分署の建設工事を行う。 ・津久井消防署の建設用地を取得する。 ・青根分署建設の基本設計を行う。
2 消防団詰所・車庫整備事業 【消防総務課】 消防団の活動環境を充実させるため、老朽化している施設について整備を図る。	消防団の活動拠点となる詰所・車庫を計画的に整備し、地域の防災力の向上を図る。平成25年度は、津久井方面隊第4分団第1部及び藤野方面隊名倉分団第2部の建設を行う。	実績 予定どおり津久井方面隊第4分団第1部及び藤野方面隊名倉分団第2部の建設を実施した。 評価 予定どおり実施した。	消防団の活動拠点となる詰所・車庫を計画的に整備し、地域の防災力の向上を図る。平成26年度は北方面隊第1分団第1部及び藤野方面隊日連分団第1部の建設を行う。
3 火災予防推進事業 【予防課】 火災の発生件数及び火災による人的・物的被害の減少を図るため、住宅防火対策、放火火災防止対策及び火災予防広報を推進するとともに、火災予防体制の強化を図る。	・住宅用火災警報器 設置率100% ・青少年防火教育を市内全小学校(75校)で実施	実績 ・住宅用火災警報器設置率86.2% ・青少年防火教育実施校62校 評価 ・火災警報器設置の普及啓発により、平成24年度の設置率81.6%から4.6ポイント上昇した。 ・各小学校への普及啓発により、平成24年度の実施校44校から18校増え、62校となった。	・住宅用火災警報器設置率100% ・青少年防火教育を市内全小学校(75校)で実施
4 救急業務の高度化推進事業 【警防・救急課】 救急業務の高度化を推進するため、メディカルコントロール体制の充実を図るとともに、高度な救急研修の実施や気管挿管、薬剤投与及び新たな処置範囲拡大に対応できる救急救命士を養成するほか、高度救命処置用資器材の整備を図る。	・メディカルコントロール体制の充実 メディカルコントロール体制とは、医師からの常時指示、医師による事後検証及び医療機関における救急救命士の再教育を行う体制をいう。 ・気管挿管・薬剤投与と資格者の養成 ・高度救命処置用資器材の整備	実績 ・気管挿管資格者4名、薬剤投与資格者5名を養成した。 ・H26.4.1から新たな処置範囲が拡大されることに伴い、対応できる救急救命士20名を養成した。 ・車両更新に伴い、高度救命処置用資器材を整備した。 評価 気管挿管資格者4名、薬剤投与資格者5名に加え、新たな処置範囲の拡大に対応できる救急救命士20名を養成できたことにより、H26.4.1からの制度変更に対応できる体制を構築した。	・メディカルコントロール体制の充実 ・気管挿管・薬剤投与と資格者の養成 ・新たな処置範囲拡大に対応できる救急救命士の養成 ・第23回全国救急隊員シンポジウムの開催 ・高度救命処置用資器材の整備
5 デジタル消防救急無線整備事業 【指令課】 通信内容の秘匿性の確保、データ送信等通信の高度化を図るとともに、広域災害を踏まえた県全体のネットワーク構築のため、デジタル消防救急無線を整備する。	整備工事の実施(市単独整備分及び県共同整備分)	実績 予定どおり整備工事の実施(市単独整備分及び県共同整備分)を実施した。 評価 予定どおり実施した。	整備工事の実施(市単独整備分及び県共同整備分)
6 【課】		実績 評価	
7 【課】		実績 評価	

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位:千円】

番号	事業名(所管課)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	消防署所の整備事業 【消防総務課】	0	2,502	83,574	299,802	40,890
2	消防団詰所・車庫整備事業 【消防総務課】	100,750	8,305	71,698	53,551	67,906
3	火災予防推進事業 【予防課】	11,203	8,091	8,680	8,095	8,163
4	救急業務の高度化推進事業 【警防・救急課】	65,872	27,575	47,602	36,323	57,606
5	デジタル消防救急無線整備事業 【指令課】	4,120	3,654	14,430	147,043	237,211
6	【課】					
7	【課】					

総合分析及び市の自己評価(1次評価)(Check)

【現状・課題認識】

- ・平成25年度の延焼率は目標を達成できている。なお、継続的に目標値を達成するためには、火災の早期発見、早期通報及び初期消火が重要であることから、住宅用火災警報器の設置促進を含む総合的な住宅防火対策を推進する必要がある。
- ・救命率は、高度な救急救命処置のできる救急救命士の計画的な養成とともに、応急手当に係る講習会の拡充による受講者数の増加が、応急手当実施率に寄与することから、計画的な事業の推進が必要である。
- ・デジタル消防救急無線(市内の災害活動時に使用する活動波及び市外で使用する共通波)の整備工事を平成24年度から着工し、平成27年度の運用開始を計画している。なお、平成26年度中に消防団に無線機を配備し、消防職員及び消防団員の無線運用方法等を定める必要がある。また、運用開始が計画通り実施できるように効率的な整備工事を行う必要がある。

【平成25年度の取組についての総合評価】

住宅用火災警報器の設置率が4.6ポイント上昇し、少年少女防火教育の実施校が18校増えたが、これらの事業は火災予防を未然に防ぐ上でも大きな効果をもたらすことから、対象者に対する実施率100%を目指し、引き続き防火思想の普及啓発を行う必要がある。

救急件数の増加に伴い心肺機能が停止した傷病者の搬送件数も年々増加傾向にあるが、救急高度化の推進及び応急手当の普及啓発により目標値を達成した。

気管挿管資格者4名、薬剤投与資格者5名、新たな処置範囲拡大に対応できる救急救命士20名を養成し、養成計画どおりの推進ができたことにより、平成26年4月1日からの処置範囲拡大の制度改正の対応が図られた。

活動波整備は計画どおり実施することができた。また、共通波整備にあっては整備主体である横浜市消防局、神奈川県消防救急無線デジタル化推進協議会事務局と調整を図り、予定どおり実施することができた。

救命率の向上については計画的な救急救命士の養成等により、救命率の目標値を超えることができ、また火災予防推進事業で進めている住宅用火災警報器設置率の増加や火災予防の思想普及の推進により、延焼率の低下に加え、火災件数も減少しており、施策目的のめざす姿に直結した取組を実施し効果もあげていると判断し、1次評価をAとした。

【今後の具体的な改善策】

- ・住宅用火災警報器の維持管理の周知と併せ、継続的に広報を行い設置促進に取り組む。特に、住宅火災における死亡率が高いことから住宅防火を推進する。
- ・火災を防ぐには、幼年期の防火教育が重要であることから、平成26年度に少年少女防火教育の未実施校13校に対し、更に実施に向けた働きかけを行う。
- ・メディカルコントロール体制の充実強化を図るとともに、高度な救急救命処置のできる救急救命士の計画的な養成及び応急手当に係る講習会の拡充等による受講者数の増加により、救命率の向上を目指す。

1次評価

A

前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

前年度の改善策としてあげていた「高齢者世帯を中心とした住宅用火災警報器の設置推進」及び「少年少女防火教育(ファイヤースクール)の実施」は実施率を向上させることができた。

2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見】

- ・市民が市の評価を高めたものとして、救急の受け入れの基準が高いことや「スーパーレスキューはやぶさ」があるなど、市民の消防に対する信頼感が高い。ポジティブなことも評価であるため、プラスの部分や現状を1次評価の「課題認識」欄に記載されたい。
- ・高齢者に対して火災予防の普及啓発を様々な形で実施されたい。
- ・指標30「救命率」について、目標値の根拠を明確にし、他都市の数値を含めて配慮する中で適正な基準値のあり方を検討されたい。

【改善すべき点】

- ・特になし。

2次評価

A

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)設定の該当状況
 サブ指標を設定している場合は成果指標とあわせて記載している

サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

- ア 総合計画審議会からサブ指標を設定すべきであるとの指摘があった成果指標
- イ 測定結果が出ていない成果指標
- ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(ア イ ウ)
- 上記基準に該当しない

【サブ指標を設定できない理由】(上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

【参考4】事務事業評価

事務事業名	火災予防推進事業	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	火災の出火率、延焼率、損害額等の減少を図る必要がある。		1次評価 現状維持
2次 【経営評価委員会】	(評価理由) 1次評価のとおり、現状維持と評価する。 (意見) 火災予防思想などの普及を推進するため、更に効果的、効率的な方法を検討していただきたい。		2次評価 現状維持

事務事業名	救急高度化推進事業	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	救急件数の増加に伴い心肺機能が停止した傷病者の搬送件数も年々増加傾向にあるが、救急高度化の推進及び応急手当の普及啓発により、救命率の向上の向上が見られている。		1次評価 現状維持
2次 【経営評価委員会】	(評価理由) 1次評価のとおり、現状維持と評価する。 (意見) 緊急搬送の受け入れ先がなかなか決まらないこともあると聞いている。迅速な搬送ができるよう、救急救命士、指令センターや医療機関との連携システムを構築するなどの検討もお願いしたい。 メディカルコントロール体制による具体的な効果が不明である。		2次評価 現状維持

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき
 改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき
 現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
消防力の強化	火災の被害が減っている。	1 効果的な消防・救急体制の構築	【指標29】延焼率	火災予防推進事業
	救急における救命率が上がっている。	1 効果的な消防・救急体制の構築	【指標30】救命率	救急の高度化推進事業
	救急における救命率が上がっている。	1 効果的な消防・救急体制の構築	【サブ指標】普及講習会受講者数(普通救命講習会などの受講者数)	応急手当普及啓発事業